

商 品 分 類 表

- 調査票甲の「12 製造品の出荷額、在庫額等」、調査票乙の「10 製造品出荷額等」の記入に当たりましては、本冊子を参照してください。
- 本資料は経済産業省HPにもPDF形式ファイルで掲載されています。PDFの検索機能を利用して、商品の名称から6桁の製造品番号等を検索することができます。方法等につきましては巻末の『「商品分類表」の検索方法について』を参照してください。

目 次

ページ

説 明	1
製造品及び販加工品分類表	5
0 9 食料品	5
1 0 飲料・たばこ・飼料	9
1 1 繊維工業品	10
1 2 木材・木製品	17
1 3 家具・装備品	19
1 4 パルプ・紙・紙加工品	21
1 5 印刷・同関連品	23
1 6 化学工業製品	24
1 7 石油製品・石炭製品	29
1 8 プラスチック製品	30
1 9 ゴム製品	33
2 0 なめし革・同製品・毛皮	35
2 1 窯業・土石製品	37
2 2 鉄鋼	42
2 3 非鉄金属	44
2 4 金属製品	46
2 5 はん用機械器具	50
2 6 生産用機械器具	53
2 7 業務用機械器具	59
2 8 電子部品・デバイス・電子回路	63
2 9 電気機械器具	66
3 0 情報通信機械器具	71
3 1 輸送用機械器具	74
3 2 その他の製品	77
その他収入分類表	82
(参考) 「商品分類表」の検索方法について	84

説明

1. この商品分類表は、平成29年工業統計調査用に作成したもので、**調査票甲「12 製造品の出荷額、在庫額等」**及び**調査票乙「10 製造品出荷額等」**の記入に用います。

2. この商品分類表は、「説明」と**製造品（部分品、副産物、製造工程から出たくず・廃物を含む）**及び**販加工品**を6桁番号で細分した「**製造品及び販加工品分類表**」、その他収入を6桁番号で細分した「**その他収入分類表**」からなっています。

3. 「**製造品及び販加工品分類表**」（以下「**分類表**」という。）（5～81頁）の使用について

分類表のうち6桁番号のついた**製造品及び販加工品**は、**調査票甲「12 製造品の出荷額、在庫額等」**の「**ア 品目別製造品出荷額**」、「**イ 品目別製造品在庫額**」、「**ウ 加工販収入額**」及び**調査票乙「10 製造品出荷額等」**の「**ア 品目別製造品出荷額**」、「**イ 加工販収入額**」の記入に用います。

（1）**調査票甲「ア 品目別製造品出荷額」、「イ 品目別製造品在庫額」**及び**調査票乙「ア 品目別製造品出荷額」**の記入について

①調査票甲

12 製造品の出荷額、在庫額等（単位：万円）																								
12 ア 品目別製造品出荷額（年間） (酒税、たばこ税、揮発油税及び地方揮発油税を含む)							12 イ 品目別製造品在庫額(年末現在) (帳簿価額)																	
番号	製造品名	数量 単位 名	数量 単位 名	金額（単位：万円）							数量	金額（単位：万円）												
				兆	千億	百億	十億	億	千万	百万	十万	万円	千億	百億	十億	億	千万	百万	十万	万円				
⊗ 2 7 1 9 1 1	金銭登録機								5	1	1	1							9	2				
2 9 3 1 1 2	電子レンジ								6	7	8	9	2							2	5	6		
2 9 3 1 1 3	電気冷蔵庫	台	20,560						1	5	4	2	0	0	3,320					2	4	9	0	3
3 0 2 3 1 4	ハウアンプ	台	8,100						1	6	2	0	0	4,065					8	1	3	0		
3 0 2 3 1 6	補聴器																		1	1	6			

②調査票乙

10 製造品出荷額等																				
(1) 製造品とは、自己の所有する原材料によって製造された製品をいい、部分品、副産物、製造工程から出たくず・廃物も記入してください。																				
(2) 貴事業所で製造し、同じ企業の他の事業所へ引き渡したものも市価換算して製造品出荷額に含めてください。																				
(3) 製造品名、販加工品名、その他収入の種類名、番号、数量単位名などの記入に当たっては、商品分類表を参照してください。																				
(4) 出荷額は、工場出荷価額によって記入してください。																				
ア 品目別製造品出荷額（年間） (酒税、たばこ税、揮発油税及び地方揮発油税を含む)							自己の所有する原材料を他企業の国内事業所に支給して製造させたもの（委託生産品）を含め、仕入れて又は受け入れてそのまま販売するもの（転売品）はここに含めず「ウ その他収入額」に記入してください。													
千億 百億 十億 億 千万 百万 十万 万円																				
⊗ 2 4 4 1 1 1 鋼骨																				
t 645 1 2 8 5 0																				
2 4 4 2 1 9 その他の建設用金属製品																				
1 7 2 4 6																				
2 4 4 5 1 3 建築用板金製品																				
3 6 0 8																				
2 4 4 6 1 9 その他の製缶板金製品																				
5 4 2 0																				

注1) 「⊗」欄は、市区町村又は都道府県で使用しますので、記入の必要はありません。

2) 「番号」欄は、分類表にある製造品名の左側についている6桁番号を記入してください。

- 3) 「製造品名」欄は、分類表にある製造品名を1品目ごとに、1行を用いて記入してください。
取引上の製造品名が、慣用商品名を用いているため、分類表の製造品名と一致しない場合には、内容例示などを参考にして、分類表の製造品名で記入してください。また、例示が見あたらない場合については、他の例示などから類推してください。
- 4) 「数量単位名」欄は、分類表に数量単位を掲げていない品目（数量単位名のところが一となっている。）については、数量を記入する必要はありません。
取引上、使用している単位が分類表で指定した単位と異なる場合には、**指定した数量単位名**を記入するとともに、**数量**については、**指定した数量単位に換算して記入**してください。
なお、**指定した数量単位名**のうち略字を使用しているものは次のとおりです。

略字	使用単位名	略字	使用単位名
km	キロメートル	m ²	平方メートル
g	グラム	m ³	立方メートル
kg	キログラム	kL	キロリットル
t	トン	mm換算箱	ミリメートル換算箱
導体t	導体トン	cmプライ	センチメートルプライ
総t	総トン		

- 5) 「数量」欄は、「数量単位名」欄に記入した単位名によって記入し、「金額」欄は、「万円」単位で記入してください。

(2) 調査票甲「ウ 加工賃収入額」及び調査票乙「イ 加工賃収入額」の記入について

①調査票甲

12 ウ 加工賃収入額（年間）						他の企業（国内外にかかわらず）が所有する原材料又は製品に賃加工をして平成28年中に引き渡したものに対して受け取ったもしくは受け取るべき加工賃を記入してください。											
		番 号				賃 加 工 品 名			金 領 (単位：万円)								
									兆	千億	百億	十億	億	千万	百万	十万	万円
⊗	2	9	3	1	9	1	ちゅう房機器の部分品・取付具・附属品(賃加工)					3	9	8	8	8	
	3	0	2	3	9	1	電気音響機械器具、同部分品・取付具・附属品(賃加工)					6	7	7	7		
					9												

②調査票乙

イ 加工賃収入額（年間）						他の企業（国内外にかかわらず）の所有する原材料又は製品に賃加工して平成28年中に引き渡したものに対して、受け取った加工賃又は受け取るべき加工賃を記入してください。										
		番 号				賃 加 工 品 名			金 領 (単位：万円)							
									千億	百億	十億	億	千万	百万	十万	万円
⊗	2	4	4	2	9	1	建設用金属製品(賃加工)					1	0	2	1	
					9											

- 注1) 「⊗」欄は、市区町村又は都道府県で使用しますので、記入の必要はありません。
- 2) 賃加工品は、分類表において、番号の下2桁目が9、名前のあとに（賃加工）がついており、斜体で記しております。
- 3) 「番号」欄は、分類表にある賃加工品名の左側についている6桁番号（下2桁目が9となっています）を記入してください。
- 4) 「賃加工品名」欄は、分類表の賃加工品名のあとに（賃加工）とついている品名を、1品目1行を用いて記入してください。
- 5) 「金額」欄は、「万円」単位で記入してください。

4. 「その他収入分類表」の使用について（82～83頁）

その他収入分類表のうち6桁番号のついたその他収入の種類名は、調査票甲「12 製造品の出荷額、在庫額等」の「エ その他収入額」及び調査票乙「10 製造品出荷額等」の「ウ その他収入額」の記入に用います。

(1) 調査票甲「エ その他収入額」及び調査票乙「ウ その他収入額」の記入について

①調査票甲

12 エ その他収入額（年間）							ア、ウ以外の「その他収入額」（修理料収入、転売収入など）を記入してください。 ただし、知的財産収入、利子・配当などの事業外収入及び財産売却収入は除きます。								
番号	その他収入の種類名						金額（単位：万円）								
	兆	千億	百億	十億	億	千万	百万	十万	万円						
⊗	8	0	0	0	0	0	転売収入(電子レンジの転売)			1	3	8	2	6	1
	8	9	0	0	0	0	修理料収入 (自動改札機の修理)						4	2	5

②調査票乙

ウ その他収入額（年間）							ア、イ以外の「その他収入額」（修理料収入、転売収入など）を記入してください。 ただし、知的財産収入、利子・配当などの事業外収入及び財産売却収入は除きます。						
番号	その他収入の種類名						金額（単位：万円）						
	千億	百億	十億	億	千万	百万	十万	万円					
⊗	7	4	0	0	0	0	建設業収入(建築現場での鉄骨組立工事)			1	3	1	5
	8	0	0	0	0	0	転売収入(形鋼の転売)				5	7	5

- 注1) 「⊗」欄は、市区町村又は都道府県で使用しますので、記入の必要はありません。
- 2) 「番号」欄は、「その他収入分類表」にあるその他収入の種類名の左側についている6桁番号を記入してください。
- 3) 「その他収入の種類名」欄は、「その他収入分類表」にあるその他の収入の種類名と、括弧書きでその具体的な名称を、1種類1行を用いて記入してください。
その他収入の種類名については、「その他収入分類表」の例示を参考にして記入してください。
- 4) 「金額」欄は、「万円」単位で記入してください。

製造品及び販加工品分類表

中分類 09—食料品

製造品番号及び 販加工品番号	製造品名及び販加工品名	数量単位名	製造品番号及び 販加工品番号	製造品名及び販加工品名	数量単位名
★0911 部分肉・冷凍肉			0921 19 その他の水産缶詰・瓶詰	—	
0911 11 部分肉、冷凍肉（ブロイラーを除く）	枝肉加工処理	—	かつお・さけ・ます・いわし・さんま・ にしん・うなぎ缶詰、かに缶詰、貝類缶詰、 海草・海藻缶詰、鯨肉缶詰、うに缶詰、 いか缶詰、たこ缶詰、塩から瓶詰、 つくだ煮瓶詰等		
0911 91 部分肉、冷凍肉（ブロイラーを除く） (販加工)		—	0921 91 水産缶詰・瓶詰（販加工）	—	
★0912 肉加工品			★0922 海藻加工		
0912 11 肉缶詰・瓶詰・つぼ詰		t	0922 11 寒天	k g	
0912 12 肉製品	ハム、ソーセージ、ベーコン、焼豚等	—	0922 12 海藻加工品	—	
0912 91 肉加工品（販加工）		—	こんぶ、のり、ひじき、ふのり、焼きのり、 わかめ、あらめ、とろろこんぶ、酢こんぶ、 味付のり、海藻類つぼ詰等		
★0913 処理牛乳・乳飲料			注1：海藻加工缶詰・瓶詰は092119、 海藻つくだ煮は092919に分類される。		
0913 11 処理牛乳		—	注2：ところんは099939に分類される。		
0913 12 乳飲料、乳酸菌飲料	乳酸菌飲料、コーヒー入り牛乳、 フルーツ牛乳等	—	0922 91 海藻加工（販加工）	—	
注：牛乳を主とした飲料はここに分類される。 ミルク入りコーヒー飲料は101113に分類される。			★0923 水産練製品		
0913 13 練乳、粉乳、脱脂粉乳 クリームパウダー		t	0923 11 魚肉ハム・ソーセージ（鯨肉製を含む）	—	
0913 91 処理牛乳・乳飲料（販加工）		—	0923 12 その他の水産練製品	—	
注：マーガリンは098212に分類される。			かまぼこ、ちくわ、はんぺん、 焼きちくわ、揚げかまぼこ等		
★0914 乳製品（処理牛乳、乳飲料を除く）			0923 91 水産練製品（販加工）	—	
0914 11 バター		t	★0924 塩干・塩蔵品		
注：チーズは098212に分類される。			0924 11 塩干・塩蔵品	—	
0914 12 チーズ		t	塩かずのこ、塩たらこ、筋子、いくら、 あじの開き干し、キャビア等		
0914 13 クリーム		t	0924 91 塩干・塩蔵品（販加工）	—	
0914 14 アイスクリーム	アイスクリームミックス、乳製冷菓等	—	★0925 冷凍水産物		
注：乳製品以外のアイスは097919に分類される。			0925 11 冷凍水産物	—	
0914 19 その他の乳製品	脱脂乳、カゼイン、乳糖、発酵乳等	—	0925 91 冷凍魚介等	—	
0914 91 乳製品（処理牛乳・乳飲料を除く） (販加工)		—	0925 91 冷凍水産物（販加工）	—	
★0919 その他の畜産食料品			★0926 冷凍水産食品（主として水産物を原料として 洗浄、内臓の除去など前処理を施し、急速に 凍結したもの。）		
0919 11 ブロイラー加工品（解体品を含む）		—	注：冷凍調理食品は099511に分類される。		
0919 19 他に分類されない畜産食料品	加工卵、乾燥卵、液卵、冷凍ブロイラー、 すき焼缶詰、やきとり缶詰、精製はちみつ、 やきとり用串生肉、冷凍肉（内臓）、味つけ生肉等	—	0926 11 冷凍水産食品	—	
0919 91 その他の畜産食料品（販加工）		—	冷凍すり身、冷凍切身、冷凍開き、 冷凍鯨肉等		
★0921 水産缶詰・瓶詰			0926 91 冷凍水産食品（販加工）	—	
0921 11 まぐろ缶詰		t			
0921 12 さば缶詰		t			

製造品番号及び 販加工品番号	製造品名及び販加工品名	数量単位名	製造品番号及び 販加工品番号	製造品名及び販加工品名	数量単位名
★0929 その他水産食料品(つぼ詰を含む)					
0929 11 素干・煮干 みがきにしん、するめ、いりこ、乾燥かき等	—		0942 11 しょう油、食用アミノ酸(粉しょう油、固形しょう油を含む) 0942 91 しょう油・食用アミノ酸(販加工)	k 1 —	
0929 19 他に分類されない水産食料品 水産つくだ煮、節、けずり節、生すり身、水産漬物、塩から、味付たこ、のりつくだ煮、くんせい、みりん干、さきいか、明太子、水産珍味、魚介類つぼ詰、刺身、切身、粕漬、酢だこ、鯨肉ベーコン等	—		★0943 ソース		
0929 21 水産食料品副産物 魚類の内臓・骨・皮等	—		0943 11 ウスター・中濃・濃厚ソース 0943 19 その他のソース類 トマトケチャップ、マヨネーズ、トマトピューレ、トマトソース、ドレッシング等 0943 91 ソース(販加工)	k 1 — —	
0929 91 その他の水産食料品(販加工)	—		★0944 食酢		
			0944 11 食酢 米酢、米黒酢、大麦黒酢、果実酢 0944 91 食酢(販加工)	k 1 —	
★0931 野菜缶詰・果実缶詰・農産保存食料品(野菜漬物を除く)					
0931 11 野菜缶詰(瓶詰・つぼ詰を含む) きのこ、たけのこ、アスパラガス、トマト等	—		★0949 その他の調味料		
0931 12 果実缶詰(瓶詰・つぼ詰を含む) 梅の実、オリーブ、栗、さくらんぼ、ぎんなん、みかん等	—		0949 11 香辛料(練製のものを含む) カレー粉、からし粉、こしょう粉、わさび粉、七味とうがらし、にんにく粉、につけい粉、とうがらし粉等 0949 12 ルウ類 カレールウ、シチュールウ、固形カレー等 0949 13 グルタミン酸ナトリウム 0949 19 他に分類されない調味料 スープ類、だしの素、エキス、タレ、みりん風調味料、ぽん酢、三杯酢、もろみ酢、濃縮そば汁、ミートソース等	— — — —	
0931 19 その他の缶詰(瓶詰・つぼ詰を含む) みつ豆缶詰、ジャム缶詰、ゆであずき缶詰等	—		注: 粉味そは094111に、粉しょう油、固形しょう油は094211に、みりんは102415に分類される。		
0931 21 冷凍野菜・果実	—		0949 91 その他の調味料(販加工)	—	
0931 29 その他の農産保存食料品 ゼリー(果実加工品)、ピーナッツバター、ジャム、マーマレード、乾燥野菜、乾燥果実、野菜の水煮、果実のシロップ漬、乾燥きのこ、ジュース原液、乾燥いも、干柿、かんぴょう、マッシュポテト、干しこいたけ、ゴマペースト等	—		★0951 砂糖製造(砂糖精製を除く)		
注: ゼリー(洋生菓子)は097211、乾燥ゼリー菓子は097919、食用ゼリー粉末は099939、ゼラチンは169411に分類される。			注: 国内産の甘味資源作物を原料とするもの。		
0931 91 野菜缶詰・果実缶詰・農産保存食料品(販加工)	—		0951 11 粗糖(糖みつ、黒糖を含む) 0951 12 精製糖(国内産の甘味資源作物から一貫して製造加工したもの) 角砂糖、氷砂糖、液糖、ざらめ糖、白砂糖 0951 91 砂糖(販加工)	t — —	
★0932 野菜漬物(缶詰、瓶詰、つぼ詰を除く)					
注: 野菜漬物缶詰、瓶詰、つぼ詰は093111に分類される。			★0952 砂糖精製		
0932 11 野菜漬物(果実漬物を含む) たくあん、梅干、らっきょう漬、わさび漬、かす漬、からし漬等	—		注: 購入した粗糖から精製したもの及び購入した糖みつから製造加工したものを含む。		
0932 91 野菜漬物(販加工)	—		0952 11 精製糖(購入した粗糖・精製糖から製造加工したもの) 角砂糖、氷砂糖、液糖、ざらめ糖、白砂糖 0952 91 精製糖(販加工)	t —	
★0941 味そ					
注: 鉄火味そ、ピーナッツ味そ、タイ味そ、ゆず味そ等の加工味そは099939に分類される。			★0953 ぶどう糖・水あめ・異性化糖		
0941 11 味そ(粉味そを含む) 0941 91 味そ(販加工)	t —		0953 11 ぶどう糖 0953 12 水あめ、麦芽糖 0953 13 異性化糖 0953 91 ぶどう糖・水あめ・異性化糖(販加工)	t t — —	

中分類 09—食料品

数量単位名がーとなっている品目は、数量を記入する必要がありません。

製造品番号及び 賃加工品番号	製造品名及び賃加工品名	数量単位名	製造品番号及び 賃加工品番号	製造品名及び賃加工品名	数量単位名
★0961 精米・精麦			★0974 米 菓		
0961 11 精米（碎精米を含む）		t	0974 11 米菓		—
0961 12 精麦		t	あられ、せんべい、うるちせんべい、 おこし、おかき、八ッ橋等		
圧搾麦、ひき割麦等			0974 91 米菓（賃加工）		—
0961 13 精米・精麦かす		—			
ぬか、はい芽等					
0961 91 精米・精麦（賃加工）		—			
★0962 小 麦 粉			★0979 その他のパン・菓子		
0962 11 小麦粉		t	0979 11 あめ菓子		—
0962 12 小麦製粉かす		—	キャラメル、あめ玉等		
ふすま等			0979 12 チョコレート類		—
0962 91 小麦粉（賃加工）		—	0979 19 他に分類されない菓子		—
かりん糖、ポテトチップ、チューインガム、 甘納豆、味付豆、乾燥ゼリー菓子、ウエ ハース、砂糖菓子、ザボン漬、アイスキャ ンデー、ポップコーン、ピーナッツ菓子、 スナック菓子、コーンフレーク等			0979 91 その他のパン・菓子（賃加工）		—
★0969 その他の精穀・製粉			★0981 動植物油脂(食用油脂加工を除く)		
0969 11 こんにゃく粉		k g	0981 11 大豆油		t
0969 19 他に分類されない精穀・製粉品		—	0981 12 混合植物油脂		t
あわ、ひえ、そば粉、きな粉、白玉粉、 みじん粉、とうもろこし粉、豆粉、 はつたい粉、米粉、香せん（煎）等			サラダ油、リノールサラダ油等		
0969 91 その他の精穀・製粉品（賃加工）		—	0981 13 植物油搾かす		—
			0981 21 牛脂		t
			ヘット		
			0981 22 豚脂		t
			ラード		
			0981 29 その他の動植物油脂		—
			ヤシ油、綿実油、ごま・えごま油、菜種油、 米ぬか油、あまに油、ひまし油、バーム油、 バーム核油、カポック油、落花生油、 つばき油、きり油、オリーブ油、麻実油、 とうもろこし油、しょうゆ油、にしん油、 さめ油、いわし油、さなぎ油、さんま油、 鯨油、たら油、いか油、内臓油、グリース、 タロー、ミール、骨油等		
			0981 91 動植物油脂（賃加工）		—
★0971 パ ン			★0982 食用油脂		
注：サンドイッチ、ホットドック等は099712に分類される。			注：購入した動植物油脂をさらに加工したものに限る。		
0971 11 食パン		—	0982 11 ショートニング油		t
0971 12 菓子パン（イーストドーナツを含む）		—	0982 12 マーガリン		t
アンパン、ジャムパン、チョコレートパン等			0982 19 その他の食用油脂		—
0971 91 パン（賃加工）		—	精製ラード、精製ヘット等		
★0972 生 菓 子			0982 91 食用油脂（賃加工）		—
0972 11 洋生菓子		—			
ケーキ、ケーキドーナツ、カステラ、 パイ、プリン、バームクーヘン、 マロングラッセ、ホットケーキ、ゼリー等					
0972 12 和生菓子		—			
最中、ようかん、まんじゅう、団子、蒸しパン、大福餅、おはぎ、生八ッ橋等					
0972 91 生菓子（賃加工）		—			
★0973 ビスケット類・干菓子					
0973 11 ビスケット類、干菓子		—			
クラッカー、乾パン、せんべい（小麦粉、 でんぷんを原料としたもの）、クッキー、 えびせんべい（油菓を除く）、らくがん （落雁）等					
0973 91 ビスケット類・干菓子（賃加工）		—			
★0991 でんぶん					
注：可溶性でんぶんは169911に分類される。					
0991 11 でんぶん		—			
さつまいもでんぶん、馬鈴しょでんぶん、 コーンスターク等					
0991 12 でんぶんかす		—			
0991 91 でんぶん（賃加工）		—			

中分類 09- 食料品

数量単位名がーとなっている品目は、数量を記入する必要がありません。

製造品番号及び 賃加工品番号	製造品名及び賃加工品名	数量単位名	製造品番号及び 賃加工品番号	製造品名及び賃加工品名	数量単位名
★0992 めん類			★0998 レトルト食品		
0992 11 即席めん類	即席中華めん、即席和風めん、 スナックめん等	—	0998 11 レトルト食品	レトルトカレー、レトルト米飯等	—
0992 12 和風めん	うどん、きしめん、そば、そうめん等	—	0998 91 レトルト食品（賃加工）		—
0992 13 洋風めん	スペゲッティ、マカロニ等	—			
0992 14 中華めん	中華そば、ラーメン、チャンポンめん等	—	★0999 他に分類されない食料品		
0992 91 めん類（賃加工）		—	0999 11 イースト	t	
★0993 豆腐・油揚			0999 19 その他の酵母剤		—
0993 11 豆腐、しみ豆腐、油揚げ類		—	ベーキングパウダー、酵素、しいたけ種駒、 きのこ種菌、クロレラ、ふくらし粉等		
0993 91 豆腐・油揚（賃加工）		—	0999 21 こうじ、種こうじ、麦芽		—
★0994 あん類			0999 31 ふ、焼ふ		—
0994 11 あん類	あずきあん、白あん、生あん、練あん、 さらしあん、乾燥あん等	—	0999 32 バナナ熟成加工		—
0994 91 あん類（賃加工）		—	0999 33 切餅、包装餅（和生菓子を除く）		—
★0995 冷凍調理食品			0999 34 栄養補助食品（錠剤、カプセル等の 形状のもの）		—
0995 11 冷凍調理食品	魚類フライ、ステイック、コロッケ、 しゅうまい、ぎょうざ、ハンバーグ（冷凍）、 米飯（冷凍）、冷凍うどん、冷凍中華まん等	—	0999 39 その他の製造食料品		—
0995 91 冷凍調理食品（賃加工）		—	いり豆、こんにゃく、納豆、エッセンス、 パン粉、人造米、ゆば、春さめ、こぶ茶、 玄米茶、はぶ茶、せんべい生地、育児食、 ところてん、プレミックス食品、玄米乳、 粉末ジュース、甘酒、即席ココア、豆乳、 最中のかわ、野菜つくだ煮、食品添加物、 ホップ、中華まんじゅう、カレー缶詰、 麦茶、植物性蛋白、オブラーート、米飯、 無菌包装米飯、鉄火味そ、ピーナッツ味そ、 タイ味そ、ゆず味そ、食用ゼリー粉末、 ぎょうざ（生）、ハンバーグ（生）、 わんたん皮、きざみ野菜、カップスープ、 フリーズドライ食品等		
★0996 そう（惣）菜			0999 91 他に分類されない食料品（賃加工）		—
0996 11 そう（惣）菜	煮豆、うま煮、焼魚、卵焼、野菜いため、 きんぴら、コロッケ、カツレツ、天ぷら、 フライ、しゅうまい、ぎょうざ、 酢れんこん、サラダ、グラタン、卵豆腐、 ハンバーグ（火通し）等	—			
0996 91 そう（惣）菜（賃加工）		—	くず・廃物		
★0997 すし・弁当・調理パン			5966 00 製造工程からでたくず・廃物		—
0997 11 すし、弁当、おにぎり		—			
0997 12 調理パン、サンドイッチ	サンドイッチ、ハンバーガー、 ホットドック等	—			
0997 91 すし・弁当・調理パン（賃加工）		—			

中分類 10-飲料・たばこ・飼料

製造品番号及び 賃加工品番号	製造品名及び賃加工品名	数量単位名	製造品番号及び 賃加工品番号	製造品名及び賃加工品名	数量単位名		
★1011 清涼飲料							
	注：乳飲料、乳酸菌飲料、コーヒー入り牛乳は091312に、ジュース原液は093129に、薬事法適用のドリンクは1652へ分類される。						
1011 11	炭酸飲料 サイダー、コーラ、炭酸水等	-	1031 11	荒茶	k g		
1011 12	ジュース オレンジジュース、トマトジュース、 パインジュース、果汁（原液以外のもの）、 果実飲料等	-	1031 12	緑茶（仕上茶） せん茶、まつ茶、番茶、ほうじ茶、玉露等	k g		
1011 13	コーヒー飲料（ミルク入りを含む） 缶コーヒー、カフェオレ、コーヒー シロップ、ミルク入りコーヒー飲料等	-	1031 13	紅茶（仕上茶） ウーロン茶	k g		
1011 14	茶系飲料 緑茶、紅茶（ミルク入りを含む）、 ウーロン茶、麦茶等	-	1031 91	製茶（賃加工）	-		
1011 15	ミネラルウォーター	-	★1032 コーヒー				
1011 19	その他の清涼飲料 ノンアルコール飲料、シロップ、滋養飲料、 豆乳飲料、スポーツドリンク等	-	1032 11	コーヒー 粗びきコーヒー、インスタントコーヒー等	-		
1011 91	清涼飲料（賃加工）	-	1032 91	コーヒー（賃加工）	-		
★1021 果実酒							
1021 11	果実酒 ぶどう酒、りんご酒、みかん酒、 いちご酒等	k l	1041 11	人造氷	t		
1021 91	果実酒（賃加工）	-	★1051 たばこ（葉たばこ処理を除く）				
1022 11	ビール	k l	1051 11	たばこ 紙巻たばこ、葉巻たばこ、 刻みたばこ、パイプたばこ等	-		
1022 12	発泡酒	k l	1051 91	たばこ（賃加工）	-		
1022 91	ビール類（賃加工）	-	★1052 葉たばこ				
1023 11	清酒（濁酒を含む）	k l	1052 11	葉たばこ（処理したものに限る）	-		
1023 12	清酒かす	-	1052 91	葉たばこ（処理したものに限る）（賃加工）	-		
1023 91	清酒（賃加工）	-	★1061 配合飼料				
1024 11	添加用アルコール（飲料用アルコール） (95%換算)	k l	1061 11	配合飼料 動物性・植物性たん白質混合飼料、 フィッシュソリュブル吸着飼料等	-		
1024 12	焼ちゅう 泡盛	k l	1061 12	ペット用飼料 愛がん動物用飼料、観賞魚用飼料、 ドッグフード、キャットフード等	-		
1024 13	合成清酒	k l	1061 91	配合飼料（賃加工）	-		
1024 14	ウイスキー	k l	★1062 単体飼料				
1024 15	味りん（本直しを含む）	k l	1062 11	注：購入した動植物性加工副産物を原料とするもの 単体飼料	-		
1024 16	チューハイ・カクテル	k l		貝殻粉飼料、酵母飼料、魚粉飼料、 羽毛粉飼料、おから（飼料用に加工したもの）、 油かす飼料等	-		
1024 19	その他の蒸留酒・混成酒 第3のビール、ジン、ウォッカ、ブラン デー、薬味酒、梅酒、リキュール、ラム、 老酒等	-	1062 91	単体飼料（賃加工）	-		
1024 91	蒸留酒・混成酒（賃加工）	-	★1063 有機質肥料				
			1063 11	有機質肥料 骨粉肥料、魚肥、海産肥料、植物かす肥料、 バーク堆肥、おがくず（もっぱら有機肥料製 造を目的として製造されるもの）等	-		
			1063 91	有機質肥料（賃加工）	-		
くず・廃物							
	6066 00 製造工程からでたくず・廃物	-					

中分類 11—繊維工業品

製造品番号及び 貨加工品番号	製造品名及び貨加工品名	数量単位名	製造品番号及び 貨加工品番号	製造品名及び貨加工品名	数量単位名
★1111 製 糸					
1111 11 製糸	t		1115 14 ポリエステル紡績糸（混紡を含む）	t	
器械生糸、座繰生糸、玉糸、蚕糸、 野蚕糸、副蚕糸、天蚕糸、さく蚕糸、 きびそ、びす、揚り繭、のし糸等			純ポリエステル紡績糸、混紡ポリエス テル紡績糸		
1111 91 製糸（貨加工）	—		1115 19 その他の化学繊維紡績糸	—	
注：製糸副産さなぎは616600に分類される。			キュプラス糸、アセテート紡績糸、 純ナイロン紡績糸、混紡ナイロン紡績糸、 ポリプロピレン紡績糸、塩化ビニル紡 績糸等		
★1112 化 學 繊 維			注：コンデンサー合成繊維糸は111512～111519に 分類される。		
1112 11 レーヨン・アセテート長繊維糸・短繊維 キュプラ、ビスコース長繊維糸・短繊維、 アセテート長繊維糸・短繊維	t		1115 91 化学繊維紡績糸（貨加工）	—	
1112 21 ナイロン長繊維糸・短繊維	t		★1116 毛 紡 繕 糸		
1112 22 ポリエステル長繊維糸	t		注：落毛は616600に分類される。		
1112 23 ポリエステル短繊維	t		1116 11 純そ毛糸	t	
1112 24 アクリル長繊維糸・短繊維	t		1116 12 混紡そ毛糸	t	
1112 25 ビニロン長繊維糸・短繊維	t		1116 13 純紡毛糸	t	
1112 26 ポリプロピレン長繊維糸・短繊維	t		1116 14 混紡紡毛糸	t	
1112 29 その他の化学繊維	—		1116 91 毛紡績糸（貨加工）	—	
ポリ塩化ビニル長繊維糸・短繊維、ポリ 塩化ビニリデン長繊維糸、ポリエチレン 長繊維糸、スパンデックス長繊維糸等					
1112 91 化学繊維（貨加工）	—		★1117 ねん糸（かさ高加工糸を除く）		
★1113 炭 素 繊 維			注：綿糸と絹糸については、縫糸かどうかで分類 を分けず、綿は111711、絹は111712となる。		
1113 11 炭素繊維	t		1117 11 綿縫糸、綿ねん糸	t	
1113 91 炭素繊維（貨加工）	—		編織糸、漁網糸、漁具糸、レース糸、 刺しゅう糸等		
★1114 綿 紡 繕 糸			1117 12 絹（生糸）縫糸、絹（生糸）ねん糸	t	
注：落綿は616600に分類される。			1117 13 合成繊維縫糸	t	
1114 11 純綿糸（落綿糸を含む）	t		1117 14 その他の合成繊維ねん糸	t	
1114 12 混紡綿糸（落綿糸を含む）	t		編織糸、漁網糸、漁具糸等		
注：コンデンサー綿糸は111411、111412に分類さ れる。			1117 19 その他のねん糸	—	
1114 91 純紡績糸（貨加工）	—		ビスコース・スフねん糸、人絹ねん糸 (アセテートを含む)、毛ねん糸等		
★1115 化学繊維紡績糸			1117 91 ねん糸（貨加工）	—	
注：主たる繊維が同じであれば、純糸でも混紡糸 でも同じ番号に分類される。					
1115 11 ビスコース・スフ糸（混紡を含む）	t		★1118 かさ高加工糸		
注：コンデンサー・ビスコース・スフ糸は111511 に分類される。			1118 11 かさ高加工糸	—	
純ビスコース・スフ糸、混紡ビスコース ・スフ糸			クリンプ加工糸、ストレッチヤーン等		
1115 12 ビニロン紡績糸（混紡を含む）	t		1118 91 かさ高加工糸（貨加工）	—	
1115 13 アクリル紡績糸（混紡を含む）	t				
純アクリル紡績糸、混紡アクリル紡績糸			★1119 その他の紡績糸		
			1119 11 その他の紡績糸	—	
			絹紗糸、さく紗糸、絹紡ちゅう糸、 ちよ麻糸（混紡を含む）、黄麻糸、 和紡糸、ガラ紗糸、水車紡績糸、 ぐず（葛）紡績糸、三河紡績糸、 ばしょう（芭蕉）紡績糸、亜麻糸（混 紡を含む）等		
			1119 91 その他の紡績糸（貨加工）	—	

中分類 11—織維工業品

数量単位名がーとなっている品目は、数量を記入する必要がありません。

製造品番号及び

賃加工品番号

製造品名及び賃加工品名

数量単位名

★1121 縞・スフ織物（合成繊維紡績糸織物を含む） (幅13cm以上)

注：広幅織物（幅51cm以上のもの）

小幅織物（幅13cm以上、51cm未満のもの）

1121 11 ポプリン、ブロードクロス 千m²

1121 12 かなきん、粗布、てんじく、細布、ネル —

1121 13 別珍、コールテン 千m²

1121 14 クレープ 千m²

1121 19 その他の綿広幅生地織物 千m²

1121 21 タオル地 t

1121 29 その他の綿広幅糸染織物 千m²

1121 31 白もめん（さらし地、手拭い地、ゆかた地） 千m²

1121 39 その他の綿小幅織物 千m²

和紡織物等

1121 41 ビスコース・スフ織物 千m²

ビスコース・スフ生地織物、

ビスコース・スフ先染織物

1121 42 アクリル紡績糸織物 千m²

1121 43 ポリエステル紡績糸織物 千m²

注：ポリエステル紡績糸の織物であれば全てここに分類される。

ポリエステル紡績糸織物、ポリエステル
ポプリン、ポリエステルブロードクロス、
その他のポリエステル紡績糸織物等

1121 49 その他の化学繊維紡績糸織物 千m²

ナイロン紡績糸織物、ビニロン紡績糸
織物、ポリプロピレン紡績糸織物、
アセテート紡績糸織物、キュプラ紡績糸
織物、ポリエチレン紡績糸織物、
ポリ塩化ビニル紡績糸織物等

1121 51 綿・スフ・合成繊維毛布地 千m²

1121 91 綿・スフ織物（合成繊維織物を含む） 千m²

（賃加工）

★1122 絹・人絹織物（合成繊維長繊維織物を含む） (幅13cm以上)

注：広幅織物（幅51cm以上のもの）

小幅織物（幅13cm以上、51cm未満のもの）

1122 11 羽二重類（交織を含む）（広幅のもの） 千m²

1122 19 その他の絹広幅織物 千m²

1122 21 ちりめん類（小幅のもの） 千m²

1122 29 その他の絹小幅織物 千m²

注：先染も、後染もこちらに分類される。

その他の絹先染小幅織物、

その他の絹後染小幅織物

1122 31 絹紡織物 千m²

1122 41 ビスコース人絹織物 千m²

1122 42 キュプラ長繊維織物 千m²

1122 43 アセテート長繊維織物 千m²

1122 44 ナイロン長繊維織物 千m²

1122 45 ポリエステル長繊維織物 千m²

製造品番号及び

賃加工品番号

製造品名及び賃加工品名

数量単位名

1122 49 その他の合成繊維長繊維織物 千m²

ビニロン長繊維織物、

ポリプロピレン長繊維織物等

1122 51 化学繊維タイヤコード t

1122 91 絹織物（賃加工） —

1122 92 ビスコース人絹・キュプラ・アセテート —

長繊維織物（賃加工）

1122 93 合成繊維長繊維織物（賃加工） —

★1123 毛織物（幅13cm以上）

注：紡毛織物は、服地は112321に分類されるが、
服地以外は112339の「その他の毛織物（紡毛
を含む）」に分類される。

1123 11 そ毛洋服地 千m²

1123 19 その他のそ毛織物 —

そ毛和服地、芯地、ネクタイ地等

1123 21 紡毛服地 千m²

1123 39 その他の毛織物（紡毛を含む） —

紡毛芯地、紡毛ネクタイ地、紡毛毛布地、

紡毛肩掛地等

毛風合成繊維織物、織フェルト等

1123 91 毛織物（賃加工） —

★1124 麻織物（幅13cm以上）

1124 11 麻織物 千m²

亜麻織物（リネン織物）、ちょ麻織物（ラ
ミー織物）、黄麻織物（ジュート織物）等

1124 12 繊維製ホース、麻風合成繊維織物 —

1124 91 麻織物（賃加工） —

★1125 細幅織物（幅13cm未満のもの）

1125 11 細幅織物 —

リボン、織マーク、綿テープ、エンドレス
ベルト、豊縁、ゴム入り織物（織幅に関係
なし）、伊達締め用帶（幅13cm未満）、
弾性糸織物等

1125 91 細幅織物（賃加工） —

★1129 その他の織物（幅13cm以上）

1129 11 モケット —

1129 19 他に分類されない織物 —

抄織織物、ばしょう（芭蕉）布等

1129 91 その他の織物（賃加工） —

★1131 丸編ニット生地

1131 11 編丸編ニット生地 t

1131 12 合成繊維丸編ニット生地 t

1131 19 その他の纖維製丸編ニット生地 t

1131 91 丸編ニット生地（賃加工） —

中分類 11—織維工業品

数量単位名がーとなっている品目は、数量を記入する必要がありません。

製造品番号及び 賃加工品番号	製造品名及び賃加工品名	数量単位名	製造品番号及び 賃加工品番号	製造品名及び賃加工品名	数量単位名
★1132 たて編ニット生地			★1145 織物手加工染色整理（織物手加工修整を含む）		
1132 11 たて編ニット生地	t		1145 11 紡織物手加工染色・整理	—	
注：合成纖維も綿もたて編はここに分類される。 合成纖維たて編ニット生地、 綿たて編ニット生地等			1145 12 絹織物手加工染色・整理	—	
1132 91 たて編ニット生地（賃加工）	—		1145 19 その他の織物手加工染色・整理	—	
★1133 横編ニット生地			1145 91 紡織物手加工染色・整理（賃加工）	—	
1133 11 横編ニット生地（半製品を含む）	t		1145 92 絹織物手加工染色・整理（賃加工）	—	
1133 91 横編ニット生地（半製品を含む）（賃加工）	—		1145 93 その他の織物手加工染色・整理（賃加工）	—	
★1141 綿・スフ・麻織物機械染色 (タオル地染色を含む)			★1146 線状纖維・糸染色整理		
1141 11 綿・スフ・麻織物精練・漂白・染色	—		注：綿状纖維・綿糸か、合成纖維糸・その他の糸か、によって分類が分かれる。		
1141 12 合成纖維紡績糸織物精練・漂白・染色、 麻風合成纖維織物機械整理仕上	—		1146 11 線状纖維染色・整理、綿糸染	—	
注：毛風合成纖維織物の機械染色は114311に分類される。キュプラ・アセテート紡績糸織物の機械染色は114111に分類される。			原綿染色、ウールトップ染色、綿糸染等		
1141 91 綿・スフ・麻織物機械染色（賃加工）	—		1146 12 合成纖維糸染・その他の糸染	—	
1141 92 合成纖維紡績糸織物機械染色（賃加工）	—		1146 91 線状纖維・綿糸染色整理（賃加工）	—	
★1142 絹・人絹織物機械染色			1146 92 合成纖維糸・その他の糸染整理（賃加工）	—	
注：キュプラ・アセテート長纖維織物の機械染色は114211に分類される。			★1147 ニット・レース染色整理		
1142 11 絹・人絹織物精練・漂白・染色	—		1147 11 ニット・レース染色・整理	—	
1142 12 合成纖維長纖維織物精練・漂白・染色、 レーヨン風合成纖維織物機械整理仕上	—		1147 91 ニット・レース染色・整理（賃加工）	—	
1142 91 絹・人絹織物機械染色（賃加工）	—		★1148 織維雑品染色整理		
1142 92 合成纖維長纖維織物機械染色（賃加工）	—		1148 11 織維雑品染色・整理（起毛を含む）	—	
★1143 毛織物機械染色整理			タオル染色整理（タオル地を除く）、細幅織物染色整理、組ひも染色整理、綱網染色整理等		
注：毛風合成纖維織物の機械染色整理も114311に分類される。			1148 91 織維雑品染色・整理（起毛を含む）（賃加工）	—	
1143 11 毛織物機械染色・整理	—		★1151 綱		
1143 91 毛織物機械染色・整理（賃加工）	—		1151 11 合成纖維ロープ・コード・トワイン	t	
1143 92 毛風合成纖維織物機械染色・整理（賃加工）	—		1151 19 その他の織維製ロープ・コード・トワイン（麻を含む）	—	
★1144 織物整理			麻ロープ・コード・トワイン等		
注：毛織物、毛風合成纖維織物を除くその他の織物機械整理専業（織物幅出、乾燥等）をいう。毛織物、毛風合成纖維織物機械整理は1143に分類される。整理仕上げ工程が機械化されていても、精練、染色等を人力で行う場合は1145に分類される。			1151 91 ロープ・コード・トワイン（賃加工）	—	
1144 11 織物機械整理	—		★1152 漁 網		
1144 91 編織物機械整理（賃加工）	—		注：漁網地を含む。		
1144 92 絹織物機械整理（賃加工）	—		1152 11 ナイロン漁網	t	
1144 93 その他の織物機械整理（賃加工）	—		1152 12 ポリエチレン漁網	t	
★1153 網地（漁網を除く）			1152 19 その他の漁網	—	
注：製品は除く。スポーツ用ネットは3253の各々、安全ネットは329913に分類される。 (いずれも器具等を取り付けた場合)			1152 91 漁網（賃加工）	—	
1153 11 漁網以外の網地			★1155 網地（漁網を除く）		
運動用、たな網用、運搬用等の網地			注：製品は除く。スポーツ用ネットは3253の各々、安全ネットは329913に分類される。 (いずれも器具等を取り付けた場合)		
1153 91 網地（漁網を除く）（賃加工）	—		1155 11 漁網以外の網地	—	

中分類 11—織維工業品

数量単位名がーとなっている品目は、数量を記入する必要がありません。

製造品番号及び 賃加工品番号	製造品名及び賃加工品名	数量単位名	製造品番号及び 賃加工品番号	製造品名及び賃加工品名	数量単位名
★1154 レース（刺繡、編、ボビン等）			1159 19 他に分類されない織維粗製品		—
	注：刺しゅう製品は119611に分類される。		せん（剪）毛、別珍せん毛、精干綿、 コールテンせん毛、ペニー、絹ラップ、 真綿、絹紡織半製品、麻紡織半製品、 金銀糸、整経、そうこう（綜続）通し、 おさ通し、巻糸、芯縄、スカッチ加工綿、 分纖糸、総取（かせとり）、コーン巻、 カバーリングヤーン、たて糸のり付、 電着植毛、よりひも（織維製）、編ひも、 リリヤン、モール、ふさ、巻ひも等		
1154 11 刺しゅうレース生地	エンブロイダリーレース、ケミカルレース、 ギュピヤーレース等	千m ²	1159 91 その他の織維粗製品（製綿を含む）（賃加工）		—
1154 12 編レース生地	ラッセルレース、きっこうしゃ（亀甲紗） レース等	千m ²			
1154 13 ボビンレース生地	リバーレース、ボビンカーテンレース、ト ーションレース、プレネットレース等	千m ²			
1154 19 その他のレース生地・雑品		—			
1154 91 レース生地（賃加工）		—			
★1155 組ひも			★1161 織物製成人男子・少年服（不織布製及びレース製を含む）		
1155 11 組ひも	靴ひも、麻さなだひも、ゴムひも、 とじひも等	—	注：ニット製衣服は1166～1169に分類される。 なめし革製衣服は118912に分類される。		
1155 91 組ひも（賃加工）		—	1161 11 織物製成人男子・少年用背広服上衣（ブ レザー、ジャンパー等を含む）	点	
★1156 整毛			1161 12 織物製成人男子・少年用背広服ズボン (替えズボンを含む)	点	
1156 11 整毛	毛紡織半製品 洗上羊毛、トップ（合成 織維を含む）等	—	1161 13 織物製成人男子・少年用オーバーコ ート類	着	
	その他の織維反毛 羊毛、綿、人絹、スフ、 合成織維等の反毛	—	織維製レインコート、スプリングコート等		
1156 91 整毛（賃加工）		—	1161 14 織物製成人男子・少年用制服上衣・オ ーバーコート類	点	
★1157 フェルト・不織布			警察職員制服、消防職員制服、自衛隊制服 等の官公需用の制服		
1157 11 プレスフェルト生地（ニードルを含む） 不織布（乾式）		t	注：会社の制服は116511に分類される。		
1157 12 プレスフェルト製品		—	1161 15 織物製成人男子・少年用ズボン	点	
1157 91 フェルト・不織布（賃加工）		—	1161 16 織物製成人男子・少年用ゴム引合羽・レ インコート・ビニル合羽	着	
★1158 上塗りした織物・防水した織物			注：高周波ミシン加工によるビニル合羽・レイン コートについては、材料を購入して加工した ものは189819、材料から一貫作業によるもの は189719に分類される。		
	注：ゴム引布は1991に分類される。		1161 91 織物製成人男子・少年服（賃加工）	—	
1158 11 上塗りした織物、防水した織物	ろう引布、油布、絶縁布、レザクロス、 ブラインドクロス、アスファルトフェルト エンパイヤクロス、エンパイヤテープ、 エンパイヤチューブ、ワックススタフタ、 ワニスクロス、ガムテープ（布製）、 タイプライタリボン（布製）、擬革布等	—	★1162 織物製成人女子・少女服（不織布製及びレース製を含む）		
1158 91 上塗りした織物・防水した織物（賃加工）		—	1162 11 織物製成人女子・少女用ワンピース・ス ーツ上衣（ブレザー、ジャンパー等を含 む）	点	
★1159 その他の織維粗製品 (ふとん綿、電着植毛を含む)			1162 12 織物製成人女子・少女用スカート・ズボ ン	点	
1159 11 紋紙（ジャカードカード）		—	1162 13 織物製成人女子・少女用ブラウス	タース	
	模様形染色型、染スクリーン写真型等		1162 14 織物製成人女子・少女用オーバー・レイ ンコート	着	
1159 12 ふとん綿（中入綿を含む）		t	トップコート、スプリングコート、ママ コート等		
	注：織維の材質にかかわらず、ふとん綿は全て こちらに分類される。		1162 15 織物製成人女子・少女用制服	点	
	綿製ふとん綿、その他の織維製ふとん綿		警察職員制服、消防職員制服、自衛隊制服 等の官公需用の制服		
			注：会社の制服は116511に分類される。		
			1162 91 織物製成人女子・少女服（賃加工）	—	

中分類 11－織維工業品

数量単位名がーとなっている品目は、数量を記入する必要がありません。

製造品番号及び 賃加工品番号	製造品名及び賃加工品名	数量単位名
★1163 織物製乳幼児服(不織布製及びレース製を含む)		
	注：ニット製乳幼児服は116613に分類される。	
1163 11 織物製乳幼児服	着	
	上衣、ズボン、スカート、オーバー、レイ ンコート、ロンパース、園児服等	
1163 91 織物製乳幼児服（賃加工）	—	
★1164 織物製シャツ(不織布製及びレース製を含み、下着を除く)		
	注：ニット製ワイシャツなどアウターシャツは 116711に分類される。	
1164 11 織物製ワイシャツ	ダース	
1164 19 織物製その他のシャツ	ダース	
	開きんシャツ、アロハシャツ等	
1164 91 織物製シャツ（賃加工）	—	
★1165 織物製事務・作業・衛生・スポーツ・学校服 (不織布製及びレース製を含む)		
	注1：学校服は116513～116516、116592に分類さ れる。	
	注2：ニット製事務・作業・衛生・スポーツ・学 校服は1169に分類される。	
	注3：会社の制服は116511に分類される。	
1165 11 織物製事務用・作業用・衛生用衣服	—	
	医務服、白衣、事務服、上張り、割ぼう着 助産着、エプロン、美容衣、看護衣、つな ぎ服、ジーンズ、作業服ズボン、スカート・ ズボン、前だれ（よだれ掛けを除く）等	
1165 12 織物製スポーツ用衣服	—	
	スキーカー、スケート服、狩猟服、乗馬服、 登山服、野球ユニホーム、海水着、海浜着、 海水パンツ、ダウンジャケット、スポーツ 用ズボン・スカート等	
1165 13 織物製成人男子・少年用学校服上衣・才 一バーコート類	点	
1165 14 織物製成人男子・少年用学校服ズボン	点	
1165 15 織物製成人女子・少女用学校服上衣・才 一バーコート類	点	
1165 16 織物製成人女子・少女用学校服スカート ・ズボン	点	
1165 91 織物製事務用・作業用・衛生用・スポー ツ用衣服（賃加工）	—	
1165 92 織物製学校服（賃加工）	—	
★1166 ニット製外衣（アウターシャツ類、セーター 類などを除く）		
1166 11 ニット製上衣・コート類（プレザー、ジ ャンパー等を含む）	デカ	
1166 12 ニット製ズボン・スカート	デカ	
1166 13 ニット製乳幼児用外衣	—	
	上衣、ケープ、セーター、カーディガン、 ベスト、ズボン、スカート、レギンス、 ロンパース、園児服等	
1166 91 ニット製外衣（アウターシャツ類、セー ター類などを除く）（賃加工）	—	

製造品番号及び 賃加工品番号	製造品名及び賃加工品名	数量単位名
★1167 ニット製アウターシャツ類		
	注：ニット製アウターであれば種類は問わず、 全て116711とする。	
1167 11 ニット製アウターシャツ類	デカ	
	ワイシャツ、ブラウス、スポーツシャツ、 Tシャツ、トレーナー、ポロシャツ、 ランニングシャツ（陸上用）等	
1167 91 ニット製アウターシャツ類（賃加工）	—	
★1168 セーター類		
	注：スクールセーター類を含む。	
1168 11 ニット製成人男子・少年用セーター・カ ーディガン・ベスト類	デカ	
1168 12 ニット製成人女子・少女用セーター・カ ーディガン・ベスト類	デカ	
1168 91 セーター類（賃加工）	—	
★1169 その他の外衣・シャツ		
1169 11 ニット製スポーツ上衣	デカ	
	トレーニングウェア上衣、ユニホーム上衣 スキーウェア上衣、レオタード等	
1169 12 ニット製スポーツ用ズボン・スカート	デカ	
	トレーニングパンツ、スポーツ用短パン等	
1169 13 ニット製海水着・海水パンツ・海浜着	デカ	
1169 19 他に分類されない外衣・シャツ（学校服、 制服、作業服等を含む）	—	
	ニット製衛生用衣服、ニット製事務用衣服 ニット製学校服、ニット製作業服等	
1169 91 その他の外衣・シャツ（賃加工）	—	
	ニット製の事務・作業・衛生・スポーツ・ 学校服の賃加工	
★1171 織物製下着		
1171 11 編織物製下着	ダース	
	シャツ、ステテコ、パンツ、シュミーズ、 スリップ、ペチコート等	
1171 19 その他の織維織物製下着	ダース	
	シャツ、ステテコ、パンツ、シュミーズ、 スリップ、ペチコート等	
1171 91 織物製下着（賃加工）	—	
★1172 ニット製下着		
1172 11 ニット製肌着	デカ	
	ランニングシャツ（下着用）等	
1172 12 ニット製ブリーフ・ショーツ類	デカ	
	パンティ、ズボン下等	
1172 13 ニット製スリップ・ペチコート類	デカ	
1172 91 ニット製下着（賃加工）	—	
● 点：数量単位を点にて調査するもので、 上下組のものは上衣、下衣別に1点とします。 ● デカ：10を1単位とするものです。		

中分類 11—織維工業品

数量単位名がーとなっている品目は、数量を記入する必要がありません。

製造品番号及び

賃加工品番号

製造品名及び賃加工品名

数量単位名

★1173 織物製・ニット製寝着類

注：賃加工については、織物製でもニット製でも
117391に分類される。

1173 11 織物製寝着類（和式のものを除く）
パジャマ、ナイトガウン等

1173 12 ニット製寝着類
パジャマ、ネグリジェ、ナイトガウン等

1173 91 織物製・ニット製寝着類（賃加工）

★1174 補 整 着

1174 11 補整着
コルセット、ガードル、ブラジャー、
ウェストニッパー、ニット補正着、
ボディースーツ、プラスリップ等

1174 91 補整着（賃加工）

★1181 和 装 製 品（足袋を含む）

注：賃加工については、足袋の賃加工も含めて
118191に分類される。

1181 11 既製和服・帯（縫製加工されたもの）
丹前、羽織、はかま、じゅばん、コート、
じんべい、タオルねまき、浴衣、しごき
(扱) 帯、柔道着、剣道着、はんてん（半
纏）等

1181 12 足袋類（類似品、半製品を含む）
注：地下足袋は192111に分類される。

1181 19 その他の和装製品（ニット製を含む）
ショール、帯どめ、半えり、帯あげ、
羽織ひも、ふろしき、ふくさ等

1181 91 和装製品（足袋を含む）（賃加工）

★1182 ネ ク タ イ

1182 11 ネクタイ（ニット製を含む）
1182 91 ネクタイ（賃加工）

★1183 スカーフ・マフラー・ハンカチーフ

注：賃加工はスカーフ・マフラー・ハンカチ全て
まとめて118391に分類される。

1183 11 スカーフ・マフラー（ニット製を含む）
千ダース

1183 12 ハンカチーフ
タオルハンカチ、綿ハンカチ、ガーゼハン
カチ等

1183 91 スカーフ・マフラー・ハンカチーフ（賃
加工）

★1184 靴 下

注：足袋は118112に分類される。

1184 11 ソックス
ソックス、ハイソックス、オーバーニー
ソックス等

1184 12 パンティストッキング

1184 19 その他の靴下

1184 21 タイツ

1184 91 靴下（賃加工）

製造品番号及び

賃加工品番号

製造品名及び賃加工品名

数量単位名

★1185 手 袋

注：一部革製手袋は118519、革製手袋（合成皮
革製を含む）は2051、ゴム製手袋（医療用、
衛生用）は199211、ゴム製手袋（作業用）
は199911に分類される。

1185 11 衣服用ニット手袋
千双

注：ニット製の衣服用であれば、縫手袋、編手袋
で分けないで、全てこちらに分類される。

1185 12 作業用ニット手袋
千双

● 双：1対になっている手袋を数える単位です。

1185 19 その他の手袋

1185 91 手袋（賃加工）

★1186 帽 子（帽体を含む）

注：麦わら、パナマ類の帽子は328111、毛皮製
帽子は118911、なめし革製帽子は209919に
分類される。

1186 11 織物製帽子

1186 19 その他の帽子（フェルト製、ニット製、
帽体を含む）
フェルト帽子、ニット帽子、皮革、合成皮
革製帽子、帽体等

1186 91 帽子（帽体を含む）（賃加工）

★1189 他に分類されない衣服・織維製身の回り品 (毛皮製衣服・身の回り品を含む)

1189 11 毛皮製衣服・身の回り品
コート、えり巻、ベスト、ジャケット、
毛皮装飾品、毛皮製帽子等

1189 12 なめし革製衣服（合成皮革製を含む）

1189 13 織維製履物
織維製靴、織維製スリッパ、織維製ぞう
り・同附属品、バレエシューズ等

1189 14 衛生衣服附属品
よだれ掛け、おしめ、おしめカバー、衛生
バンド等

注：紙おむつは149931、149932に分類される。

1189 19 その他の衣服・織維製身の回り品（ニッ
ト製を含む）

織維製鼻緒、靴下どめ、衣服用ベルト、
ガーター、ズボン吊り、子守りバンド、
腕カバー、腕バンド、き章（布製）、た
すき、頭髪ネット、甲被縫製、アームバ
ンド、サポートー、腹巻、膝かけ等

注：合成皮革・プラスチック製甲被の縫製は
192219に分類される。

1189 91 他に分類されない衣服・織維製身の回り
品（毛皮製を含む）（賃加工）

中分類 11—繊維工業品

数量単位名がーとなっている品目は、数量を記入する必要がありません。

製造品番号及び

賃加工品番号

製造品名及び賃加工品名

数量単位名

★1191 寝 具

注：毛布は119211に分類される。

1191 11 ふとん（羊毛ふとんを含む）
掛ぶとん、敷ぶとん、座ぶとん、かいま
き等

1191 12 羽毛ふとん

1191 19 その他の寝具（毛布を除く）
寝具用カバー、シーツ、タオルケット、
座ぶとんカバー、マットレス（和室用）、
クッション、寝袋、まくら、まくらカバ
ー等

注：ベッド用マットレスは131311に分類される。

1191 91 寝具（賃加工）

製造品番号及び

賃加工品番号

製造品名及び賃加工品名

数量単位名

★1196 刺しゅう

注：刺しゅうレース生地は115411に分類される。

1196 11 刺しゅう製品

1196 91 刺しゅう製品（賃加工）

★1192 毛 布

1192 11 毛布

1192 91 毛布（賃加工）

★1193 じゅうたん・その他の繊維製床敷物

注：電着植毛製床敷物は115919に分類される。

1193 11 じゅうたん、だん通 千m²

1193 12 タフテッドカーペット 千m²

1193 19 その他の繊維製床敷物、同類似品

しゅろマット、床マット、麻マット、
フックド・ラッグ、フェルトマット、
くず繊維マット、やしまット等

1193 91 じゅうたん・その他の繊維製床敷物（賃
加工）

★1197 タ オ ル

注：タオル地は112121に分類される。

タオルハンカチは118312に分類される。

1197 11 タオル（ハンカチーフを除く）

1197 91 タオル（賃加工）

★1198 繊維製衛生材料

1198 11 医療用ガーゼ、包帯

1198 12 脱脂綿

1198 19 その他の衛生医療用繊維製品

絆創膏（布製）、衛生マスク、眼帯、
三角きん、繊維製生理用品、綿棒等

1198 91 繊維製衛生材料（賃加工）

★1199 他に分類されない繊維製品

注：ハンカチーフは118312に、シーツ、まくら

カバー、ベッドカバー等の寝具用カバーは

119119に分類される。

1199 19 他に分類されない繊維製品（ニット製を
含む）

手ぬぐい、テーブルセンター、ナプキン、
カーテン、どん帳、張幕類、旗、のぼり、
布きん、ぞうきん、化粧パフ、肩パッド、
防災用手袋（ウエス手袋）、のれん、
はちまき、ハンモック、羽布、縫はく、
テーブル掛（レース製を含む）、蚊帳、
自転車サドルカバー（布製）、きやはん、
帶芯・衿芯、見本帳（糸、布つき）等

1199 91 他に分類されない繊維製品（賃加工）

く ズ ・ 廃 物

(落綿・落毛を含む)

6166 00 製造工程からでたくず・廃物

注：繊維製品、衣服の製造工程から出たくず・

廃物がここに分類される。

落綿、落毛等

★1195 繊 維 製 袋

注：身の回り用の袋物は2071に分類される。

1195 11 繊維製袋
麻袋、ガンニーバッグ、ヘッシャンバッグ、
南京袋、綿袋、スフ袋、合成繊維袋等

1195 91 繊維製袋（賃加工）

中分類 12—木材・木製品(家具・装備品を除く)

製造品番号及び 賃加工品番号	製造品名及び賃加工品名	数量単位名	製造品番号及び 賃加工品番号	製造品名及び賃加工品名	数量単位名
★1211 一般製材			★1221 造作材(建具を除く)		
1211 11 板類	m ³		1221 11 造作材(建具を除く)	注: 建具は133111に分類される。	
最小横断面の厚さが7.5cm未満で、幅が 厚さの4倍以上のもの			窓枠、戸枠、羽目板、天井板、階段の手摺、 敷居、尺枠(ドアの枠)、木製サッシ(窓 枠、戸枠)等		
1211 12 ひき割類	m ³		1221 91 造作材(賃加工)		
最小横断面の厚さが7.5cm未満で、幅が 厚さの4倍未満のもの					
1211 13 ひき角類	m ³		★1222 合板		
厚さ、幅とも7.5cm以上のもの			1222 11 普通合板		
1211 14 箱材、荷造用組材	—		ベニヤ合板、ベニヤパネル、強化木、単板 積層材、コンクリート型枠用合板等		
梱包用材、パレット用材、コンテナー用 床材等			注: 単板(ベニヤ)は121211に分類される。		
1211 19 その他の製材製品	—		1222 12 特殊合板(集成材を除く)		
電柱、支柱、坑木、腕木、木すり、止木、 まくら木、ランバーコア用芯板、型枠、 矢板等			化粧合板、溝付合板、表面化粧合板、特殊 コア合板、竹合板、有孔合板、ランバーコ ア合板、軽量コア合板、プリント合板等		
注: 薬品処理を行ったものは129111に分類され る。			1222 91 合板(賃加工)		
1211 21 木材の素材(製材工場からのもの)	—		★1223 集成材		
丸太、帆柱用材、標柱、パルプ用材等			1223 11 集成材		
注: 磨丸太は122711に分類される。			造作用、化粧ばり造作用、化粧ばり構造用 等		
1211 22 製材くず	—		1223 91 集成材(賃加工)		
くずまき、末木、杉皮、のこぎりくず等			★1224 建築用木製組立材料		
1211 91 一般製材(賃加工)	—		1224 11 住宅建築用木製組立材料		
			プレハブ建築用パネル、組立ハウス建築材 等		
★1212 单板			1224 12 その他の建築用木製組立材料		
注: ベニヤ合板は122211、122212に分類される。			電話ボックス用、監視人ボックス用、バン ガロー用等		
1212 11 单板(ベニヤ)	—		1224 13 木質系プレハブ住宅		
突板、化粧用单板、竹单板、合板用单板、 化粧用突板等			注: ユニット住宅は329914に分類される。		
1212 91 单板(賃加工)	—		1224 91 建築用木製組立材料(賃加工)		
★1213 木材チップ			★1225 パーティクルボード		
1213 11 木材チップ	—		注: パーティクルボードの切断加工は129919に 分類される。		
1213 91 木材チップ(賃加工)	—		1225 11 パーティクルボード		
★1219 その他の特殊製材			1225 91 パーティクルボード(賃加工)		
1219 11 経木、同製品	—		★1226 繊維板		
経木箱仕組材、経木、経木マット、経木 さなだ、経木モール、マッチ箱素地等			注: 植物繊維を主原料としてこれをパルプ化し 接着剤を添加して板状にした物。		
1219 19 他に分類されない特殊製材品	—		1226 11 硬質繊維板		
屋根板、木毛、たる材、おけ材、げた材料、 竹ひご、竹皮、鉛筆軸板、人工着色竹、印 材、木管素地、木舞、彫刻用材、車両用材、 さらし竹、成形竹、竹・とう・きりゅう・ 枝づる加工基礎資材等			1226 19 その他の繊維板		
1219 91 その他の特殊製材(賃加工)	—		軟質繊維板、半硬質繊維板、吸音繊維板等		
			1226 91 繊維板(賃加工)		

製造品番号及び 賃加工品番号	製造品名及び賃加工品名	数量単位名	製造品番号及び 賃加工品番号	製造品名及び賃加工品名	数量単位名
★1227 銘木			★1292 コルク加工基礎資材・コルク製品		
1227 11 銘板、銘木、床柱		—	1292 11 コルク製品		—
1227 91 銘板・銘木・床柱(賃加工)		—	コルクせん、生圧搾コルク板、コルク粒、 コルク絶縁製品、炭化コルク、コルクタイ ル、コルクカーペット、コルク製ガスケッ ト・パッキン等		
★1228 床板				注:コルク製の靴芯は129917に分類される。	
1228 11 床板	フローリングボード、フローリングプロッ ク、パネルボード、パーケット、縁甲板、 木質複合床板、ボーリングボード等	—	1292 91 コルク加工基礎資材・コルク製品(賃 加工)		—
1228 91 床板(賃加工)		—			
★1231 竹・とう・きりゅう等容器			★1299 他に分類されない木製品(竹、とうを含む)		
1231 11 竹・とう・きりゅう等容器	竹製かご、こうり、ベニヤかご、ざる、つ る茎製容器、ソーイングバスケット、バス ケット等	—	1299 11 柄、引手、つまみ、握り、台木、これら の類似品		—
1231 91 竹・とう・きりゅう等容器(賃加工)		—	1299 12 木製台所用品		—
	注1: 賃加工については、木箱と折箱でまとめ て123291に分類される。		サラダボール、米びつ、まな板、しゃもし めん棒、すりこぎ、盆、重箱、くり物等		
	注2: 小物箱でビニールレザー等で内装のものは、 322113に分類される。		1299 13 はし(木・竹製)		—
1232 11 木箱	輸送用箱、包装箱、工具箱、茶箱、桐箱、 魚箱、苗箱等	—	割りばし、竹ばし等		
1232 12 折箱	食物用、菓子用、弁当用、経木折箱、ささ 折箱、すぎ折箱等	—	1299 14 機械器具木部		—
1232 13 取枠、巻枠(木製ドラムを含む)		—	電気こたつ・スタンドの木脚部等		
1232 91 木箱・折箱(賃加工)	木箱、折箱、取枠、巻枠の賃加工	—	1299 15 木製履物(台を含む)		—
			げた、サンダル等		
			1299 16 曲輪、曲物		—
			ふるい、せいろ、ひつ等		
			1299 17 靴型、靴芯(材料のいかんを問わない)		—
			1299 19 その他の木製品		—
			漆器素地、木管(紡績用を除く)、台輪、 ろ、かい、爪楊枝、寄木細工、洋服かけ、 パネル(木枠)、タイル張板、すのこ、 木製ハンガー、洗濯板、敷物(とう製)、 旗さお、木彫りの置物、よしず、マスト (木製)、巻芯(木を主体とするもの)、 家具の部分品・半製品(木製)、パーテイ クルボードの切断・加工等		
★1233 たる・おけ				注1: 漆器製品は327111~327119に分類される。	
	注: 賃加工については、たる、おけ、まとめて 123391に分類される。			注2: 木、竹、とうづる、きりゅう製家具は 131119に分類される。	
1233 11 たる	酒だる、しょう油だる、味そだる、漬物だ る、ビールたる、薬品たる等	—		注3: マッチ軸木は328921に分類される。	
1233 12 おけ類	水おけ、たらい、ふろおけ、飯びつ、釀造 用おけ、化学用おけ、肥料用おけ等	—		注4: 漆ばしは327112に分類される。	
1233 91 たる・おけ類(賃加工)		—		注5: こたつやぐらは131119に分類される。	
				注6: 紡績機械用木管は263411に分類される。	
				注7: 木製がん具は325129、木製スポーツ用品は 325311~325319に分類される。	
				注8: ますは2731「体積計」に分類される。	
★1291 木材薬品処理			1299 91 他に分類されない木製品(塗装を含む) (賃加工)		—
1291 11 薬品処理木材	薬品処理電柱、薬品処理まくら木、薬品処 理合板、合成樹脂注入木材、注入電柱等	—			
1291 91 木材薬品処理(賃加工)	防腐、注葉、耐火、乾燥等	—			
			くず・廃物		
			6266 00 製造工程からでたくず・廃物		—

中分類 13—家具・装備品

製造品番号及び 賃加工品番号	製造品名及び賃加工品名	数量単位名	製造品番号及び 賃加工品番号	製造品名及び賃加工品名	数量単位名
木製家具、金属製家具、プラスチック製家具の区分は次による。					
机・テーブル・いす：脚部の材質で区分する。					
流し台・調理台・ガス台：キャビネットの材質で区分する。					
棚・ロッカー：側板・背板の材質で区分する。					
ベッド：フレームの材質で区分する。					
★1311 木製家具（漆塗りを除く）					
注1：賃加工は塗装も含め131191に分類される。					
注2：家具の部分品・半製品（木製）は129919に分類される。					
注3：漆塗り製家具は327111に分類される。					
1311 11 木製机・テーブル・いす	和机、座机、ガスクッキングテーブル、座卓、座いす、応接セット（木製）、教卓、学校用机、学校用いす、劇場いす、ベンチ、図書館用机、食堂テーブル・いす等	-	1312 11 金属製机・テーブル・いす	学校用机、事務用机、学習机、ガスクッキングテーブル、回転式いす、折りたたみいす、学校用いす、連結いす（劇場用、競技用など）、理髪店用いす、ベンチ等	-
1311 12 木製流し台・調理台・ガス台（キャビネットが木製のもの）	-	-	1312 12 金属製ベッド	注：電動いす（理・美容）は272119に分類される。	-
1311 13 たんす	洋服たんす、整理たんす、和たんす、ベビータんす、ロッカーたんす等	-	1312 13 金属製電動ベッド	-	-
1311 14 木製棚・戸棚	食器棚、サイドボード、飾り棚、吊り棚、水屋、茶たんす、本棚、本箱、オーディオラック等	-	1312 14 金属製流し台・調理台・ガス台（キャビネットが金属製のもの）	注：ほうろう製流し台・調理台は219919に分類される。	-
1311 15 木製音響機器用キャビネット	ラジオ・テレビ・ステレオ用キャビネット	-	1312 15 金属製棚・戸棚	事務用・家庭用書架、移動式書架、保管庫（書庫）、物品棚、台所用戸棚、収納壁、オーディオラック、ロッカー等	-
注：電気機械器具用のプラスチック製キャビネットは、183111に分類される。					
1311 16 木製ベッド	二段ベッド、ベビーベッド、ソファーベッド等	-	1312 19 その他の金属製家具	注：金庫は249111に分類される。	-
1311 19 その他の木製家具（漆塗りを除く）	化粧箱、鏡台、傘立、アイロン台、ハンガー掛け、張板（洗張用）、こたつ板、こたつやぐら、レコードキャビネット、カラーボックス、火ばち（木製のもの）、電話台、裁縫箱、人形ケース（木枠のもの）、はえ帳（木製）、長持、へら台、育児用家具（除ベビーベッド）、コート掛け、竹・籐・きりゅう製家具、ミシンテーブル（脚を除く）、工場作業台、食堂用取付家具、実験台、洗面化粧台、雀台、車両・船舶・航空機用家具等	-	注：アイリングキャビネット、引出箱、はえ帳（金属製）、ワゴン類、コート掛け、傘立、衣裳ケース、マガジンラック、洗面化粧台、車両・船舶・航空機用家具等		
1311 91 木製家具（塗装を含む）（賃加工）	-	-	1312 91 金属製家具（塗装を含む）（賃加工）	-	-
★1312 金属製家具					
注：賃加工は塗装も含め131291に分類される。					
1312 11 金属製机・テーブル・いす					
学校用机、事務用机、学習机、ガスクッキングテーブル、回転式いす、折りたたみいす、学校用いす、連結いす（劇場用、競技用など）、理髪店用いす、ベンチ等					
注：電動いす（理・美容）は272119に分類される。					
1312 12 金属製ベッド					
1312 13 金属製電動ベッド					
1312 14 金属製流し台・調理台・ガス台（キャビネットが金属製のもの）					
注：ほうろう製流し台・調理台は219919に分類される。					
1312 15 金属製棚・戸棚					
事務用・家庭用書架、移動式書架、保管庫（書庫）、物品棚、台所用戸棚、収納壁、オーディオラック、ロッカー等					
注：金庫は249111に分類される。					
1312 19 その他の金属製家具					
注：アイリングキャビネット、引出箱、はえ帳（金属製）、ワゴン類、コート掛け、傘立、衣裳ケース、マガジンラック、洗面化粧台、車両・船舶・航空機用家具等					
1312 91 金属製家具（塗装を含む）（賃加工）					
★1313 マットレス・組スプリング					
1313 11 ベッド用マットレス、組スプリング					
注：個々のスプリングは249211～249219に分類される。					
1313 91 マットレス・組スプリング（賃加工）					
★1321 宗教用具					
注：貴金属製は321911、すず・アンチモン製は322112、漆器製は327119、陶磁器製は214919に分類される。					
1321 11 宗教用具					
仏壇、神棚、位牌、仏具台、香盤、木魚、仏像、祭壇、数珠、神仏具、御輿、お宮、みこし、三方（節句用、ひな祭り用を除く）等					
1321 91 宗教用具（賃加工）					

中分類 13—家具・装備品

数量単位名が「一」となっている品目は、数量を記入する必要がありません。

製造品番号及び 貨加工品番号	製造品名及び貨加工品名	数量単位名	製造品番号及び 貨加工品番号	製造品名及び貨加工品名	数量単位名
★1331 建 具			★1393 鏡縁・額縁		
	注1：プラスチック製を含む。		1393 11 鏡縁・額縁		—
	注2：木製サッシ枠は122111に分類される。			画入れ額縁、さお縁、写真入れ額縁等	
	注3：プラスチック製サッシは中分類18に分類 される。		1393 91 鏡縁・額縁（貨加工）		—
1331 11 建具（金属製を除く）	雨戸、格子、障子、欄間（銘板を除く）、 網戸、ドア、ふすま（骨、縁を含む）等	—			
1331 91 建具（塗装を含む）（貨加工）		—			
★1391 事務所用・店舗用装備品			★1399 他に分類されない家具・装備品		
1391 11 事務所用・店舗用装備品	事務所用ついたて、陳列台、陳列ケース、 アコーディオンドア、アコーディオンカーテン、間仕切り、バーのスタンド等	—		注：土石製家具、陶磁器製家具、ガラス製家具、 プラスチック製家具はこちらに分類される。	
1391 91 事務所用・店舗用装備品（貨加工）		—	1399 19 他に分類されない家具・装備品	黒板、設計図入れ、土石製家具、プラスチック製家具、人形ケース（プラスチック製枠のもの）、ガラス製家具、陶磁器製家具（火鉢を除く）等	
★1392 窓用・扉用日よけ、日本びょうぶ等			1399 91 他に分類されない家具・装備品（貨加工）		—
	注1：金属製よろい戸・日よけは244519に分類 される。				
	注2：よしづは129919に分類される。				
1392 11 窓用・扉用日よけ	よろい戸、ブラインド、カーテンロッド、 日おい、カーテン部品・附属品等	—			
1392 12 びょうぶ、衣こう、すだれ、ついたて (掛軸、掛地図を含む) 等		—			
1392 91 窓用・扉用日よけ・日本びょうぶ等（貨 加工）		—			
			く ず・廃 物		
			6366 00 製造工程からでたくず・廃物		

中分類 14—パルプ・紙・紙加工品

製造品番号及び

貨加工品番号

製造品名及び貨加工品名

数量単位名

製造品番号及び

貨加工品番号

製造品名及び貨加工品名

数量単位名

★1411 パルプ1411 11 溶解パルプ
溶解サルファイトパルプ等

t

1411 12 製紙クラフトパルプ

t

1411 19 その他のパルプ

—

製紙サルファイトパルプ、ソーダパルプ、
セミケミカルパルプ、ケミグランドパルプ、
碎木パルプ、リファイナーグランドパルプ、
エスパルトパルプ、リンターパルプ、
古紙パルプ等

1411 91 溶解・製紙パルプ（貨加工）

—

★1421 洋紙・機械すき和紙

1421 11 新聞巻取紙

t

1421 12 非塗工印刷用紙

t

印刷用紙A～D、グラビア用紙、
カーボン紙原紙、薄葉印刷紙（非塗工）等

1421 13 塗工印刷用紙

t

アート紙、コート紙、エンボス紙、キヤストコート紙、インクジェット原紙等

1421 14 特殊印刷用紙

t

色上質紙、小切手用紙、証券用紙等

1421 15 情報用紙

t

情報記録紙、複写紙用紙（コピー用紙）、
感光紙用紙、感熱紙原紙、フォーム用紙等

1421 16 筆記・図画用紙

t

ケント紙、便せん用紙、ボンド紙等

1421 17 未さらし包装紙

t

大型紙袋用紙、重袋用両更クラフト紙、片艶クラフト紙、筋入りクラフト紙等

1421 18 さらし包装紙

t

色クラフト紙、薄口模造紙、さらしクラフト紙、片艶さらしクラフト紙等

1421 21 衛生用紙

t

ティッシュペーパー用紙、ちり紙、生理用紙、
トイレットペーパー用紙、タオル用紙等

1421 22 障子紙・書道用紙

t

障子紙（機械すき）、画仙紙、パルプ半紙等

1421 23 雑種紙

t

コーテッド原紙、各種絶縁紙、コンデンサペーパー、加工原紙、組みひも用紙、積層板原紙、グラシンペーパー、接着紙原紙、
建材用原紙、電気絶縁紙、工業用雑種紙、ライスペーパー、湿式不織布等

1421 91 洋紙・機械すき和紙（貨加工）

—

★1422 板紙

1422 11 外装用ライナ（段ボール原紙）

t

1422 12 内装用ライナ（段ボール原紙）

t

1422 13 中しん原紙（段ボール原紙）

t

1422 14 マニラボール

t

1422 15 白ボール

t

1422 16 黄板紙、チップボール

t

1422 17 色板紙

t

1422 18 建材原紙

t

防水原紙、石こうボード原紙等

1422 19 その他の板紙

—

抄合包装紙、紙管原紙等

1422 91 板紙（貨加工）

—

★1424 手すき和紙

1424 11 手すき和紙

—

手すき障子紙、手すき書道用紙、手すきこうぞ紙、手すき改良紙、手すき温床紙、手すき傘紙、手すき工芸紙、手すきがんび紙等

1424 91 手すき和紙（貨加工）

—

★1431 塗工紙（印刷用紙を除く）

1431 11 絶縁紙、絶縁テープ

—

1431 12 アスファルト塗工紙
アスファルトルーフィング、砂付ルーフィング、タールフェルト等

—

1431 13 浸透加工紙

—

硫酸紙、ろう紙、油紙、合成樹脂浸透紙、
バルカナイズドファイバー等

1431 14 積層加工紙

—

ターポリン紙、合成樹脂ラミネート紙、金属はくラミネート紙、ソリッドファイバー
(同二次加工品は1499に分類される)、人造竹皮紙等

1431 15 紙製・織物製ブックバインディングクロス

—

1431 19 その他の塗工紙

—

ビスコース塗工紙・合成樹脂塗工紙、感熱紙、カーボン紙、ノーカーボン紙等

1431 91 塗工紙（貨加工）

—

★1432 段ボール

注：段ボール箱は145311に分類される。

1432 11 段ボール（シート）

千m²

1432 91 段ボール（貨加工）

—

★1433 壁紙・ふすま紙

1433 11 壁紙、ふすま紙

—

1433 91 壁紙・ふすま紙（貨加工）

—

中分類 14—パルプ・紙・紙加工品

数量単位名がーとなっている品目は、数量を記入する必要がありません。

製造品番号及び 賃加工品番号	製造品名及び賃加工品名	数量単位名
-------------------	-------------	-------

(紙製品)

紙製品の製造は、144111～144991までの分類によって記入してください。ただし、紙製品の製造であっても、注文主（産業用使用者）の依頼により印刷のみを行ったものについては、印刷物として1511、1512の分類によって記入してください。

★1441 事務用・学用紙製品

1441 11 帳簿類	人名簿、印鑑簿、ルーズリーフ、スクラップブック、会計簿等	—
1441 12 事務用書式類	手形用紙、伝票、電報類信紙、領収書、複写簿、請求書、仕切書等	—
1441 13 事務用紙袋	封筒、事務用角底袋等	—
1441 14 ノート類	学習帳、レポート用紙等	—
1441 19 その他の事務用・学用紙製品	手帳、事務機械用ロールペーパー、メモ帳、タイプライタ用紙、ファイル、ホルダー、バインダー、フルスカップ、けい紙、その他の事務用箋、原稿用紙、方眼紙、図画面用紙、紙ばさみ、学習用カード、工作用紙、手工紙、グラフ用紙等	—
	注：紙製・織物製ブックバインディングクロスは 143115に、画板は326219に分類される。	
1441 91 事務用・学用紙製品（賃加工）		—

★1442 日用紙製品

1442 11 祝儀用品	祝儀袋、のし紙、元結、水引、結納用品等	—
1442 12 写真用紙製品	アルバム、写真台紙、コーナー等	—
1442 19 その他の日用紙製品	便せん、日記帳、短冊、儀礼用カード、卓上日記等	—
1442 91 日用紙製品（賃加工）		—

★1449 その他の紙製品

1449 19 その他の紙製品	正札、名刺台紙、私製はがき、荷札、包装紙、レッテル、シール、見本帳等	—
1449 91 その他の紙製品（賃加工）	注：糸、布製品の見本帳は119919に分類される。	—

★1451 重包装紙袋

1451 11 重包装紙袋	セメント袋、米麦袋、でんぶん袋、肥料袋、砂糖袋、小麦粉袋、飼料袋、石灰袋等	千袋
1451 91 重包装紙袋（賃加工）		—

製造品番号及び

賃加工品番号

製造品名及び賃加工品名

数量単位名

★1452 角底紙袋

1452 11 角底紙袋

ショッピング手提袋等

注：事務用紙袋は144113に分類される。

1452 91 角底紙袋（賃加工）

★1453 段ボール箱

1453 11 段ボール箱

1453 91 段ボール箱（賃加工）

★1454 紙器

1454 11 印刷箱

1454 12 簡易箱

1454 13 貼箱

1454 19 その他の紙器

紙筒、紙コップ、紙パック、紙皿等

注：マッチ箱は328921に分類される。

1454 91 紙器（賃加工）

★1499 その他のパルプ・紙・紙加工品

1499 11 セロファン

千連

● 連：300番の500m²が1連です。

1499 21 紙製衛生材料

衛生用紙綿、衛生用綿状パルプ等

1499 31 大人用紙おむつ

1499 32 子供用紙おむつ

1499 39 その他の紙製衛生用品

紙タオル、紙ナプキン、生理用品、ティッシュペーパー、トイレットペーパー等

注：ティッシュペーパー、トイレットペーパー用等の原紙は142121に分類される。

1499 41 紙管

1499 42 ソリッドファイバー・バルカナイズドファイバー製品

ソリッドファイバー、バルカナイズドファイバーによる箱、管、筒、ドラム等

1499 59 他に分類されないパルプ・紙・紙加工品

紙ひも、紙テープ、紙ストロー、小型紙袋（事務用は144113、角底紙袋は145211に分類される。）、セロファン袋、セロファンテープ、抄織糸、ファイバーパッキン、紙製レース、型紙、シールパック、巻取紙ガムテープ（ベースが紙のもの）等

1499 91 その他のパルプ・紙・紙加工品（賃加工）

1499 92 紙裁断（賃加工）

くず・廃物

6466 00 製造工程からでたくず・廃物

中分類 15—印刷・同関連品

製造品番号及び 賃加工品番号	製造品名及び賃加工品名	数量単位名	製造品番号及び 賃加工品番号	製造品名及び賃加工品名	数量単位名
印刷物は1511、1512、1513に分類される。印刷物でも、不特定多数の者に販売するための印刷物は、紙製品として144111～144991に分類される。					
★1511 オフセット印刷(紙に対するもの)					
1511 11 オフセット印刷物（紙に対するもの） 平版印刷、デジタル印刷、オンデマンド印刷					
1511 91 オフセット印刷(紙に対するもの) (賃加工)					
★1512 オフセット印刷以外の印刷(紙に対するもの)					
1512 11 とつ版印刷物（紙に対するもの） 活版印刷					
1512 12 おう版印刷物(紙に対するもの) スクリーン印刷、グラビア印刷					
1512 91 オフセット印刷以外の印刷(紙に対するもの) (賃加工)					
★1513 紙以外の印刷					
1513 11 紙以外のものに対する印刷物 金属、木材、陶磁器、ガラス、セルロイド、セロファン、ビニル等に対する特殊印刷					
1513 91 紙以外のものに対する印刷 (賃加工)					
★1521 製 版					
注：写真植字には電算植字、手動植字を含む。					
1521 11 写真製版（写真植字を含む） 線画とつ版、網版、原色版、写真平版、プロセス平版、平とつ版、写真植字等					
1521 12 フォトマスク					
1521 13 活字					
1521 14 鉛版 紙型鉛版、電気版、プラスチック版、ゴム版等					
1521 15 銅おう版、木版彫刻製版					
1521 91 写真製版（写真植字を含む）(賃加工)					
1521 93 植字（写真植字を除く）(賃加工) 注：賃加工の電算植字は152191に分類される。					
1521 94 鉛版 (賃加工)					
1521 95 銅おう版・木版彫刻製版 (賃加工)					
★1531 製 本					
1531 91 製本 (賃加工)					
★1532 印刷物加工					
1532 91 印刷物加工 (賃加工) ミシン掛、裁断、折たたみ、のり付け、表装、装てい、はく押、ラミネート張等					
★1591 印刷関連サービス					
1591 91 その他の印刷関連 (賃加工) 校正刷り、刷版研磨、印刷物結束等					
く ず ・ 廃 物					
6566 00 製造工程からでたくず・廢物					

中分類 16—化学工業製品

製造品番号及び 販加工品番号	製造品名及び販加工品名	数量単位名	製造品番号及び 販加工品番号	製造品名及び販加工品名	数量単位名
★1611 窒素質・りん酸質肥料			1622 19 その他の無機顔料		—
1611 11 合成・回収硫酸アンモニウム 注：副生硫酸アンモニウムは163923に分類される。		t	黄鉛、リサージ、鉛丹、リトポン、鉄黒、紺青、バライト粉、体质顔料、鉛白、群青、カドミウム顔料、クロム青、ガイグネットグリーン、シェナー、ほう酸鉛、朱、アンチモン朱、黄土、銀朱、亜酸化銅、螢光顔料、含水微粉けい酸等		—
1611 12 アンモニア、アンモニア水 (NH ₃ 100%換算)		t	1622 91 無機顔料（販加工）		—
1611 13 硝酸（98%換算）		t			
1611 14 硝酸アンモニウム		t			
1611 15 尿素		t			
1611 19 その他のアンモニウム系肥料 硝酸ナトリウム、亜硝酸ナトリウム、硫りん安、りん硝安等		—	★1623 圧縮ガス・液化ガス		
1611 21 石灰窒素		t	1623 11 酸素ガス（液化酸素を含む）		千m ³
1611 22 過りん酸石灰		t	1623 12 水素ガス		千m ³
1611 23 熔成りん肥		t	1623 13 溶解アセチレン		t
1611 29 その他のりん酸質肥料 重過りん酸石灰、重焼りん肥（焼成りん肥を含む）等		—	1623 14 炭酸ガス		t
			1623 15 窒素		—
			1623 19 その他の圧縮ガス・液化ガス ネオンガス、アルゴンガス等		—
			1623 21 購入した圧縮ガス・液化ガスの精製		—
			1623 91 圧縮ガス・液化ガス（販加工）		—
★1612 混合肥料			★1624 塩		
1612 11 化成肥料 過りん酸系、りん鉱石系、硫りん安系、りん酸液系、りん酸アンモニウム（肥料用）等		—	1624 11 塩 注：副産塩は169919に分類される。		t
1612 12 配合肥料		—	1624 12 食塩、食卓塩（精製塩を含む）		t
1612 91 混合肥料（販加工）		—	1624 13 かん水、にがり		—
★1619 その他の化学肥料			1624 91 塩（販加工）		—
1619 19 その他の化学肥料 けい酸質肥料、苦土質肥料、マンガン質肥料、ほう素質肥料等		—	★1629 その他の無機化学工業製品		
1619 91 その他の化学肥料（販加工）		—	1629 11 カルシウムカーバイド		t
★1621 ソーダ工業製品			1629 12 りん酸		t
1621 11 か性ソーダ（液体97%換算・固体有姿）		t	1629 21 硫酸（100%換算）		t
1621 12 ソーダ灰		t	1629 22 硫酸アルミニウム		t
1621 13 液体塩素		t	1629 23 カリウム塩類 水酸化カリウム、塩化カリウム、塩素酸カリウム、重クロム酸カリウム、過マンガン酸カリウム、硝酸カリウム、シアノ化カリウム、炭酸カリウム等		—
1621 14 塩酸（35%換算）		t	1629 24 硝酸銀		t
1621 15 塩素酸ナトリウム		t	1629 25 過酸化水素		t
1621 16 次亜塩素酸ナトリウム		t	1629 26 けい酸ナトリウム		t
1621 19 その他のソーダ工業製品 重炭酸ナトリウム、さらし液、塩素ガス、塩酸ガス、塩化カルシウム、高度さらし粉、金属ナトリウム、亜塩素酸ナトリウム、塩化アンモニウム等		—	1629 27 りん酸ナトリウム		t
			1629 28 活性炭		t
			1629 31 バリウム塩類 硫酸バリウム、炭酸バリウム、塩化バリウム等		—
			1629 32 触媒		t
★1622 無機顔料			1629 33 塩化第二鉄		t
1622 11 亜鉛華		t	1629 34 ふつ化水素酸		t
1622 12 酸化チタン		t	1629 35 炭酸カルシウム		t
1622 13 酸化第二鉄（べんがら）		t			
1622 14 カーボンブラック		t			

中分類 16-化学工業製品

数量単位名が一となっている品目は、数量を記入する必要がありません。

製造品番号及び 賃加工品番号	製造品名及び賃加工品名	数量単位名
1629 49	他に分類されない無機化学工業製品 無水クロム酸、硫酸ナトリウム（結晶、副生を含む）、亜硫酸ナトリウム、ハイドロサルファイト、シアノ化ナトリウム（青化ソーダ）、二硫化炭素、硫酸ニッケル、よう素（ヨード）、硫化鉄鉱さい、重クロム酸ナトリウム、硫化ナトリウム、炭酸マグネシウム、塩化亜鉛、硫酸亜鉛、臭素、ロンガリット、クロルスルfonyl酸、明ばん、シリカゲル、重炭酸アンモニウム、酸化クロム、チオ硫酸ナトリウム、塩化りん、黄りん、赤りん、人造黒鉛、海水マグネシア、トリポリリん酸ナトリウム、りん化合物、水硫化ナトリウム、重亜硫酸ナトリウム、けいふつ化ナトリウム、りん酸アンモニウム（工業用）、りん酸カルシウム、塩化第二水銀、酸化第二水銀、プラスチック安定剤（無機系のもの）等	—
1629 91	その他の無機化学工業製品（賃加工）	—
★1631 石油化学系基礎製品（一貫して生産される誘導品を含む）		
1631 11	エチレン	t
1631 12	プロピレン	t
1631 13	ブタン、ブチレン（ナフサ分解によるもの）	t
1631 14	純ベンゾール（石油系）	t
1631 15	純トルオール（石油系）	t
1631 16	純キシロール（石油系）	t
注：石炭系純ベンゾール・純トルオール・キシロールは163929に分類される。		
1631 17	芳香族混合溶剤	t
★1632 脂肪族系中間物（脂肪族系溶剤を含む）		
1632 11	合成ブタノール	t
1632 12	合成オクタノール	t
1632 13	合成アセトン	t
1632 14	酢酸（合成酢酸を含む）	t
1632 15	酸化エチレン	t
1632 16	エチレングリコール	t
1632 17	酸化プロピレン	t
1632 18	プロピレングリコール	t
1632 21	ポリプロピレングリコール	t
1632 22	トリクロルエチレン	t
1632 23	二塩化エチレン	t
1632 24	塩化ビニルモノマー	t
1632 25	アクリロニトリル	t
1632 26	酢酸ビニルモノマー	t
1632 27	メラミン	t
1632 28	ブタジエン	—
1632 31	無水酢酸	t

製造品番号及び 賃加工品番号	製造品名及び賃加工品名	数量単位名
1632 39	その他の脂肪族系中間物 アセトアルデヒド、酢酸エステル、テトラクロルエチレン、分解ガソリン、イソプロピルアルコール、ヘプタノール、メチルイソブチルケトン、ポリエチレングリコール、メタクリル酸メチル、塩化ビニリデンモノマー、無水マレイン酸、塩化アリル、プロピレンクロルヒドリン、合成グリセリン、ノネン、ドデセン、石油系高級アルコール、モノクロル酢酸、トリクロルエタン、ペンタエリスリトール、エチレングリコールエーテル、エピクロルヒドリン、石油系グリセリン等	—
★1633 発酵工業		
1633 11	エチルアルコール（95%換算） バイオエタノール	k 1
注：飲料用の添加用アルコールは102411に分類される。		
1633 19	その他の発酵製品 乳酸、石油たん白、くえん酸（発酵法によるもの）等	—
注：植物性たん白は099939に、くえん酸（石灰からのもの）は163942に分類される。		
★1634 環式中間物・合成染料・有機顔料		
1634 11	テレフタル酸、ジメチルテレフタレート	t
1634 12	スチレンモノマー	t
1634 13	トライレンジイソシアネート（T.D.I.）	t
1634 14	カプロラクタム	t
1634 15	シクロヘキサン	t
1634 16	合成石炭酸	t
1634 17	アニリン	t
1634 18	無水フタル酸	t
1634 21	ジフェニルメタンジイソシアネート（M.D.I.）	t
1634 29	その他の環式中間物 ニトロベンゼン、ジクロール、ベンゾール、塩化ベンジル、ジメチルアニリン、メタキシレンジアミン、トライジン、クロルベンゼン、ドデシルベンゼン、アントラセン、シクロヘキサン、アントラキノン、合成ピリジン、合成キノリン、チオフェン、フルフラール、サルチル酸、ベンゼンヘキサクロライド（B.H.C）（原体）、D.D.T（原体）等	—
1634 31	直接染料 酸性染料、塩基性染料、カチオン染料等	t
1634 32	分散性染料	t
1634 39	その他の合成染料 媒染、酸性媒染染料、建染染料、蛍光染料、アゾイック染料、硫化染料、硫化建染染料、反応染料、有機溶剤溶解染料、有機顔料等	—

中分類 16－化学工業製品

数量単位名がーとなっている品目は、数量を記入する必要がありません。

製造品番号及び

賃加工品番号

製造品名及び賃加工品名

数量単位名

1634 41 ピグメントレジンカラー

1634 42 レーキ

1634 91 環式中間物・合成染料・有機顔料（賃加工）

★1635 プラスチック

注：プラスチック製品は181111～189819に分類される。

1635 11 フェノール樹脂

1635 12 ユリア樹脂

1635 13 メラミン樹脂

1635 14 不飽和ポリエステル樹脂

1635 15 アルキド樹脂

1635 16 ポリエチレン

1635 17 ポリスチレン

AS樹脂（アクリル・スチレン樹脂）、ABS樹脂（アクリル・ブタジエン・スチレン樹脂）

1635 18 ポリプロピレン

1635 21 塩化ビニル樹脂

1635 22 メタクリル樹脂

1635 23 ポリビニルアルコール

1635 24 ポリアミド系樹脂

1635 25 ふっ素樹脂

1635 26 ポリエチレンテレフタレート

1635 27 エポキシ樹脂

1635 28 ポリカーボネート

1635 29 その他のプラスチック

アセチルセルロース、セルロイド生地、アセチルセルロースプラスチック、けい素樹脂、エチレン酢酸ビニル共重合樹脂、ポリブタジエン樹脂、ポリイソブチレン、硝化綿、ポリ塩化ビニリデン、スパンデックス樹脂、ポリブテン、石油樹脂、ポリ酢酸ビニル、ポリアセタール等

1635 91 プラスチック（賃加工）

★1636 合成ゴム

注：フォームラバーは199919に分類される。

1636 11 合成ゴム（合成ラテックスを含む）

ブタジエンラバー（B.R）、ポリブタジエン、ポリクロロブレン、イソブレンラバー（I.R）、ポリイソブレン、スチレンブタジエンラバー（S.B.R）、アクリロニトリルブタジエンラバー（N.B.R）、クロロブレンラバー（C.R）、エチレンプロピレンラバー（E.P.R）、イソブレンイソブチレンラバー（I.I.R）等

製造品番号及び

賃加工品番号

製造品名及び賃加工品名

数量単位名

★1639 その他の有機化学工業製品

1639 11 ホルマリン

1639 12 クロロフルオロメタン、クロロフルオロエタン（フロン）

1639 19 その他のメタン誘導品

メタノール、四塩化炭素、塩化メチレン、クロロホルム、ふつ化メチル、臭化メチル、ウロトロピン等

1639 21 クレオソート油

1639 22 ピッチ

1639 23 副生硫酸アンモニウム

1639 29 その他のコールタール製品

分留石炭酸、Oクレゾール、Mクレゾール酸、クレゾール酸、キシレノール酸、高沸点タール酸、ナフタリン（粗製・精製）、キシロール（石炭系）、ソルベントナフサ、精製タール、純ベンゾール（石炭系）、純トルオール（石炭系）等

1639 31 フタル酸系可塑剤

フタル酸ジメチル、フタル酸ジブチル、フタル酸ジイソデシル等

1639 39 その他の可塑剤

脂肪酸系可塑剤、りん酸系可塑剤、りん酸トリクレジル、アジピン酸系可塑剤、ポリエステル系可塑剤、エポキシ系可塑剤等

1639 41 有機ゴム薬品

ゴム加硫促進剤、ゴム老化防止剤等

1639 42 くえん酸（発酵法以外のもの）

1639 49 他に分類されない有機化学工業製品

人工甘味剤、シクロヘキシルスルファミン酸ナトリウム、合成タンニン酸、こはく酸、プラスチック安定剤（有機系のもの）、フタル酸ジー2-エチルヘキシル等

1639 91 その他の有機化学工業製品（賃加工）

★1641 脂肪酸・硬化油・グリセリン

1641 11 脂肪酸（直分、硬分）

1641 12 精製脂肪酸

1641 13 硬化油（工業用、食料用）

1641 14 精製グリセリン

注：石油系グリセリンは163239に分類される。

1641 15 高級アルコール（還元、蒸留）

オクチルアルコール、ラウリルアルコール等

1641 19 その他の油脂加工製品

バイオディーゼル（100%）、粗製グリセリン等

1641 91 脂肪酸・硬化油・グリセリン（賃加工）

製造品番号及び 賃加工品番号	製造品名及び賃加工品名	数量単位名	製造品番号及び 賃加工品番号	製造品名及び賃加工品名	数量単位名
★1642 石けん・合成洗剤			★1646 洗浄剤・磨用剤		
1642 11 溶用石けん（薬用、液状を含む）	t		注：石けん、合成洗剤は164211～164225に分類される。		
1642 12 洗濯石けん（固型、粉末）	t		1646 11 クレンザー	t	
1642 19 その他の石けん 繊維用・伸線用・農薬用・工業用石けん、 カリ石けん等	—		1646 12 ワックス	t	
1642 21 洗濯用合成洗剤	t		自動車用、家具用等		
1642 22 台所用合成洗剤 注：クレンザーは164611に分類される。	t		1646 13 靴クリーム	t	
1642 23 その他の家庭用合成洗剤	—		靴ずみ、靴磨剤等		
1642 24 液状身体洗浄剤（液状石けんを除く）	t		1646 19 その他の洗浄剤・磨用剤	—	
1642 25 工業用合成洗剤	t		磨粉、金属磨用剤等		
1642 91 石けん・合成洗剤（賃加工）	—		1646 91 洗浄剤・磨用剤（賃加工）	—	
★1643 界面活性剤（石けん、合成洗剤を除く）			★1647 ろうそく		
1643 11 陰イオン界面活性剤 ロート油、乳化油、そ毛油、繊維油剤等	t		1647 11 ろうそく	t	
1643 12 陽イオン界面活性剤	t		1647 91 ろうそく（賃加工）	—	
1643 13 非イオン界面活性剤	t				
1643 19 その他の界面活性剤 両性イオン界面活性剤、切削剤等	—				
1643 91 界面活性剤（賃加工）	—				
★1644 塗料			★1651 医薬品原薬		
注：油絵具、水彩絵具は3262に分類される。			1651 11 医薬品原末、原液	—	
1644 11 油性塗料 ボイル油、油ペイント、油性ワニス、 油性エナメル等	t				
1644 12 ラッカー クリヤラッカー、ラッカーエナメル等	t		★1652 医薬品製剤		
1644 13 電気絶縁塗料	t		1652 11 医薬品製剤（医薬部外品製剤を含む） 除虫菊乳剤（家庭用）、診断用試薬等	—	
1644 14 溶剤系合成樹脂塗料	t		注1：オブラートは099939に分類される。		
1644 15 水系合成樹脂塗料	t		注2：農薬は1692に分類される。		
1644 16 無溶剤系合成樹脂塗料	t		1652 91 医薬品製剤（医薬部外品製剤を含む） （賃加工）	—	
1644 17 シンナー	t				
1644 19 その他の塗料、同関連製品 酒精塗料、漆、パテ、リムーバ、 ドライヤ等	—		★1653 生物学的製剤		
1644 91 塗料（賃加工）	—		1653 11 ワクチン、血清、保存血液	—	
★1645 印刷インキ					
1645 11 一般インキ 注：筆記用インキは169919に分類される。	t		★1654 生薬・漢方製剤		
1645 12 新聞インキ	t		1654 11 生薬・漢方	—	
1645 13 印刷インキ用ワニス	t		1654 91 生薬・漢方（賃加工）	—	
1645 91 印刷インキ（賃加工）	—				
			★1655 動物用医薬品		
			1655 11 動物用医薬品	—	
			1655 91 動物用医薬品（賃加工）	—	
			★1661 仕上用・皮膚用化粧品（香水、オーデコロンを含む）		
			1661 11 香水、オーデコロン	—	
			1661 12 ファンデーション	—	
			1661 13 おしろい	—	
			1661 14 口紅、ほお紅、アイシャドー	—	
			1661 15 クリーム	—	
			1661 16 化粧水	—	
			1661 17 乳液	—	
			1661 19 その他の仕上用・皮膚用化粧品	—	
			1661 91 仕上用・皮膚用化粧品（香水、オーデコロンを含む）（賃加工）	—	

中分類 16－化学工業製品

数量単位名がーとなっている品目は、数量を記入する必要がありません。

製造品番号及び 賃加工品番号	製造品名及び賃加工品名	数量単位名	製造品番号及び 賃加工品番号	製造品名及び賃加工品名	数量単位名
★1662 頭髪用化粧品			★1694 ゼラチン・接着剤		
1662 11 シャンプー、ヘアリンス	—		注：ゴム系接着剤は193319、医療用接着剤は 274311に分類される。		
1662 12 養毛料	—				
1662 13 整髪料	—		1694 11 ゼラチン、にかわ ミルクカゼイングルー	k g	
1662 19 その他の頭髪用化粧品	—		1694 12 セルロース系接着剤、プラスチック系接 着剤	k g	
1662 91 頭髪用化粧品（賃加工）	—		1694 19 その他の接着剤 たん白系接着剤、でんぶん系接着剤、 大豆グルー等	—	
★1669 その他の化粧品・歯磨・化粧用調整品			注：小麦粉からのりは326913に分類される。		
1669 19 その他の化粧品・調整品	—		1694 91 ゼラチン・接着剤（賃加工）	—	
1669 21 歯磨	—				
1669 91 その他の化粧品・歯磨・化粧用調整品 (賃加工)	—				
★1691 火薬類			★1695 写真感光材料		
1691 11 産業用火薬・爆薬 ダイナマイト、硝安爆薬、硝安油剤爆薬、 黒色火薬、産業用無煙火薬、カーリット、 産業用TNT等	—		1695 11 写真フィルム（乾板を含む）	千m ²	
1691 19 その他の火工品 電気雷管、導火線、導爆線、工業雷管、 信号雷管、銃用雷管等	—		1695 12 レンズ付写真フィルム	千個	
注：武器用の信管、火管、雷管は2761に分類さ れる。			1695 13 写真用印画紙	千m ²	
1691 21 武器用火薬類 武器用TNT、武器用爆薬、 武器用無煙火薬等	—		1695 14 感光紙（青写真感光紙、複写感光紙）	千m ²	
			1695 15 製版用感光材料	—	
			1695 16 写真用化学薬品（調整、包装されたもの） 感光剤、現像剤、定着剤、 感光紙用化学薬品、写真用化学薬品等	—	
			1695 91 写真感光材料（賃加工）	—	
★1692 農薬			★1696 天然樹脂製品・木材化学製品		
1692 11 殺虫剤 ひ酸塩製剤、有機りん製剤、クロルピクリ ン、臭化メチル製剤、くん蒸剤、除虫菊乳 剤（農業用）、BHC製剤、DDT、ひ酸カルシ ウム、ピレトリン製剤、ロテノン製剤、 ニコチン製剤等	—		1696 11 天然樹脂製品（天然染料を含む） ロジン、サイズ剤、あい、あかね、紫根、 柿渋、ダンマルガム、コーパルガム、 セラック等	—	
1692 21 殺菌剤 水銀化合物製剤、銅化合物製剤、硫黄化合 物製剤、硫酸銅製剤、銅製剤等	—		1696 12 木材化学製品 しょう脳、しょう脳油、テレピン油、 パイン油、松根油、木タール、木酢酸、 ヒバ油等	—	
1692 29 その他の農薬 除草剤、植物成長調整剤、混合農薬、 展着剤等	—		1696 91 天然樹脂製品・木材化学製品（賃加工）	—	
1692 91 農薬（賃加工）	—				
★1693 香料			★1697 試薬		
1693 11 天然香料 はつか脳、はつか油、苦へん桃油等	k g		1697 11 試薬（診断用試薬を除く）	—	
1693 12 合成香料	k g		注：診断用試薬は165211に分類される。		
1693 13 調合香料	k g		1697 91 試薬（診断用試薬を除く）（賃加工）	—	
1693 91 香料（賃加工）	—				
			★1699 他に分類されない化学工業製品		
			1699 11 デキストリン（可溶性でんぶんを含む）	t	
			1699 12 漂白剤	t	
			1699 19 その他の化学工業製品 筆記用インキ、スタンプ用インキ、浄水剤、 イオン交換樹脂、防臭剤、悪疫防除剤、 浮遊選鉱剤、鑄物用薬品、軟水化剤、 防水剤、充てん剤、骨炭、副産塩、脱硫剤、 潤滑油添加剤、エアゾール製品（購入した 製品のエアゾール化）、合成のり等	—	
			1699 91 他に分類されない化学工業製品（賃加工）	—	
			くす・廃物		
			6666 00 製造工程からでたくす・廃物	—	

中分類 17—石油製品・石炭製品

製造品番号及び

貨加工品番号

製造品名及び貨加工品名

数量単位名

製造品番号及び

貨加工品番号

製造品名及び貨加工品名

数量単位名

★1711 石油精製品

1711 11 ガソリン	k 1
1711 12 ナフサ	k 1
1711 13 ジェット燃料油	k 1
1711 14 灯油	k 1
1711 15 軽油	k 1
1711 16 A重油	k 1
1711 17 B重油、C重油	k 1
1711 18 潤滑油（グリースを含む） 切削油（石油精製によるもの）、工作油剤 (石油精製によるもの)等	k 1

注：購入した鉱・動・植物油による潤滑油は
172111に分類される。

1711 21 パラフィン	t
パラフィンワックス、パラフィンオイル、 セレンシワックス等	
1711 22 アスファルト	t
1711 23 液化石油ガス	t
1711 24 精製・混合用原料油	k 1
1711 25 石油ガス	千m ³
1711 91 石油精製（貨加工）	—

★1721 潤滑油・グリース（石油精製によらないもの）

1721 11 潤滑油（購入した鉱・動・植物油によるもの） 切削油（購入油からのもの）、工作油剤 (購入油からのもの)等	k 1
1721 12 グリース（購入した鉱・動・植物油によるもの）	t
1721 91 潤滑油・グリース（貨加工）	—

★1731 コークス

1731 11 コークス	t
1731 12 燃料ガス（高炉ガス、コークス炉ガスを含む）	千m ³
1731 13 粗製コールタール	t
1731 14 ピッチコークス	t
1731 91 コークス（貨加工）	—

★1741 舗装材料

1741 11 アスファルト舗装混合材、タール舗装混合材（アスファルトブロック、タールブロックを含む） れき青乳剤、舗装用ブロック（アスファルト製）等	—
1741 91 舗装材料（貨加工）	—

★1799 その他の石油製品・石炭製品

1799 11 回收回おう	t
1799 21 練炭、豆炭 ピッチ練炭、成型炭（豆炭）	—
1799 29 他に分類されない石油製品・石炭製品 石油コークス、カルサンインコークス、 廃油再生品（潤滑油、グリースを除く）、 微粉炭（工業原料用を含む）、バイオエタノール混合ガソリン、バイオディーゼル混合軽油等	—

注：バイオエタノールは163311に分類される。

1799 91 その他の石油製品・石炭製品 (貨加工)	—
--------------------------------	---

くず・廃物

6766 00 製造工程からでたくず・廃物	—
-----------------------	---

中分類 18—プラスチック製品

製造品番号及び 賃加工品番号	製造品名及び賃加工品名	数量単位名	製造品番号及び 賃加工品番号	製造品名及び賃加工品名	数量単位名			
注：プラスチック製で次の製造品は用途によってそれぞれに分類される。								
家具・装備品：13			★1811 プラスチック板・棒					
プラスチック製版：1521				注：発泡・強化プラスチック製板・棒は184に分類される。				
写真フィルム（乾板を含む）：1695			1811 11 プラスチック平板	t				
手袋：2051				(厚さ0.5mm以上で硬質のもの)				
耐火物：215			1811 12 プラスチック波板	t				
と石：2179				(厚さ0.5mm以上で硬質のもの)				
模造真珠：2199			1811 13 プラスチック積層品	t				
歯車：2531			1811 14 プラスチック化粧板	t				
目盛りのついた三角定規：2739			1811 15 プラスチック棒	t				
注射筒：2741			1811 91 プラスチック板・棒（賃加工）	—				
義歎：2744								
眼鏡：3297			★1812 プラスチック管					
時計側：3231				注：発泡・強化プラスチック製管は184に分類される。				
楽器：324			1812 11 プラスチック硬質管	t				
レコード：3296			1812 12 プラスチックホース	t				
がん具・運動用具：325			1812 91 プラスチック管（賃加工）	—				
ペン・鉛筆・絵画用品・その他の事務用品：326			★1813 プラスチック継手					
装身具・装飾品・ボタン・同関連品（貴金属・宝石製を除く）：322			1813 11 プラスチック継手	t				
かつら：3229				(バルブ、コックを含む)				
漆器：3271				注：強化プラスチック製継手は184に分類される。				
疊：3282			1813 91 プラスチック継手（賃加工）	—				
うちわ・扇子・ちょうちん：3283			★1814 プラスチック異形押出製品					
ほうき・ブラシ：3284				注：発泡・強化プラスチック製異形押出製品は184に分類される。				
洋傘・和傘・同部分品：3289			1814 11 プラスチック雨どい・同附属品	t				
喫煙用具（貴金属・宝石製を除く）：3285			1814 19 その他のプラスチック異形押出製品	—				
魔法瓶：3289			1814 91 プラスチック異形押出製品（賃加工）	—				
看板・標識機：3292								
パレット：3293								
モデル・模型：3294								
工業用模型：3295								

注：プラスチック製品については、同一製造品でも設備、製造工程によって分類番号が異なる場合がありますので注意してください。

プラスチック製品 設備・工程	板・棒・ 管・継手・ 異形押出製 品	フィルム・ シート・床 材・合成皮 革製品	工業用プラ スチック製 品	発泡・強化 プラスチック 製品	その他の プラスチック 製品	日用雑貨 ・食卓用品	容 器	その他
プラスチック樹脂を原料として、各種の成形機によって成形された製品、及び、加工品を一貫して製造する場合	1811～ 1814	1821～ 1824	1831～1833	1841～ 1844		1891	1892	1897
成形機をもたないで、成形品を受け入れて加工品を製造する場合	1815	1825	1834	1845			1898	

中分類 18—プラスチック製品

数量単位名がーとなっている品目は、数量を記入する必要がありません。

製造品番号及び

賃加工品番号

製造品名及び賃加工品名

数量単位名

★1815 プラスチック板・棒・管・継手・異形押出製品加工品

注：成形品を受け入れて、さらに加工した二次製品が分類される。

1815 11	プラスチック板・棒・管・継手・異形押出製品の加工品（切断、接合、塗装、蒸着めつき、バフ加工等）	—
1815 91	プラスチック板・棒・管・継手・異形押出製品の加工品（賃加工）	—

★1821 プラスチックフィルム

注：フィルムから一貫して製造する袋を含む。

1821 11	包装用軟質プラスチックフィルム (厚さ0.2mm未満で軟質のもの)	t
1821 12	その他の軟質プラスチックフィルム (厚さ0.2mm未満で軟質のもの)	t
1821 13	硬質プラスチックフィルム (厚さ0.5mm未満で硬質のもの)	t
1821 91	プラスチックフィルム（賃加工）	—

★1822 プラスチックシート

1822 11	プラスチックシート (厚さ0.2mm以上で軟質のもの)	t
1822 91	プラスチックシート（賃加工）	—

★1823 プラスチック床材

1823 11	プラスチックタイル 塩化ビニルタイル等	千m ²
1823 19	その他のプラスチック床材	—
1823 91	プラスチック床材（賃加工）	—

★1824 合成皮革

注：合成皮革製衣服は1189、プラスチック製履物・同附属品は1922に、プラスチック製かばん、袋物、ハンドバッグは、それぞれ2061、2071、2072に分類される。

1824 11	合成皮革 ナイロン系、ポリアミド系、ウレタン系、塩化ビニル系等	t
1824 91	合成皮革（賃加工）	—

★1825 プラスチックフィルム・シート・床材・合成皮革加工

注：成形品を受け入れて、さらに加工した二次製品が分類される。

1825 11	プラスチックフィルム・シート・床材・合成皮革加工品（切断、接合、塗装、蒸着めつき、バフ加工等） ビニル袋、ポリ袋（いすれもフィルムを購入し加工するもの）等	—
1825 91	プラスチックフィルム・シート・床材・合成皮革加工品（賃加工）	—

製造品番号及び

賃加工品番号

製造品名及び賃加工品名

数量単位名

★1831 電気機械器具用プラスチック製品（加工業を除く）

注：プラスチック製で次の製造品は用途によってそれぞれ分類される。歯車は253112（ただし、時計用は323121、がん用は325131）、軸受は2594の各々、抵抗器は291419又は282111、配線器具は2915の各々、コンデンサ（電力用）は292911、同（通信用）は282112又は282113、配線済みプリント配線板は284111～284119に分類される。

1831 11	電気機械器具用プラスチック製品 電話機きょう（筐）体、テレビジョン・ラジオ用キャビネット、扇風機羽根、掃除機ボディ、冷蔵庫内装用品、照明用品、プラスチック系光ファイバ（素線）等	—
1831 91	電気機械器具用プラスチック製品（賃加工）	—

★1832 輸送機械器具用プラスチック製品（加工業を除く）

1832 11	自動車用プラスチック製品	—
1832 12	輸送機械用プラスチック製品 (自動車用を除く)	—
1832 91	輸送機械用プラスチック製品（賃加工）	—

★1833 その他の工業用プラスチック製品（加工業を除く）

1833 19	その他の工業用プラスチック製品 カメラボディ、パッキング (成形したもの)等	—
1833 91	その他の工業用プラスチック製品 (賃加工)	—

★1834 工業用プラスチック製品加工

注：成形品を受け入れて、さらに加工した二次製品が分類される。

1834 11	工業用プラスチック製品の加工品（切断、接合、塗装、蒸着めつき、バフ加工等）	—
1834 91	工業用プラスチック製品の加工品 (賃加工)	—

★1841 軟質プラスチック発泡製品（半硬質性を含む）

1841 11	軟質プラスチック発泡製品 (半硬質性を含む) 軟質ポリウレタンフォーム、軟質ポリエチレンフォーム、軟質塩化ビニルフォーム、軟質発泡ポリエチレン等	t
1841 91	軟質プラスチック発泡製品 (半硬質性を含む)（賃加工）	—

中分類 18—プラスチック製品

数量単位名がーとなっている品目は、数量を記入する必要がありません。

製造品番号及び 賃加工品番号	製造品名及び賃加工品名	数量単位名	製造品番号及び 賃加工品番号	製造品名及び賃加工品名	数量単位名
★1842 硬質プラスチック発泡製品					
1842 11	硬質プラスチック発泡製品（厚板） (厚さ3mm以上) 冷凍断熱資材、発泡スチロール製厚板等	—	1891 11	日用雑貨・台所用品・食卓用品・浴室用品	—
1842 12	硬質プラスチック発泡製品（薄板） (厚さ3mm未満のもの) ポリスチレンフォーム、ポリスチレンペーパー、発泡スチロール製薄板等	—		まな板、ボール、食器、盆、漆器素地、洗面器、腰掛け、水筒等	
1842 19	その他の硬質プラスチック発泡製品 棒状・管状発泡製品、人工雪（粒）、魚箱（発泡製品）等	—	1891 91	プラスチック製日用雑貨・食卓用品等 (賃加工)	—
1842 91	硬質プラスチック発泡製品（賃加工）	—			
★1843 強化プラスチック製板・棒・管・継手					
	注：波板を含む。		1892 11	プラスチック製中空成形容器 洗剤・シャンプー容器、水筒、灯油缶、工業薬品缶等	—
1843 11	強化プラスチック製板・棒・管・継手	t	1892 12	飲料用プラスチックボトル	—
1843 91	強化プラスチック製板・棒・管・継手 (賃加工)	—	1892 19	その他のプラスチック製容器 コンテナ、魚箱、ビール箱、アイスボックス、調味料容器、プラスチックダンボール、弁当箱等	—
			1892 91	プラスチック製容器（賃加工）	—
★1844 強化プラスチック製容器・浴槽等					
	注：強化プラスチック製舟艇は3133に、強化プラスチック製自動車車体は3112に分類される。		1897 11	医療・衛生用プラスチック製品 注射筒（目盛りなし）等	—
1844 11	強化プラスチック製容器・浴槽・浄化槽	t	1897 19	その他のプラスチック製品 絶縁テープ、時計ガラス（プラスチック製）、塩化ビニル止水板、ビニル製外衣（高周波ミシンによるもの）、人工芝、フラットヤーン（延伸テープ）、キャップ類（ボトル用、化粧品用等）、防塵カバー等	—
1844 12	工業用強化プラスチック製品	t	1897 91	他に分類されないプラスチック製品 (賃加工)	—
1844 19	その他の強化プラスチック製品 保安帽（帽体）、がい子、橋脚等	—			
1844 91	強化プラスチック製容器・浴槽等（賃加工）	—	★1897 他に分類されないプラスチック製品		
			1897 11	医療・衛生用プラスチック製品 注射筒（目盛りなし）等	—
★1845 発泡・強化プラスチック製品加工			1897 19	その他のプラスチック製品 絶縁テープ、時計ガラス（プラスチック製）、塩化ビニル止水板、ビニル製外衣（高周波ミシンによるもの）、人工芝、フラットヤーン（延伸テープ）、キャップ類（ボトル用、化粧品用等）、防塵カバー等	—
	注：成形品を受け入れて、さらに加工した二次製品が分類される。		1897 91	他に分類されないプラスチック製品 (賃加工)	—
1845 11	発泡・強化プラスチック製品の加工品 (切断、接合、塗装、蒸着めつき、バフ加工等)	—			
1845 91	発泡・強化プラスチック製品の加工品 (賃加工)	—	★1898 他に分類されないプラスチック製品加工		
			1898 19	他に分類されないプラスチック製品の加工品（切断、接合、塗装、蒸着めつき、バフ加工等）	—
			1898 91	他に分類されないプラスチック製品の加工品（賃加工）	—
★1851 プラスチック成形材料					
1851 11	プラスチック成形材料	—			
1851 12	再生プラスチック成形材料	t			
1851 91	プラスチック成形材料（賃加工）	—			
★1852 廃プラスチック製品					
1852 11	廃プラスチック製品	t			
1852 91	廃プラスチック製品（賃加工）	—			
くす・廃物					
6866 00	製造工程からでたくす・廃物	—			

中分類 19—ゴム製品

製造品番号及び 賃加工品番号	製造品名及び賃加工品名	数量単位名	製造品番号及び 賃加工品番号	製造品名及び賃加工品名	数量単位名
★1911 自動車タイヤ・チューブ					
	注：チューブレスのタイヤは、それぞれのタイヤに分類される。				
1911 11	トラック・バス用タイヤ	千本			
1911 12	小型トラック用タイヤ	千本			
1911 13	乗用車用タイヤ	千本			
1911 14	二輪自動車用タイヤ	千本			
1911 15	特殊車両用・航空機用タイヤ 航空機用タイヤ、産業用特殊車両タイヤ、建設用特殊車両タイヤ、農耕用特殊車両タイヤ等	—			
1911 16	自動車用・特殊車両用・航空機用チューブ トラック・バス用チューブ、小型トラック用チューブ、乗用車用チューブ、二輪自動車用チューブ、航空機用チューブ、産業用特殊車両チューブ、建設用特殊車両チューブ、農耕用特殊車両チューブ等	—			
1911 91	自動車用タイヤ・チューブ（賃加工）	—			
★1919 その他のタイヤ・チューブ					
1919 19	その他のタイヤ・チューブ 自転車用タイヤ・チューブ、リヤカー用タイヤ・チューブ、手押運搬車用タイヤ・チューブ、荷車用タイヤ・チューブ、人力車用タイヤ・チューブ、ソリッドタイヤ、一輪車タイヤ、乳母車タイヤ等	—			
1919 91	その他のタイヤ・チューブ（賃加工）	—			
★1921 ゴム製履物・同附属品					
1921 11	地下足袋	千足			
1921 12	ゴム底布靴	千足			
	注：甲が布、底がゴム製のもの。				
1921 13	総ゴム靴	千足			
1921 14	ゴム草履・スリッパ（スポンジ製のものを含む）	千足			
1921 15	ゴム製履物用品 ゴム底、ゴムかかと、草履底、こう（甲）等	—			
	注：くずゴム製は199919に分類される。				
1921 91	ゴム製履物・同附属品（賃加工）	—			
★1922 プラスチック製履物・同附属品					
	注：合成皮革製を含む。				
1922 11	プラスチック製靴 合成皮革靴、プラスチック成形靴等	千足			
1922 12	プラスチック製サンダル ヘップサンダル、バックレスサンダル、プラスチック製射出成形サンダル等	千足			
1922 13	プラスチック製スリッパ	千足			
1922 19	その他のプラスチック製履物、同附属品 プラスチック製草履等	—			
1922 91	プラスチック製履物・同附属品（賃加工）	—			
★1931 ゴムベルト					
	注：ゴムベルト（シート状のもの）を購入し、裁断接続（接続のみを含む）したベルトは193319に分類される。裁断のみは199919に分類される。				
1931 11	コンベヤゴムベルト	千cm ² プライ			
1931 12	平ゴムベルト	千cm ² プライ			
	● センチメートルプライ（cmプライ）： ゴム部が幅1cm×長さ1cm×厚み1.6cmが1cmプライ、布部は厚みに関係なく幅1cm×長さ1cmが1cmプライです。				
1931 13	Vベルト（ファンベルトを含む）	km			
1931 19	その他のゴムベルト	—			
1931 91	ゴムベルト（賃加工）	—			
★1932 ゴムホース					
	注：補強加工を施していないゴム管は193314に分類される。				
1932 11	ゴムホース	km			
1932 91	ゴムホース（賃加工）	—			
★1933 工業用ゴム製品					
	注：ゴム補強剤を用いて射出、押出し等により成形したゴムホースは193211に分類される。				
1933 11	防振ゴム	—			
1933 12	ゴムロール	—			
1933 13	ゴム製パッキン類	—			
1933 14	ゴム管	m			
1933 15	ゴムライニング	—			
1933 16	工業用ゴム板	k g			
1933 17	防げん材	—			
1933 18	工業用スポンジ製品	—			
1933 19	その他の工業用ゴム製品 工業用エボナイト製品、フラップ・リムバンド、ゴムテープ、ゴム製シール類、ゴム系接着剤、オイルシール、免震ゴム、航空機用ゴム部品、自動車用ゴム製部品等	—			
1933 91	工業用ゴム製品（賃加工）	—			
★1991 ゴム引布・同製品					
1991 11	ゴム引布	—			
1991 21	ゴム引布製品 エアーマットレス、エプロン、ウェットスーツ（ゴム引布から一貫作業によるもの）	—			
	注：レインコート、合羽は116116、116214、116311に分類される。救命用ゴムポートは329913に分類される。一貫によらないウェットスーツは199919に分類される。				
1991 91	ゴム引布・同製品（賃加工）	—			

中分類 19—ゴム製品

数量単位名が一となっている品目は、数量を記入する必要がありません。

製造品番号及び 賃加工品番号	製造品名及び賃加工品名	数量単位名
★1992 医療・衛生用ゴム製品		
1992 11 医療・衛生用ゴム製品	—	
	乳首、水まくら、氷のう、避妊用具、スポーツ イト類、指サック（医療用）、手術用手袋、 円座、自着帶、カテーテル、聴診器ゴム管、 ゴム手袋（医療用・衛生用）等	
	注：作業用ゴム手袋は199911に分類される。	
1992 91 医療・衛生用ゴム製品（賃加工）	—	
★1993 ゴム練生地		
1993 11 更生タイヤ用練生地	t	
1993 19 その他の練生地	—	
1993 91 ゴム練生地（賃加工）	—	
★1994 更生タイヤ		
1994 11 更生タイヤ	本	
1994 91 更生タイヤ（賃加工）	—	
★1995 再生ゴム		
1995 11 再生ゴム	t	
1995 91 再生ゴム（賃加工）	—	

製造品番号及び 賃加工品番号	製造品名及び賃加工品名	数量単位名
★1999 他に分類されないゴム製品		
1999 11 ゴム手袋	千双	
	● 双：1対になっている手袋を数える単位です。	
1999 19 その他のゴム製品	—	
	フォームラバー、糸ゴム、ゴムバンド、 ゴムタイル、ゴムマッティング、消しゴム、 ゴム製気球、くずゴム製品、ゴムせん、 ゴムふた、印材用ゴム、スポンジ製品、 補強ゴム管、ゴム製漁業用浮子、ゴム製 マット類、ゴム板（工業用のものを除く）、 ゴム製吸着板、指サック（事務用）、 ウェットスーツ（一貫によらないもの）、 足ひれ（潜水用）、購入したゴムベルトの 裁断等	
	注1：医療・衛生用ゴム製品は199211に分類され る。	
	注2：ポリウレタンフォームは184111に分類され る。	
	注3：ゴム引布からの一貫作業によるウェット スーツは199121に分類される。	
1999 91 他に分類されないゴム製品（賃加工）	—	
くす・廃物		
6966 00 製造工程からでたくす・廃物	—	

中分類 20ーなめし革・同製品・毛皮

製造品番号及び 賃加工品番号	製造品名及び賃加工品名	数量単位名	製造品番号及び 賃加工品番号	製造品名及び賃加工品名	数量単位名
★2011 なめし革					
2011 11 成牛甲革		枚			
2011 12 中小牛甲革		枚			
2011 13 牛底革（クローム底革を含む）		枚			
2011 14 牛ぬめ革（茶利革を含む）		枚			
2011 19 その他の牛革 牛多脂革、牛白なめし革、牛生革等		—			
2011 21 馬革		枚			
2011 22 豚革		枚			
2011 23 山羊・めん羊革		枚			
<p>● 枚：丸革（1体分）をもって1枚です。 半裁物については、2枚をもって丸革1枚とします。 なお、牛底革、牛ぬめ革については部分別に1枚当たり 革重量換算枚数によります。</p>					
2011 29 その他のなめし革 水牛革、わに革、とかげ革、へび革、 カンガルー革、鹿革、鯨皮革、水産皮革等		—			
2011 91 なめし革（賃加工）		—			
2011 92 なめし革塗装・装飾（賃加工） 皮さらし、染革等		—			
★2021 工業用革製品（手袋を除く）					
2021 11 工業用革製品 工業用革ベルト、革製パッキン、ガスケット、紡績機用、印刷機用、自動車用、紡績用エプロンバンド、自転車用サドル革、オイルシール、工業用ビッカーラ等		—			
<p>注：手袋は2051に分類される。</p>					
2021 91 工業用革製品（賃加工）		—			
★2031 革製履物用材料・同附属品					
2031 11 革製履物用材料、同附属品 甲、靴底、かかと等		—			
2031 91 革製履物用材料・同附属品（賃加工）		—			
★2041 革 製 履 物					
2041 11 紳士用革靴（23cm以上）		足			
2041 12 婦人用・子供用革靴		足			
2041 13 運動用革靴 登山靴、スキーキー靴、スケート靴、ゴルフ靴、スパイク靴、バレエ靴等		足			
2041 14 作業用革靴 保安靴、耐電靴、耐酸靴等		足			
2041 19 その他の革製靴 一部革製の靴等		—			
2041 29 その他の革製履物 革製草履、革製スリッパ、革製サンダル等		—			
2041 91 革製履物（賃加工）		—			
★2051 革製手袋（合成皮革製を含む）					
<p>注：一部革製の手袋は118519に分類される。</p>					
2051 11 衣服用革手袋（合成皮革製を含む）		千双			
2051 12 作業用革手袋（合成皮革製を含む）		千双			
<p>● 双：1対になっている手袋を数える単位です。</p>					
2051 13 スポーツ用革手袋（合成皮革製を含む）		—			
2051 91 革製手袋（賃加工）		—			
★2061 かばん（材料のいかんを問わない）					
2061 11 なめし革製旅行かばん		個			
2061 12 なめし革製書類入かばん・学生かばん・ランドセル		個			
2061 13 革製ケース 写真機ケース、双眼鏡ケース、携帯用ラジオケース等		—			
2061 19 その他のなめし革製かばん類		—			
2061 21 プラスチック製かばん		—			
2061 22 合成皮革製ケース 写真機ケース、双眼鏡ケース、携帯用ラジオケース等		—			
2061 29 その他のかばん類 金属製かばん類、布製かばん類等		—			
2061 91 かばん（賃加工）		—			
★2071 袋物（ハンドバッグを除く）					
2071 11 袋物 札入れ、財布、ショッピングバッグ、名刺入れ、定期券入れ、眼鏡ケース、がまぐち、小物入れ、くし入れ等		—			
<p>注：角底紙袋（ラミネートをしたもの）を含む は145211に分類される。</p>					
2071 91 袋物（賃加工）		—			
★2072 ハンドバッグ（材料のいかんを問わない）					
2072 11 なめし革製ハンドバッグ		個			
2072 12 プラスチック製ハンドバッグ		個			
2072 19 その他のハンドバッグ 繊維製、ビーズ製等		—			
2072 91 ハンドバッグ（賃加工）		—			
★2081 毛 皮					
<p>注：毛皮製衣服・身の回り品は118911に分類される。</p>					
2081 11 毛皮（調整済で完成品ではないもの）		—			
2081 91 毛皮（賃加工）		—			

製造品番号及び 賃加工品番号	製造品名及び賃加工品名	数量単位名	製造品番号及び 賃加工品番号	製造品名及び賃加工品名	数量単位名
★2099 その他なめし革製品			くず・廃物		
2099 11 服装用革ベルト		—	7066 00 製造工程からでたくず・廃物		—
2099 19 他に分類されないなめし革製品 馬具、むち、腕時計用革バンド、つり革、 タブレットキャリアカバー、首輪、革砥、 肩帯、革ひも、帽子つば革、なめし革製 帽子、カットガット等		—			
注：運動用具は325311～325319に分類される。 なめし革製衣服（合成皮革製を含む）は 118912に分類される。					
2099 91 その他なめし革製品（賃加工）		—			

中分類 21—窯業・土石製品

製造品番号及び 賃加工品番号	製造品名及び賃加工品名	数量単位名	製造品番号及び 賃加工品番号	製造品名及び賃加工品名	数量単位名			
★2111 板ガラス（原料から一貫製造した板ガラス）								
2111 11 普通・変り板ガラス	2 mm 換算箱							
2111 12 磨き板ガラス	2 mm 換算箱							
● 換算箱：厚み2mm×面積9.29m ² (100平方フィート) です。								
2111 19 その他の板ガラス（一貫製造によるもの）	—		2115 11 理化学用・医療用ガラス器具	—				
合わせガラス、強化ガラス、複層ガラス等			注：理化学用・医療用ガラス器具で目盛りつきのものは中分類27に分類される。					
★2112 板ガラス加工品（購入した板ガラスによるもの）								
2112 11 合わせガラス	m ²		2115 12 アンプル	—				
2112 12 強化ガラス	m ²		2115 13 薬瓶	—				
自動車用ガラス等			一般薬瓶、投薬瓶等					
2112 19 その他の板ガラス	—		2115 91 理化学用・医療用ガラス器具（賃加工）	—				
複層ガラス、すりガラス、曲げガラス等								
2112 21 鏡	—		★2116 卓上用・ちゅう房用ガラス器具					
注：鏡台は131119に、壁掛鏡（枠付）は、枠の材質により木製は131119、金属製は131219、プラスチック製は139919、手鏡（枠付）は322111に分類される。板ガラスの切断は211919に分類される。			2116 11 卓上用ガラス器具	—				
2112 91 板ガラス加工（賃加工）	—		花瓶、灰皿、金魚鉢、インキスタンド、文鎮、ペン皿等					
★2113 ガラス製加工素材			2116 12 ガラス製台所用品・食卓用品	—				
2113 11 光学ガラス素地（眼鏡用を含む）	k g		コップ、皿、ボール、鉢、しょう油差し、バター入れ、コーヒー沸かし、調味料入れ、耐熱ガラス製ちゅう房用器具等					
フリントガラス、レンズ素地等			2116 91 卓上用・ちゅう房用ガラス器具（賃加工）	—				
2113 12 電球類用ガラスバルブ（管、棒を含む）	t							
蛍光灯用ガラス管等			★2117 ガラス繊維・同製品					
2113 13 電子管用ガラスバルブ（管、棒を含む）	t		2117 11 ガラス短纖維、同製品	k g				
プラウン管用ガラス管等			テープ、マット、ボード、フィルタ等					
2113 14 ガラス管・棒・球（電気用を除く）	t		2117 12 ガラス長纖維、同製品	k g				
アンプル用ガラス管等			ガラス繊維織物、ガラスヤーン等					
2113 19 その他のガラス製加工素材	—		2117 13 光ファイバ（素線）	—				
魔法瓶用ガラス素地、ガラス粉・粒・塊、ガラス繊維原料用ガラス等			注：プラスチック系光ファイバ（素線）は183111に分類される。光ファイバコード及び心線は234211に分類される。					
2113 91 ガラス製加工素材（賃加工）	—		2117 91 ガラス繊維・同製品（賃加工）	—				
★2114 ガラス容器								
注：輸送用、分配用に限る。台所用、食卓用は211612に分類される。			★2119 その他のガラス・同製品					
2114 11 ガラス製飲料用容器	—		2119 11 魔法瓶用ガラス製中瓶	—				
酒瓶、ビール瓶、牛乳瓶、ジュース瓶、サイダー瓶、ドリンク瓶、清涼飲料用瓶等			2119 12 照明用・信号用ガラス製品	—				
2114 12 ガラス製食料用・調味料用容器	—		レンズ、グローブ、シェード等					
食料油瓶、ジャム瓶、塩から瓶、蜂蜜瓶、しょう油瓶、こしょう瓶、ソース瓶、食塩瓶、のり瓶等			2119 19 他に分類されないガラス、同製品	—				
2114 19 その他のガラス製容器	—		ガラスブロック、ガラスブリック、ガラスタイル、ガラス浮玉、眼鏡用・時計用ガラス、ガラス絶縁物、ガラス製装飾品、石英ガラス製品、多泡ガラス等					
化粧品瓶、インキ瓶、靴ずみ瓶等			注：光学用レンズは275313に、眼鏡用レンズは329713に分類される。					
2114 91 ガラス製容器（賃加工）	—		2119 91 その他のガラス、同製品（賃加工）	—				
			2119 92 ガラス研磨（賃加工）	—				

製造品番号及び 賃加工品番号	製造品名及び賃加工品名	数量単位名	製造品番号及び 賃加工品番号	製造品名及び賃加工品名	数量単位名
★2121 セメント			★2131 粘土かわら		
2121 11 ポルトランドセメント		t	注：焼成されていない白生地は213919に分類される。		
2121 12 セメントクリンカ		—			
2121 19 その他の水硬性セメント 高炉セメント、フライアッシュセメント、シリカセメント、アルミナセメント、左官用セメント、雑用セメント、石灰スラグセメント等		—	2131 11 いぶしかわら		千個
			2131 12 うわ葉かわら、塩焼かわら		千個
			2131 91 粘土かわら (賃加工)		—
★2122 生コンクリート			★2132 普通れんが		
2122 11 生コンクリート		m ³	2132 11 普通れんが		千個
2122 91 生コンクリート (賃加工)		—	建築用れんが、築炉用外張りれんが、舗装用れんが等		
★2123 コンクリート製品			2132 91 普通れんが (賃加工)		—
2123 11 遠心力鉄筋コンクリート管 (ヒューム管)		t			
2123 12 遠心力鉄筋コンクリート柱 (ポール)		t			
2123 13 遠心力鉄筋コンクリートくい (パイル)		t			
2123 14 コンクリート管 (遠心力鉄筋コンクリート管を除く)		t			
2123 15 空洞コンクリートブロック		千個			
2123 16 土木用コンクリートブロック 積ブロック、間知ブロック、張ブロック、連結ブロック、法枠ブロック、護岸用ブロック等		t			
2123 17 道路用コンクリート製品 L字溝、U字溝等		t			
2123 18 プレストレストコンクリート製品 枕木、はり、けた等		t			
2123 19 その他のコンクリート製品 マグセメント板、コンクリートパネル等		—			
2123 21 テラゾー製品		m ²			
2123 22 コンクリート系プレハブ住宅		—			
2123 91 コンクリート製品 (賃加工)		—			
★2129 その他のセメント製品			★2141 衛生陶器		
2129 11 厚形スレート		m ²	2141 11 衛生陶器 (附属品を含む)		—
2129 12 木材セメント製品 (パルプセメント板、木片セメント板を含む)		枚	浴槽、洗面手洗器、便器、水槽等		
● 枚：木材セメント板（木片セメント板を含む）は、厚み15mm×幅91cm×長さ182cm で、パルプセメント板は、厚み63mm×幅91cm×長さ184cm です。			2141 91 衛生陶器 (賃加工)		—
2129 13 気泡コンクリート製品 気泡パネル、気泡ブロック等		—			
注：気泡コンクリート板と鉄骨フレーム併用の プレハブ住宅は244411に分類される。					
2129 19 他に分類されないセメント製品 セメントモルタル製版、ブロック等		—	★2142 食卓用・ちゅう房用陶磁器		
2129 91 その他のセメント製品 (賃加工)		—	2142 11 陶磁器製和飲食器 茶わん、どんぶり、皿、鉢、酒器、土瓶、湯のみ、急す等		—
			2142 12 陶磁器製洋飲食器 洋わん、皿、洋どんぶり、洋鉢、ディナーウェア（組物、ばら物）、中華料理飲食器等		
			2142 13 陶磁器製台所・調理用品 なべ、かま、すり鉢、おろし器、つぼ、かめ等		
			2142 91 食卓用・ちゅう房用陶磁器 (賃加工)		—
★2143 陶磁器製置物			★2143 陶磁器製置物		
			2143 11 陶磁器製置物 花瓶、ランプ台、灰皿、装飾品等		—
			注：がん具は325129に分類される。		
			2143 91 陶磁器製置物 (賃加工)		—

製造品番号及び 賃加工品番号	製造品名及び賃加工品名	数量単位名	製造品番号及び 賃加工品番号	製造品名及び賃加工品名	数量単位名
★2144 電気用陶磁器			★2149 その他の陶磁器・同関連製品		
2144 11 がい子、がい管	—		注：陶磁器製家具は139919に、同がん具は 325129に分類される。		
2144 12 電気用特殊陶磁器	—				
2144 13 ファインセラミック製 I C 基板、 ファインセラミック製 I C パッケージ	—		2149 19 その他の陶磁器	火鉢、あんか、湯たんぽ、陶磁器製こんろ、 植木鉢（素焼きを含む）、神仏具（ろうそく立、 神酒入れ等）、陶瓶、セラミックブロック、 表札類、陶磁器素（生）地、ファインセラミックス製ナイフ・はさみ等	—
2144 19 その他の電気用陶磁器 電気絶縁用陶磁器、陶磁器製絶縁材料等	—		2149 91 その他の陶磁器・同関連製品（賃加工）	—	
注：組立加工したもの又は、配線したもの及び金 属部分が組み込まれた部分品、取付具、附属 品は、各々の完成品の部分品に分類される。					
2144 91 電気用陶磁器（賃加工）	—				
★2145 理化学用・工業用陶磁器			★2151 耐火れんが		
2145 11 理化学用・工業用陶磁器 化学分析用陶磁器（蒸発皿、ビーカー、 カッセロール等）、化学工業用耐酸陶磁器、 耐酸陶瓶、熱電対保護管、温度計用陶磁器 等	—		2151 11 粘土質耐火れんが	t	
2145 12 理化学用・工業用ファインセラミックス 注：組立加工したもの又は、配線したもの及び金 属部分が組み込まれた部品、取付具、附属品 は、各々の完成品の部分品に分類される。	—		2151 19 その他の耐火れんが 耐火断熱れんが等	—	
2145 91 理化学用・工業用陶磁器（賃加工）	—		2151 91 耐火れんが（賃加工）	—	
★2146 陶磁器製タイル			★2152 不定形耐火物		
注：プラスチックタイルは182311に、ガラスタイル ルは211919に、セメントタイルは212919に、 石タイルは218411に分類される。			2152 11 耐火モルタル	t	
2146 11 モザイクタイル うわ薬タイル（モザイク用）等	—		2152 12 キャスター耐火物	t	
2146 12 内装タイル うわ薬タイル（内装用）等	—		2152 19 その他の不定形耐火物 プラスチック耐火物等	—	
2146 19 その他のタイル 外装タイル、床タイル、うわ薬タイル (モザイク用、内装用を除く。) 等	—		2152 91 不定形耐火物（賃加工）	—	
2146 91 陶磁器製タイル（賃加工）	—				
★2147 陶磁器絵付			★2159 その他の耐火物		
注：成形又は絵付後本焼きを行ったものは、 各々陶磁器製品に分類される。但し、 がん具は325129に分類される。			2159 11 人造耐火材 マグネシアクリンカ、合成ムライト、 炭化けい素耐火材等	t	
2147 11 陶磁器絵付品 和洋飲食器、がん具絵付品等	—		2159 19 他に分類されない耐火物（粘土質るつぼ を含む） 高炉用ブロック等	—	
2147 91 陶磁器絵付（賃加工）	—		2159 91 その他の耐火物（賃加工）	—	
★2148 陶磁器用はい（坏）土			★2161 炭素質電極		
2148 11 陶磁器用はい（坏）土	—		2161 11 人造黒鉛電極	t	
2148 91 陶磁器用はい（坏）土（賃加工）	—		2161 19 その他の炭素質電極 炭素電極、天然黒鉛電極、電解板・棒、 連続自焼式電極ペースト等	—	
			2161 91 炭素質電極（賃加工）	—	
★2169 その他の炭素・黒鉛製品			★2169 その他の炭素・黒鉛製品		
			2169 11 炭素棒	t	
			2169 12 炭素・黒鉛質ブラシ	t	
			2169 13 特殊炭素製品 カーボンスライダ、カーボンパイル、 放電管用黒鉛陽極、炭素抵抗体、通信機 用炭素製品、ブレーキシュー用炭素製品、 解こう材等	t	
			2169 19 他に分類されない炭素・黒鉛製品 不透炭素製品、黒鉛るつぼ、精製天然 黒鉛、にかわ質黒鉛等	—	
			2169 91 その他の炭素・黒鉛製品（賃加工）	—	

製造品番号及び 賃加工品番号	製造品名及び賃加工品名	数量単位名	製造品番号及び 賃加工品番号	製造品名及び賃加工品名	数量単位名
★2171 研磨材			★2184 石工品		
2171 11 天然研磨材、人造研削材 けい砂（研磨・研削用）、研削用ガーネット、研削用けい砂フリント、溶融アルミニナ研削材、炭化けい素研削材、シリコンカーバイド等	—		注：テラゾー製品（人造大理石）は212321に、 天然と石は217919に分類される。		
2171 91 研磨材（賃加工）	—		2184 11 石工品 碑石、墓石、建築用角石、石盤、石材彫刻品、石うす、石とうろう、敷石、すずり、石タイル等	—	
★2172 研削と石			2184 91 石工品（賃加工）	—	
2172 11 ビトリファイド研削と石 (シリケート研削と石を含む)	t		★2185 けいそう土・同製品		
2172 12 レジノイド研削と石	t		2185 11 けいそう土、同製品 土れんが、土こんろ等	—	
2172 19 その他の研削と石 ゴム研削と石、石材研削と石、マグネシア法と石、ダイヤモンドと石等	—		2185 91 けいそう土・同製品（賃加工）	—	
2172 91 研削と石（賃加工）	—		★2186 鉱物・土石粉碎等処理品		
★2173 研磨布紙			2186 11 鉱物・土石粉碎、その他の処理品 石粉、クレー、化学用粘土、シャモット、ベントナイト、ヘルストン、タルクセメント着色剤、活性・酸性白土、重質炭酸カルシウム等	—	
2173 11 研磨布紙 耐水研磨紙、サンドペーパー、研磨布ロール、研磨ファイバー等	連		2186 91 鉱物・土石粉碎・その他の処理品 (賃加工)	—	
● 連：幅23cm×長さ28cmの大きさ500枚が1連です。			★2191 ロックウール・同製品		
2173 91 研磨布紙（賃加工）	—		2191 11 ロックウール、同製品 岩綿布、岩綿テープ、岩綿スリーブ、耐火岩綿製品、岩綿保温・断熱・吸音製品、鉱さい綿等	t	
★2179 その他の研磨材・同製品			2191 91 ロックウール・同製品（賃加工）	—	
2179 19 その他の研磨材、同製品 バフ研磨材、工業用研磨材、再生研磨材、天然と石、油脂性研磨材、樹脂研磨と石、石材研磨と石等	—		★2192 石こう（膏）製品		
2179 91 その他の研磨材・同製品（賃加工）	—		2192 11 焼石こう	t	
★2181 碎石			2192 12 石こうボード、同製品 ラスボード、吸音ボード、化粧ボード等	m ²	
2181 11 碎石 土木建築用碎石、玉石碎石、岩石碎石等	—		2192 13 石こうプラスタ製品 混合石こうプラスタ、ボード用石こうプラスタ等	t	
2181 91 碎石（賃加工）	—		2192 19 その他の石こう製品 建築用装飾石こう製品、石こう美術品・置物等	—	
★2182 再生骨材（コンクリート塊を粉碎したもの）			2192 91 石こう製品（賃加工）	—	
2182 11 再生骨材	—				
2182 91 再生骨材（賃加工）	—				
★2183 人工骨材					
注：天然骨材は219929に分類される。					
2183 11 人工骨材 焼成真珠岩、焼成けつ岩、焼成ひる石等	—				
2183 91 人工骨材（賃加工）	—				

製造品番号及び 賃加工品番号	製造品名及び賃加工品名	数量単位名	製造品番号及び 賃加工品番号	製造品名及び賃加工品名	数量単位名
★2193 石灰			★2199 他に分類されない窯業・土石製品		
2193 11 生石灰		t	2199 11 台所・食卓用ほうろう鉄器		—
2193 12 消石灰		t	ほうろう引き食器、ほうろうなべ等		—
2193 13 軽質炭酸カルシウム		t	2199 12 ほうろう製衛生用品		—
注：重質炭酸カルシウムは218611に分類される。			浴槽、洗面器、手洗器等		—
2193 19 その他の石灰製品		—	2199 19 その他のほうろう鉄器		—
焼成ドロマイト、ドロマイトイプラスター、苦土石灰、貝灰、にかわ質炭酸カルシウム等			建築用ほうろう製品、電灯笠、ほうろう製看板・標識、ほうろう製流し台・調理台等		—
2193 91 石灰（賃加工）		—	2199 21 七宝製品		—
★2194 錫型(中子を含む)			2199 22 人造宝石（合成宝石、模造宝石、人造真珠、人造水晶を含む）		—
注：金型は269111～269219に、木型は329511に分類される。			2199 23 うわ薬		—
2194 11 錫型（中子を含む）		—	2199 24 雲母板		—
2194 91 錫型（中子を含む）（賃加工）		—	2199 29 その他の窯業・土石製品		—
白墨、石筆、気硬性セメント、人造石（樹脂を結合材とするもの）、荒壁用粘土、錫物用けい砂、かわら用粘土、園芸用培養土等					
2199 91 他に分類されない窯業・土石製品（賃加工）					—
くず・廃物					
7166 00 製造工程からでたくず・廃物					

中分類 22—鉄鋼

製造品番号及び 賃加工品番号	製造品名及び賃加工品名	数量単位名	製造品番号及び 賃加工品番号	製造品名及び賃加工品名	数量単位名
★2200 鋼鉄・原鉄・ベースメタル					
2211 11	高炉銑（製鋼用銑）	t	2211 42	工具鋼	t
2211 12	高炉銑（鋸物用銑）	t		炭素工具鋼、合金工具鋼、高速度鋼、 中空鋼、打刃物地鉄等	
2212 11	電気炉銑、小形高炉銑、再生炉銑（原 鉄、純鉄、ベースメタルを含む）	—	2211 43	構造用鋼	t
2212 91	電気炉銑（賃加工）	—		機械構造用炭素鋼、構造用合金鋼、 はだ焼鋼、強じん鋼等	
★2200 粗鋼・鋼半製品					
2211 13	普通鋼粗鋼	t	2211 44	特殊用途鋼	t
2211 14	普通鋼半製品	t		ばね鋼、軸受鋼、ステンレス鋼（熱間のもの に限る）、耐熱鋼、高マンガン鋼、快削 鋼、磁石鋼、ピアノ線材、高抗張力鋼等	
2211 38	特殊鋼粗鋼	t			
2211 41	特殊鋼半製品	t			
★2200 普通鋼熱間圧延鋼材					
2211 15	外輪・軌条、同附属品	t	2211 45	特殊鋼磨棒鋼（ドリルロッドを含む）	t
	圧延輪心、圧延車輪、フィッシュプレー ト、タイプレート等		2211 46	特殊鋼冷延鋼板	t
2211 16	形鋼（鋼矢板、リム・リングバー、サッ シバーを含む）	t	2211 47	特殊鋼冷延広幅帶鋼（幅600mm以上 でコイル状のもの）	t
2211 17	管材	t	2211 48	特殊鋼磨帶鋼（幅600mm未満でコイ ル状のもの）	t
2211 18	小形棒鋼	t	2211 51	特殊鋼鋼線	t
	小形鉄筋用丸棒、小形鉄筋用異形棒等			P C鋼線、ピアノ線、ステンレス鋼線等	
2211 21	大形・中形棒鋼	t			
2211 22	線材、バーインコイル	t			
2211 23	厚中板（厚さ3mm以上）	t			
2211 24	薄板（厚さ3mm未満でローモード、電気 鋼板を含む）	t			
	注：コイル状のものは、221125に分類される。				
2211 25	鋼帶	t			
	広幅帶鋼、帶鋼等				
★2200 普通鋼冷間仕上鋼材					
2211 26	普通鋼磨棒鋼	t			
2211 27	普通鋼冷延鋼板（冷延ローモード、再生 仕上鋼板を含む）	t			
2211 28	普通鋼冷延電気鋼帶	t			
2211 31	普通鋼冷延広幅帶鋼（幅600mm以上 でコイル状のもの）	t			
2211 32	普通鋼磨帶鋼（幅600mm未満でコイ ル状のもの）	t			
2211 33	冷間ロール成型形鋼	t			
	簡易鋼矢板、軽量形鋼等				
2211 34	普通鋼鋼線	t			
	鉄線、硬鋼線、溶接棒心線等				
★2200 普通鋼钢管					
2211 35	普通鋼熱間鋼管（ベンディングロール成 型によるものを除く）	t			
	注：ベンディングロール成型による钢管は 244219に分類される。				
2211 36	普通鋼冷けん钢管（再生引抜钢管を含 む）	t			
2211 37	普通鋼めっき钢管	t			
賃 加 工					
★2200 製鋼・圧延					
2221 91	粗鋼・鋼半製品（賃加工）	—			
2231 91	熱間圧延鋼材（賃加工）	—			
2232 91	冷間圧延鋼材（賃加工）	—			
2233 91	冷間ロール成型形鋼（賃加工）	—			
2234 91	钢管（賃加工）	—			
2235 91	伸鉄（賃加工）	—			
2236 91	磨棒鋼（賃加工）	—			
2237 91	引抜钢管（賃加工）	—			
2238 91	伸線（賃加工）	—			
2239 91	その他の鋼材（賃加工）	—			

製造品番号及び 賃加工品番号	製造品名及び賃加工品名	数量単位名	製造品番号及び 賃加工品番号	製造品名及び賃加工品名	数量単位名
★2213 フェロアロイ			★2253 鋳 鋼		
2213 11 フェロマンガン		t	2253 11 普通鋼鋳鋼(鋳放しのもの)(鋳鋼管を含む)		t
2213 12 シリコマンガン		t	2253 12 特殊鋼鋳鋼(鋳放しのもの)(鋳鋼管を含む)		t
2213 19 その他のフェロアロイ フェロクロム、フェロシリコン、フェロニッケル、フェロタングステン、フェロモリブデン、フェロバナジウム、フェロチタン、スピーゲル、カルシウムシリコン、シリクロム、フェロホスホル等		—	2253 91 鋳鋼(賃加工)		—
2213 21 フェロアロイ類似製品 ニッケルルッペ、酸化モリブデンブリケット、タングステン酸カルシウムクリンカ等		—	★2254 鍛 工 品		
2213 91 フェロアロイ(賃加工)		—	2254 11 鍛工品		t
				注:非鉄金属の鍛造品は235511に分類される。	
			2254 91 鍛工品(賃加工)		—
★2241 亜 鉛 鋼 板			★2255 鍛 鋼		
2241 11 亜鉛めっき鋼板(亜鉛めっき帶鋼を含む)		t	2255 11 普通鋼鍛鋼(打ち放しのもの)		t
2241 91 亜鉛めっき鋼板(賃加工)		—	2255 12 特殊鋼鍛鋼(打ち放しのもの)		t
			2255 91 鍛鋼(賃加工)		—
★2249 その他の表面処理鋼材			★2291 鉄鋼シャースリット		
2249 11 ブリキ		t		注:鋼管、形鋼のシャースリットは229919に分類される。	
2249 12 ティンフリースチール		t	2291 11 鉄鋼切断品(溶断を含む)		—
2249 13 針金		t	2291 91 鉄鋼切断(賃加工)		—
2249 14 亜鉛めっき硬鋼線(その他のめっき鉄鋼線を含む)		t			
2249 19 その他の表面処理鋼材 アルミめっき鋼板、亜鉛めっき形鋼、ガルバリウム鋼板、ビニル鋼板等		t	★2292 鉄スクラップ加工処理(非鉄金属スクラップを除く)		
	注:鋼板に亜鉛めっきした上で、さらにビニル塗装したものは224111亜鉛めっき鋼板に分類される。金属製品、機械部品等のめっきは2462又は2464に分類される。		2292 11 鉄スクラップ加工処理品 製鋼原料用鉄スクラッププレス・シャーリング、製鋼原料用スクラップシュレッダー、製鋼原料用鉄スクラップ化学処理等		—
2249 91 めっき鋼管(賃加工)		—	2292 91 鉄スクラップ加工処理(賃加工)		—
2249 92 その他の表面処理鋼材(賃加工)		—			
★2251 銑鉄錫物(鉄錫管、可鍛錫鉄を除く)			★2293 鋳 鋼 管		
2251 11 機械用銑鉄錫物		t	2293 11 鋳鉄管		t
2251 19 その他の銑鉄錫物 日用品等		t	2293 91 鋳鉄管(賃加工)		—
2251 91 銑鉄錫物(賃加工)		—			
★2252 可 鍛 錫 鉄			★2299 他に分類されない鉄鋼品		
2252 11 機械用可鍛錫鉄錫物		t	2299 11 鉄粉、純錫粉		—
2252 12 可鍛錫鉄製錫管継手(フランジ形を含む)		t	2299 19 その他の鉄鋼品 純錫圧延、ペレット等		—
2252 19 その他の可鍛錫鉄錫物 合金可鍛錫鉄、靴底金等		t	2299 91 他に分類されない鉄鋼品(賃加工)		—
2252 91 可鍛錫鉄錫物(賃加工)		—			
			金 属 く ず		
			2211 68 鉄くず		t
			く ず ・ 廃 物		
			7266 00 製造工程からでたくず・廃物		—

中分類 23—非鉄金属

製造品番号及び 貨加工品番号	製造品名及び貨加工品名	数量単位名	製造品番号及び 貨加工品番号	製造品名及び貨加工品名	数量単位名
★2311 銅第1次製錬・精製品			★2329 その他の非鉄金属第2次製錬・精製品（非鉄金属合金を含む）		
2311 11 粗銅		t	2329 11 金再生地金、金合金		g
2311 12 電気銅、さお銅（ビレット、ケーキを含む）		t	2329 12 銀再生地金、銀合金		k g
2311 91 銅第1次製錬・精製（貨加工）		—	2329 13 銅再生地金、銅合金		t
			2329 14 亜鉛再生地金、亜鉛合金		t
			2329 19 その他の非鉄金属再生地金、同合金 すず再生地金、すず合金、ニッケル再生地 金、ニッケル合金、チタン合金等		—
★2312 亜鉛第1次製錬・精製品			2329 91 その他の非鉄金属第2次製錬・精製（貨 加工）		—
2312 11 亜鉛地金		t			
2312 91 亜鉛第1次製錬・精製（貨加工）		—			
★2319 その他の非鉄金属第1次製錬・精製品			★2331 伸銅品		
2319 11 鉛地金		t	2331 11 銅伸銅品		t
2319 12 金地金		g	2331 12 黄銅伸銅品		t
2319 13 銀地金		kg	2331 13 青銅伸銅品		t
2319 19 その他の非鉄金属（第1次製錬・精製によるもの）		—	2331 19 その他の伸銅品（洋白伸銅品を含む）		—
アルミナ（酸化アルミニウム）、水酸化アルミニウム、アルミニウム地金、タングステン、チタン地金、すず地金、アンチモン（粗・酸化・硫化アンチモンを含む）、カドミウム、モリブデン、白金地金、イリジウム、オスミウム、パラジウム、ニッケル地金、ウラン、トリウム、マンガン、クロム、ゲルマニウム、セレン、シリコン、水銀、マグネシウム、タンタル等			2331 91 伸銅品（貨加工）		—
注：金属ナトリウムは162119、金属カリウムは162923、金属カルシウムは162949に分類される。					
2319 91 その他の非鉄金属第1次製錬・精製（貨加工）		—	★2332 アルミニウム・同合金圧延品（抽伸、押出しを含む）		
			2332 11 アルミニウム圧延製品 板、円板、条等		t
			2332 12 アルミニウム押出し品（抽伸品を含む） 管、棒、形材、線等		t
			2332 13 アルミニウムはく		t
			注：打ちはくは249915に分類される。		
			2332 91 アルミニウム・同合金圧延（貨加工）		—
★2321 鉛第2次製錬・精製品（鉛合金を含む）			★2339 その他の非鉄金属・同合金圧延品（抽伸、押出しを含む）		
2321 11 鉛再生地金（活字合金を含む）		t	2339 11 鉛管・板		t
2321 12 はんだ、減摩合金		—	2339 12 亜鉛・同合金展伸材（亜鉛板、亜鉛合金板を含む）		t
2321 91 鉛第2次製錬・精製（貨加工）		—	2339 13 金・同合金展伸材		g
			2339 14 銀・同合金展伸材		kg
			2339 15 白金・同合金展伸材		g
			2339 16 ニッケル・同合金展伸材		t
			2339 19 その他の非鉄金属・同合金展伸材 マグネシウム展伸材、チタン展伸材、タン グステン展伸材、すず展伸材、モリブデン 展伸材等		—
★2322 アルミニウム第2次製錬・精製品（アルミニウム合金を含む）			2339 91 その他の非鉄金属・同合金圧延（貨加工）		—
2322 11 アルミニウム再生地金、アルミニウム合 金		t			
2322 91 アルミニウム第2次製錬・精製（貨加 工）		—			

中分類 23-非鉄金属

数量単位名がーとなっている品目は、数量を記入する必要がありません。

製造品番号及び 賃加工品番号	製造品名及び賃加工品名	数量単位名
★2341 電線・ケーブル（光ファイバケーブルを除く）		
2341 11 銅荒引線		t
2341 12 銅裸線	丸線、トロリ線、平角線、より線、銅編組線、銅合金線、銅覆鋼線等	t
2341 13 銅被覆線	コード、船用線、キャブタイヤ、機ひも、カンブリック線、屋外ビニル線、屋内ビニル線、ビニルコード、制御用ビニル線、通信用ビニル線、制御用ポリエチレン線、クロロプロレン配電線、クロロプロレン出線、クロロプロレンキャブタイヤ、ブチルゴム線等	導体 t
2341 14 卷線	綿・絹巻線、ガラス巻線、紙巻線、エナメル線、ホルマール線、ポリエステル線、合成エナメル線等	導体 t
2341 15 電力ケーブル	ベルト形紙ケーブル、S L形紙ケーブル、ガス圧ケーブル、O Fケーブル、パイプ形ケーブル、ポリエチレン電力ケーブル、ブチルゴム電力ケーブル等	導体 t
2341 16 通信ケーブル	市内ケーブル、市外ケーブル、搬送ケーブル、プラスチック市内ケーブル、プラスチック市外ケーブル、プラスチック高周波同軸ケーブル、プラスチック局内ケーブル、幹線用同軸ケーブル等	導体 t
● 導体トン（導体t）： 電線、電力ケーブルなどの被覆部分を除いた重量です。		
2341 17 アルミニウム荒引線		t
2341 18 アルミニウム線（アルミニウム荒引線を除く）		t
2341 91 電線・ケーブル（賃加工）		-
★2342 光ファイバケーブル（通信複合ケーブルを含む）		
2342 11 光ファイバコード（心線を含む）		-
2342 12 光ファイバケーブル（複合ケーブルを含む）	光架空地線、通信複合ケーブル	-
注：石英系光ファイバ素線は211713、プラスチック系光ファイバ素線は183111に分類される。電力ケーブルと複合した光複合ケーブルは234212に分類される。		
2342 91 光ファイバケーブル（賃加工）		-
★2351 銅・同合金鋳物（ダイカストを除く）		
2351 11 銅・同合金鋳物		t
2351 91 銅・同合金鋳物（賃加工）		-

製造品番号及び 賃加工品番号	製造品名及び賃加工品名	数量単位名
★2352 非鉄金属鋳物（銅・同合金鋳物及びダイカストを除く）		
2352 11 アルミニウム・同合金鋳物		t
2352 19 その他の非鉄金属鋳物	亜鉛鋳物、マグネシウム鋳物等	-
2352 91 非鉄金属鋳物（賃加工）		-
★2353 アルミニウム・同合金ダイカスト		
2353 11 アルミニウム・同合金ダイカスト		t
2353 91 アルミニウム・同合金ダイカスト（賃加工）		-
★2354 非鉄金属ダイカスト（アルミニウム・同合金ダイカストを除く）		
2354 11 亜鉛ダイカスト		t
2354 19 その他の非鉄金属ダイカスト	銅ダイカスト、マグネシウムダイカスト等	-
2354 91 非鉄金属ダイカスト（賃加工）		-
★2355 非鉄金属鍛造品		
2355 11 非鉄金属鍛造品		-
2355 91 非鉄金属鍛造品（賃加工）		-
★2391 核 燃 料		
2391 11 核燃料	核燃料成形加工（濃縮、再処理を含む）	-
2391 91 核燃料（賃加工）		-
★2399 他に分類されない非鉄金属		
2399 11 銅・同合金粉		-
2399 12 アルミニウム・同合金粉		-
2399 19 その他の非鉄金属・同合金粉	金・銀・同合金粉等	-
2399 21 銅、鉛、亜鉛、ニッケル、すず等粗製品	マット、焼鉱、煙灰、銅さい、鉛さい、亜鉛さい、ニッケルさい、貴金属粗製品、チタン粗製品等	-
注：粗銅は231111に分類される。		
2399 29 その他の非鉄金属製品	シリコンウェハ（表面研磨を行う前のスライスをしただけのもの）、非鉄金属シャーリング等	-
注：シリコンウェハ（表面研磨をしたもの）は289913に分類される。		
2399 91 他に分類されない非鉄金属（賃加工）		-
金 屬 く ず		
2399 31 非鉄金属くず		-
く ず ・ 廃 物		
7366 00 製造工程からでたくず・廃物		-

中分類 24—金属製品

製造品番号及び 賃加工品番号	製造品名及び賃加工品名	数量単位名	製造品番号及び 賃加工品番号	製造品名及び賃加工品名	数量単位名
★2411 ブリキ缶・その他めっき板等製品			2423 14	はさみ	—
2411 11 18リットル缶	t		2423 15	工匂具	—
2411 12 食缶(缶詰用缶) 飲料用缶等	t			のみ、かんな、きり、金づち、まさかり、 おの、ギムネ、彫刻刀等	
2411 19 その他のめっき板製容器 アイスクリーム缶、取枠、巻枠、牛乳輸送 用容器、ケーシング、パッケージ、化粧用 容器、エアゾール缶等	—		2423 16	つるはし、ハンマ、ショベル、スコップ、 バール(園芸用を含む)	—
注1: 打抜プレス加工製品は245111~245219に 分類される。			2423 19	その他の利器工匂具、手道具	—
注2: アルミニウム製飲料用缶の製造は245113 に分類される。				缶切、かつお節削り器、つめ切、石工用手 道具、こて、とび口、宝石加工手道具等	
2411 29 その他のめっき板製品 バケツ等	—		2423 91	利器工匂具・手道具(賃加工)	—
2411 91 ブリキ缶・その他めっき板等製品(賃 加工)	—				
★2421 洋食器			★2424 作業工具		—
2421 11 食卓用ナイフ・フォーク・スプーン(め っき製を含む)	—		2424 11	作業工具	
注: 貴金属製又は貴金属めっきのナイフ・フォ ーク・スプーンは321911に分類される。				レンチ、ペンチ、ドライバ、ヤットコ、万 力(バイス)、スパン、プライヤ、金床、 パイプねじ切器、手動研磨機、トーチラン プ、携帯電気ドリル用チャック等	
2421 19 その他の洋食器 盆、食器等	—		注1: 刃物、工匂具、手道具は242311~242319、 農業用器具は242611、のこぎりは242511 に分類される。		
2421 91 洋食器(賃加工)	—		注2: ジャッキ(自動車用)は272112に分類され る。		
★2422 機械刃物			2424 12	やすり	—
注: 機械工具は2664に分類される。			注1: ライター用やすりは249919に、研磨布紙は 217311に分類される。		
2422 11 鋼板せん断用刃物(シャープレード)	—		注2: 目立、目付等は242491に分類される。		
2422 12 合板・木材加工機械用刃物	—		2424 91	作業工具(賃加工)	—
2422 19 その他の機械刃物 たばこ製造機械用刃物、製紙・繊維工業用 刃物、製本機械用刃物、セルロイド製造機 械用刃物、抜型等	—		★2425 手引のこぎり・のこ刃		—
2422 91 機械刃物(賃加工)	—		2425 11	手引のこぎり	—
★2423 利器工匂具・手道具(やすり、のこぎり、食 卓用刃物を除く)			2425 12	金切のこ刃	—
注1: やすりは242412、のこぎりは242511、の こ刃は242512、242519、食卓用ナイフは 242111に分類される。			2425 19	その他ののこ刃	—
注2: 理髪用はさみは242311に、医療用はさみは 274111に、農業用はさみは242611に分類さ れる。				製材用のこ刃、糸のこ刃等	
2423 11 理髪用刃物 バリカン、日本カミソリ、西洋カミソリ、 安全カミソリ(替刃を含む)、理髪用はさ み等	—		2425 91	手引のこぎり・のこ刃(賃加工)	—
2423 12 ほう丁	—		★2426 農業用器具(農業用機械を除く)		—
2423 13 ナイフ類 ポケットナイフ、カッターナイフ、狩猟用 ナイフ等	—		2426 11	農業用器具 くわ、すき、かま、マニアホーク、移植こ て、まぐわ、ホー、大がま、耕作用具、養 蚕用機器・養きん用機器・養蜂機器(金属 製)、農業用はさみ等	—
注: 土木工事用器具、園芸用器具は2423に分類さ れる。			注: 土木工事用器具、園芸用器具は2423に分類さ れる。		
2426 12 農業用器具部分品	—		2426 12	農業用器具部分品	—
2426 91 農業用器具・同部分品(賃加工)	—				

製造品番号及び 賃加工品番号	製造品名及び賃加工品名	数量単位名	製造品番号及び 賃加工品番号	製造品名及び賃加工品名	数量単位名
★2429 その他の金物類					
2429 11 錠、かぎ シリンダ錠、南京錠、手錠、電子ロック、合鍵、クレセント等	-		2433 11 溫風暖房機（熱交換式のもの） ガス温風暖房機等	-	台
2429 12 建築用金物 ドアーチェック、ブラケット、丁番、ハンドル、戸車等	-		2433 12 溫水ボイラ 注：工業用ボイラは2511に分類される。	-	台
2429 13 架線金物 送変電用、配電用等	-		2433 13 放熱器、ユニットヒータ 注：自動車用ラジエータは311314に分類される。	-	
2429 19 他に分類されない金物類 家具用金具、馬具用金具、トランク用金具、小箱用金具、車両用金具、袋物用金具、キヤスター等	-		2433 91 溫風・温水暖房装置（賃加工）	-	
注1：くぎ、靴くぎは2471に分類される。 注2：カーテンレールは139211に分類される。					
2429 91 その他の金物類（賃加工）	-				
★2431 配管工事用附属品（バルブ、コックを除く）					
2431 11 金属製管継手 エルボー、チー、ソケット、ニップル、フランジ等	-		2439 11 暖房用・調理用器具 こんろ、石炭ストーブ、温水器、蒸気釜等	-	
注1：可鍛鋳鉄製鉄管継手は225212に分類される。 注2：蛇口は全て259213に分類される。			2439 12 太陽熱利用機器 太陽熱温水器、太陽熱集熱器等	-	
2431 12 金属製衛生器具 シャワー、手洗用給水器、ロータンク等	-		2439 19 その他の暖房・調理装置部分品 注：電気機械器具は2931、2939、ガス機器、石油機器は2432に分類される。	-	
2431 13 その他の配管工事用附属品 ノズル、噴水口、排水管、止め栓等	-		2439 91 その他の暖房・調理装置・同部分品（賃加工）	-	
2431 91 配管工事用附属品（賃加工）	-				
★2432 ガス機器・石油機器					
注：家庭用、営業用を含む。			★2441 鉄骨		
2432 11 ガスこんろ	台		2441 11 鉄骨	t	
2432 12 ガス風呂釜（バーナ付の一体のものを含む）	一		2441 12 軽量鉄骨	t	
2432 13 ガス湯沸器	台		2441 91 鉄骨（賃加工）	-	
2432 14 ガス炊飯器	台				
2432 19 その他のガス機器（温風暖房機を除く） ガスレンジ、ガストーブ、ガス風呂用バーナ、ガス冷蔵庫、ガスグリル等	-		★2442 建設用金属製品（鉄骨を除く）		
2432 21 石油ストーブ 石油ストーブ、石油ファンヒータ等	-		2442 11 橋りょう	t	
2432 29 その他の石油機器（温風暖房機を除く） 石油こんろ、石油風呂釜、石油風呂用バーナ、石油給湯器等	-		2442 12 鉄塔	t	
2432 31 ガス機器・石油機器の部分品・附属品	-		2442 13 水門	t	
2432 91 ガス機器・石油機器・同部分品・附属品（賃加工）	-		2442 19 その他の建設用金属製品 メタルフォーム（鋼製型枠）、はしご（可搬式のものを除く）、水圧鉄管、浮ドック、浮さん橋、ガードレール、鋼管（ベンディングロール成型によるもの）、階段、鋼板煙突、グレーチング等	-	
注：板金製タンクは244611に、板金製煙突は244619に分類される。			注：板金製タンクは244611に、板金製煙突は244619に分類される。		
			2442 91 建設用金属製品（賃加工）	-	
★2443 金属製サッシ・ドア					
注：建築用金物は242912に分類される。					
2443 11 住宅用アルミニウム製サッシ	-				
2443 12 ビル用アルミニウム製サッシ	-				
2443 19 その他のアルミニウム製サッシ	-				
2443 21 アルミニウム製ドア	-				
2443 22 金属製サッシ・ドア	-				
2443 91 金属製サッシ・ドア（賃加工）	-				

中分類 24-金属製品

数量単位名がーとなっている品目は、数量を記入する必要がありません。

製造品番号及び 賃加工品番号	製造品名及び賃加工品名	数量単位名	製造品番号及び 賃加工品番号	製造品名及び賃加工品名	数量単位名
★2444 鉄骨系プレハブ住宅			2451 11 アルミニウム製機械部分品（機械仕上げ をしないもの） 自動車車体部品、医療機械部品、電気機械 部品、一般機械部品等		-
2444 11 鉄骨系プレハブ住宅	注 1 : 気泡コンクリート板と鉄骨フレーム併用の プレハブ住宅を含む。 注 2 : ユニット系プレハブ住宅は329914に分類さ れる。	-	2451 12 アルミニウム製台所・食卓用品 注 : アルミホイル（圧延しているもの）は233213 のアルミニウムはくに分類される。		-
2444 12 ユニットハウス	金属製組立家屋（プレハブ住宅を除く）、 組立家屋材料（金属製）（プレハブ住宅を 除く）	-	2451 13 アルミニウム製飲料用缶		-
2444 91 鉄骨系プレハブ住宅（賃加工）		-	2451 19 その他の打抜・プレス加工アルミニウム・ 同合金製品 アルミ王冠等		-
★2445 建築用金属製品（サッシ、ドア、建築用 金物を除く）			2451 91 打抜・プレス加工アルミニウム・同合金 製品（賃加工）		-
2445 11 メタルラス		-	★2452 金属プレス製品（アルミニウム・同合金を除 く）		
2445 12 シャッタ		-	注 : プレスした機械部分品のうち、プレスし放し のものは245211に、プレス後、切削、穴明、 研磨等の機械加工を行ったものは、各々の部 分品・取付具・附属品に分類される。ただ し、245212～245219については、プレス後の 機械加工の有無を問わない。		
2445 13 建築用板金製品		-	2452 11 打抜・プレス機械部分品（機械仕上げを しないもの） 自動車車体部品、医療機械部品、電気機械 部品、一般機械部品等		-
	ベンチレータ、天窓、雨戸、とい、雪止等		2452 12 王冠		-
2445 19 その他の建築用金属製品		-	2452 19 その他の打抜・プレス金属製品 ほうろう素地、湯たんぼ、懐炉、便器、台 所用品、食卓用品等		-
	装飾用金属製品、化粧棚、カーテンウォ ール、金属製物置、金属製日よけ等		2452 91 打抜・プレス加工金属製品（賃加工）		-
2445 91 建築用金属製品（賃加工）		-	★2453 粉末や金製品		
★2446 製缶板金			2453 11 粉末や金製品 超硬チップ、機械部分品（粉末や金による もの）等		-
	注 1 : ブリキ製品は241111～241129に分類 される。		注 1 : 焼結の行為が必要。		
	注 2 : 容量400リットル未満はドラム缶・コン テナに分類し、400リットル以上はタン クに分類される。		注 2 : 磁性材部品は289911に、粉末や金以外の超 硬工具は266412に分類される。		
2446 11 板金製タンク		t	2453 91 粉末や金製品（賃加工）		-
2446 12 高圧容器（ボンベ）		t			
2446 13 ドラム缶	注 : ドラム缶の更生品は249919に分類される。	t			
2446 14 コンテナ		-			
2446 19 その他の製缶板金製品		-			
	板金製容器、板金パイプ、重ね板、板金製 煙突、ダクト、浴槽、流し台上部、まき・ コークス・石炭用風呂釜等				
2446 91 製缶板金製品（賃加工）		-			
2446 92 金属板加工（賃加工）		-			
	溶断、折り曲げ、ろう付き、溶接等				
	注 : 製造加工の一工程として他事業所のために溶 接のみを行う事業所は、当該製品の賃加工に 分類されるが、各種の溶接を行うため主な製 品の判定ができない事業所は、一括して2446 92に分類される。なお、修理のために行う溶 接は非製造業（修理業）となる。				
★2451 アルミニウム・同合金プレス製品			★2461 金属製品塗装		
	注 : プレスした機械部分品のうち、プレスし放し のものは245111に、プレス後、切削、穴明、 研磨等の機械加工を行ったものは、各々の部 分品・取付具・附属品に分類される。ただ し、245112～245119については、プレス後の 機械加工の有無を問わない。		2461 91 金属製品塗装・エナメル塗装・ラッカ ー塗装（賃加工）		-
			★2462 溶融めっき（表面処理鋼材めっきを除く）		
			2462 91 溶融めっき（賃加工） 亜鉛・すずめっき（成形品に行うもの） 注 : 鋼材めっきは2241、2249に分類される。		-
★2463 金属彫刻			★2463 金属彫刻		
			2463 11 金属彫刻品 なつ染ロール彫刻等		-
			2463 91 金属彫刻（賃加工）		-

中分類 24-金属製品

数量単位名がーとなっている品目は、数量を記入する必要がありません。

製造品番号及び 賃加工品番号	製造品名及び賃加工品名	数量単位名	製造品番号及び 賃加工品番号	製造品名及び賃加工品名	数量単位名
★2464 電気めっき (表面処理鋼材めっきを除く)		—		鉛、犬くぎ、かすがい、スパイク、ボール ネジ等	—
2464 91 電気めっき (賃加工)		—		注: 鋼材めっきは2241、2249に分類される。	—
★2465 金属熱処理		—	2481 91 ボルト・ナット・リベット・小ねじ・木 ねじ等 (賃加工)		—
2465 11 金属熱処理品		—			
	機械部品・鋼材・非鉄金属熱処理品等	—			
2465 91 金属熱処理 (賃加工)		—			
★2469 その他の金属表面処理		—	★2491 金 庫		—
2469 19 その他の金属表面処理		—	2491 11 金庫		—
	金属腐食加工品、金属張加工品、アルマイ ト加工品等	—	2491 12 金庫の部分品・取付具・附属品		—
2469 91 陽極酸化処理 (賃加工)		—		注: 錠、かぎは242911に分類される。	—
2469 92 金属張り (賃加工)		—	2491 91 金庫・同部分品・取付具・附属品 (賃 加工)		—
2469 93 金属研磨、電解研磨、シリコン研磨 (賃 加工)		—			
	プラスト加工等	—			
2469 94 その他の金属表面処理 (賃加工)		—	★2492 金属製スプリング		t
	パーカーライジング、防錆処理加工等	—	2492 11 かさね板ばね		t
			2492 12 つるまきばね		t
				注: 熱間成形のもの。	—
★2471 く ぎ		—	2492 13 線ばね		t
2471 11 鉄丸くぎ		t		注: 冷間成形のもの。	—
	建築用、荷造り用等	—	2492 14 うす板ばね		t
2471 12 鉄特殊くぎ		t		ぜんまいばね、がん具用ばね等	—
	スクリューくぎ、二重頭くぎ、コンクリー トくぎ、ステンレスくぎ、亜鉛めっきくぎ、 カラーくぎ、ケミカルくぎ、トチカン等	—	2492 19 その他のばね		—
2471 19 その他のくぎ		—		ねぢり棒ばね、ばね座金、ワイヤスプリ ング等	—
	非鉄金属製くぎ、馬でいくぎ、船くぎ、銅 くぎ等	—		注: 時計用ばねは323121に分類される。	—
2471 91 くぎ (賃加工)		—	2492 91 金属製スプリング (賃加工)		—
★2479 その他の金属線製品		—	★2499 他に分類されない金属製品		—
2479 11 鉄製金網 (溶接金網、じやかごを含む)		t	2499 11 金属製パッキン、ガスケット (非金属併 用を含む)		—
	ビニル被覆金網、ステンレス金網等	—	2499 12 金属板ネームプレート		—
2479 12 非鉄金属製金網		t	2499 13 フレキシブルチューブ		—
2479 13 ワイヤロープ (鋼より線を含む)		t	2499 14 金属製押出しチューブ		—
2479 14 P C鋼より線		t	2499 15 金属はく (打ちはく)		—
2479 15 溶接棒		t		注: 圧延による金属はくは中分類-23非鉄金属 に分類される。	—
2479 19 他に分類されない線材製品		—	2499 19 その他の金属製品		—
	有刺鉄線、ワイヤチェーン、ワイヤラス、 ビニル被覆鉄線、台所用品 (ざる等)、ハ ンガー (金属製)、自動車用タイヤチェー ン、たが等	—		アセチレンランプ、石油ランプ、ガスラン プ、カンテラ、ベル、ゴング、空き缶から の更生鉄板、木炭アイロン、こん包用帶鐵、 剣山、ドラム缶更生品、18リットル缶更生 品、ライター用やすり、玉鎖、金属反射鏡、 はしご (可搬式のもの)、保安帽 (帽体)、 脚立、硬貨等	—
2479 91 その他の金属線製品 (賃加工)		—		注: 電気照明器具は294211~294221に分類 される。	—
★2481 ボルト・ナット・リベット・小ねじ・木ねじ等		—	2499 91 他に分類されない金属製品 (賃加工)		—
2481 11 ボルト、ナット		t			
2481 12 リベット		t			
2481 13 座金 (ワッシャ)		—			
2481 14 木ねじ、小ねじ、押しねじ		t			
2481 19 その他のボルト・ナット等関連製品		—	金 屬 く ず		—
	ターンバックル、トングルボルト、割ピン、	—	2211 68 鉄くず		t
			2399 31 非鉄金属くず		—
く ず ・ 廃 物		—			
7466 00 製造工程からでたくず・廃物		—			

中分類 25ーはん用機械器具

製造品番号及び

賃加工品番号

製造品名及び賃加工品名

数量単位名

製造品番号及び

賃加工品番号

製造品名及び賃加工品名

数量単位名

★2511 ボイラ

注：温水ボイラは243312に分類される。

2511 11	煙管ボイラ	台
2511 12	水管ボイラ	台
2511 19	その他のボイラ（温水ボイラを除く） 丸ボイラ、鉄製ボイラ等	一
2511 21	ボイラの部分品・取付具・附属品	一
2511 91	ボイラ・同部分品・取付具・附属品（賃加工）	一

★2512 蒸気機関・タービン・水力タービン（舶用を除く）

2512 11	蒸気タービン 注：舶用蒸気タービンは313419に分類される。	台
2512 19	その他のタービン 水力タービン、ガスタービン、フランシス タービン、プロペラタービン、ペルトンタ ービン、斜流タービン等	一
2512 21	蒸気機関・タービン・水力タービンの部 分品・取付具・附属品	一
2512 91	蒸気機関・タービン・水力タービン・同 部分品・取付具・附属品（賃加工）	一

★2513 はん用内燃機関注1：舶用は313411～313419、航空機用は
314211、自動車用、二輪自動車用は
311311～311314に分類される。注2：内燃機関電装品は2922の各々に分類され
る。

2513 11	はん用ガソリン・石油機関（はん用ガス 機関を含む）	台
2513 12	はん用ディーゼル機関	台
2513 13	はん用内燃機関の部分品・取付具・附 属品	一
2513 91	はん用内燃機関・同部分品・取付具・附 属品（賃加工）	一

★2519 その他の原動機

2519 11	原子動力炉、同部分品・取付具・附属品	一
2519 19	他に分類されない原動機 風力機関、圧縮空気機関、水車（水力タ ービンを除く）、特殊車両用エンジン等	一
2519 91	その他の原動機（賃加工）	一

★2521 ポンプ・同装置

注1：消防用ポンプ、舶用ポンプを含む。

注2：自動車用燃料ポンプは311314、航空機の
原動機用ポンプは314213に分類される。

注3：計量ポンプは273111に分類される。

2521 11	単段式うず巻ポンプ（タービン形を含む）	台
2521 12	多段式うず巻ポンプ（タービン形を含む）	台
2521 13	耐久性ポンプ（化学工業用特殊ポン プ）	台
2521 14	家庭用電気ポンプ	台
2521 19	その他のポンプ 斜流ポンプ、軸流ポンプ、回転ポンプ、往 復ポンプ、深井戸ポンプ、水中ポンプ、手 動ポンプ等	一
2521 21	ポンプ、同装置の部分品・取付具・附 属品	一
2521 91	ポンプ・同装置・同部分品・取付具・附 属品（賃加工）	一

★2522 空気圧縮機・ガス圧縮機・送風機

2522 11	往復圧縮機	台
2522 12	回転圧縮機	台
2522 13	遠心圧縮機、軸流圧縮機	台
2522 14	遠心送風機	台
2522 15	軸流送風機	台
2522 19	その他の送風機 回転送風機、ふいご、排風機等	一
2522 22	空気圧縮機・ガス圧縮機・送風機の部 分品・取付具・附属品	一
2522 91	空気圧縮機・ガス圧縮機・送風機・同部 分品・取付具・附属品（賃加工）	一

★2523 油圧・空圧機器

2523 11	油圧ポンプ	台
2523 12	油圧モータ	台
2523 13	油圧シリンダ	台
2523 14	油圧バルブ	一
2523 19	その他の油圧機器 蓄圧機、増圧機、油圧アキュムレータ、油 圧フィルタ等	一
2523 21	油圧機器の部分品・取付具・附属品	一
2523 31	空気圧機器（空気圧ユニット機器を含む） 空気圧フィルタ、空気圧シリンダ、空気圧 ルブリケータ等	一
2523 32	空気圧機器の部分品・取付具・附属品	一
2523 91	油圧・空気圧機器・同部分品・取付具・附 属品（賃加工）	一

中分類 25ーはん用機械器具

数量単位名がーとなっている品目は、数量を記入する必要がありません。

製造品番号及び 賃加工品番号	製造品名及び賃加工品名	数量単位名
★2531 動力伝導装置（玉軸受、ころ軸受を除く）		
	注：玉軸受は259411又は259412に、ころ軸受は259413に分類される。	
2531 11 変速機	ギヤードモータ、チェーンモータ、歯車減速機、チェーン減速機、流体トルクコンバータ、增速機、モータブーリ等	—
2531 12 歯車（プラスチック製を含む）	円筒歯車、かさ歯車、ウォームギヤ、ラック、内歯車、スプロケット等	—
2531 13 ローラチェーン	動力伝導用鎖（機械用、オートバイ用、自転車用）	—
	注：自動車内燃機関用タイミングチェーンは311314に分類される。	
2531 19 その他の動力伝導装置	平軸受、逆転機、クラッチ、カップリング、滑車、軸けい類、操舵機、ベルト調車等	—
2531 21 動力伝導装置の部分品・取付具・附属品		—
2531 91 動力伝導装置・同部分品・取付具・附属品（賃加工）		—
★2532 エレベータ・エスカレータ		
2532 11 エレベータ	電動エレベータ、油圧エレベータ、手動エレベータ、家庭用エレベータ等	—
	注：自動車用エレベータは259619に分類される。	
2532 12 エスカレータ	注：動く歩道を含む。	—
2532 13 エレベータ・エスカレータの部分品・取付具・附属品		—
2532 91 エレベータ・エスカレータ・同部分品・取付具・附属品（賃加工）		—
★2533 物流運搬設備		
2533 11 天井走行クレーン		台
2533 19 その他のクレーン	ジブクレーン、橋形クレーン、円形クレーン、ケーブルクレーン、デリック、ロコモチブクレーン、槌形クレーン、フローチングクレーン、ローダ、アンローダ等	—
2533 21 卷上機	舶用ワインチ、ホイスト、チェーンブロック、ウィンドラス、キャプスタン等	—
2533 22 コンベヤ	チェーンコンベヤ、ベルトコンベヤ、ローラコンベヤ、バケットコンベヤ、ニューマチックコンベヤ、スクリューコンベヤ、空気コンベヤ等	—

製造品番号及び 賃加工品番号	製造品名及び賃加工品名	数量単位名
2533 29 その他の物流運搬設備		
	索道、ロープウェイ、カーダンパ、ターンテーブル、動力ジャッキ、トラバーサ、ダムウェータ、カープッシュヤー、カープラー、リフト等	—
	注：自動立体倉庫装置で、各品目に分割できないユニット製品は、ここに分類される。	
2533 31 物流運搬設備の部分品・取付具・附属品		—
2533 91 物流運搬設備・同部分品・取付具・附属品（賃加工）		—
★2534 工業窯炉		
	注：電気炉は292912に分類される。	
2534 11 工業窯炉	溶解炉、混銑炉、均熱炉、加熱炉、陶磁器・土器・ほうろう焼成窯、キュポラ等	—
2534 12 工業窯炉の部分品・取付具・附属品		—
2534 91 工業窯炉・同部分品・取付具・附属品（賃加工）		—
★2535 冷凍機・温湿調整装置		
	注：民生用電気冷蔵庫は293113、ウインド形・セパレート形エアコンディショナは293213に、カーカーラ、カーエアコンは311318に、除湿器（民生用）は293219に分類される。	
2535 11 冷凍機	往復動式冷凍機、回転式冷凍機、遠心式冷凍機、吸収式冷凍機、コンデンシングユニット等	台
2535 12 冷凍・冷蔵用ショーケース（冷凍陳列棚を含む）		台
2535 13 エアコンディショナ（ウインド形、セパレート形を除く）	パッケージ形エアコンディショナ等	台
2535 19 その他の冷凍機応用製品	冷水機、除湿器（民生用を除く）等	—
2535 21 冷却塔		—
2535 22 冷凍装置	冷蔵装置、凍結装置、製氷装置等	—
2535 23 冷凍機・温湿調整装置の部分品・取付具・附属品		—
2535 91 冷凍機・温湿調整装置・同部分品・取付具・附属品（賃加工）		—

中分類 25ーはん用機械器具

数量単位名がーとなっている品目は、数量を記入する必要がありません。

製造品番号及び 賃加工品番号	製造品名及び賃加工品名	数量単位名
★2591 消火器具・消火装置		
	注：消防用ポンプは252111～252119に分類される。	
2591 11	消火器具、消火装置（消防自動車のぎ装 品を含む）	—
2591 12	消火器具・消火装置の部分品・取付具・ 附属品	—
2591 91	消火器具・消火装置・同部分品・取付具・ 附属品（賃加工）	—
★2592 弁・同附属品		
	注：油圧バルブは252314に、自動車用バルブは 311329に、自転車用バルブは319116に、航 空機用バルブは314919に分類される。	
2592 11	高温・高圧バルブ	t
2592 12	自動調整バルブ	t
2592 13	給排水用バルブ・コック 給水せん、止水せん、分水せん、排水トラ ップ、蛇口等	t
2592 14	一般用バルブ・コック ステンレス鋼製バルブ、鋳鋼製バルブ、鍛 鋼製バルブ、鋳鉄製バルブ、青銅製バルブ等	—
2592 15	バルブ・コック附属品	—
2592 91	弁・同附属品（賃加工）	—
★2593 パイプ加工・パイプ附属品		
	注1：機械用金属製パイプ加工品に限る。 注2：配管用パイプは243113に分類される。 注3：金属製家具のパイプ加工品のうち板金パイ プは244619に、板金以外のパイプは 249919に分類される。	
2593 11	切断、屈曲、ねじ切等パイプ加工品（機 械用金属製パイプ加工品）	—
2593 91	切断・屈曲・ねじ切等パイプ加工（賃 加工）	—

製造品番号及び 賃加工品番号	製造品名及び賃加工品名	数量単位名
★2594 玉軸受・ころ軸受		
	注1：プラスチック製を含む。 注2：平軸受は253119に分類される。	
2594 11	ラジアル玉軸受（軸受ユニット用を除く）	—
2594 12	その他の玉軸受（軸受ユニット用を除く）	—
2594 13	ころ軸受（軸受ユニット用を除く）	—
2594 14	軸受ユニット	—
2594 15	玉軸受・ころ軸受の部分品 軸受用玉、軸受用保持器、軸受用ころ等	—
2594 91	玉軸受・ころ軸受・同部分品（賃加工）	—
★2595 ピストンリング		
2595 11	ピストンリング	—
2595 91	ピストンリング（賃加工）	—
★2596 他に分類されないはん用機械・装置		
2596 11	重油・ガス燃焼装置（軽油を含む） 注：ボイラ用、工業窯炉用に限る。	—
2596 19	その他のはん用機械・同装置 自動給炭装置、潤滑装置、上水道処理装置、 潜水装置、駐車装置、自動車用代燃装置、 電線巻取機、旋回窓、自動車用エレベータ、 産業用焼却炉等	—
2596 29	他に分類されないはん用機械・同装置の 部分品・取付具・附属品	—
2596 91	他に分類されないはん用機械・同装置・ 同部分品・取付具・附属品（賃加工）	—
★2599 各種機械・同部分品製造修理（注文製造・ 修理）		
2599 19	他に分類されない各種機械部分品	—
2599 91	他に分類されない各種機械部分品（賃 加工）	—
金 屬 く ズ		
2211 68	鉄くず	t
2399 31	非鉄金属くず	—
く ズ ・ 廃 物		
7566 00	製造工程からでたくず・廃物	—

中分類 26－生産用機械器具

製造品番号及び

賃加工品番号

製造品名及び賃加工品名

数量単位名

製造品番号及び

賃加工品番号

製造品名及び賃加工品名

数量単位名

★2611 農業用機械（農業用器具を除く）

注1：建設用トラクタは262121に分類される。

注2：農業用器具は2426に分類される。

2611 11	動力耕うん機、歩行用トラクタ（エンジンなしのもの及びガーデントラクタを含む）	台
2611 12	農業用トラクタ	台
2611 19	その他の整地用機器 すき、プラウ、碎土機、ハロー、リッジヤー、鎮圧機等	一
2611 21	噴霧機、散粉機	一
2611 22	田植機	台
2611 29	その他の栽培用・管理用機器 施肥機、は種機、除草機、カルチベータ、プロワースプレーヤ、芝刈機、散水機、簡易揚水機（ポンプを除く）、肥料散布機、土入機等	一
2611 31	農業用乾燥機	台
2611 32	コンバイン	台
2611 39	その他の収穫調整用機器 脱穀機、粒すり機、稻麦刈取機、牧草用機械、とうみ、万石、米選機、選果機等	一
2611 41	飼料機器 飼料裁断機、飼料粉碎器、飼料配合機等	一
2611 49	その他の農業用機械 株切機、溝しゅん機、わら加工用機械、農業用自動爆音機、育すう装置、ふ卵装置等	一
2611 51	農業用機械の部分品・取付具・附属品	一
2611 52	農業用トラクタの部分品・取付具・附属品	一
2611 91	農業用機械・同部分品・取付具・附属品（賃加工）	一

★2621 建設機械・鉱山機械

2621 11	ショベル系掘さく機 パワーショベル、ドラグショベル、バケットホイール等	台
2621 12	掘さく機（ショベル系を除く） ドラグライン、クラムシェル、トンネル掘進機等	台
2621 13	建設用クレーン クローラクレーン、トラッククレーン、ホイールクレーン等	一
注：トラッククレーンのクレーン部分のみは 253319に分類される。		
2621 14	整地機械 スクレーパ、グレーダ、ローラ、ランマ、タンパ、スタビライザ等	台

2621 15	アスファルト舗装機械 アスファルトプラント、アスファルトミキサ、アスファルトフィニッシャ、アスファルト散布機等	台
2621 16	コンクリート機械 バッチャープラント、コンクリートミキサ、コンクリートポンプ、コンクリートプレーサ、セメントガン、コンクリート舗装機械、コンクリートカッタ、コンクリートバイブレータ等	台
2621 17	基礎工事用機械 くい打機、くい抜機、グラウトポンプ、アースオーナ等	台
2621 18	せん孔機 ワゴンドリル、ドリルジャンボ、ボーリングマシン、さく井機、チャンドリル等	台
2621 21	建設用トラクタ	台
2621 22	ショベルトラック	台
2621 31	さく岩機 ハンドハンマ、ドリフタ、ストーパ、コールピック、ジャックハンマ、オーガコールカッタ、油圧ブレーカ、コンクリート解体機等	台
2621 32	破碎機 ジョークラッシャ、ジャイレトリクラッシャ、コーンクラッシャ、ロールクラッシャ、インパクトクラッシャ、ハンマークラッシャ等	一
2621 33	摩碎機、選別機 ローラミル、スタンプミル、タンブリングミル、インパクトミル、エアーミル、タワーミル、ロッドミル、ポールミル、エアロフォールミル、ロックシルミル、バイブレーティングミル、とうた盤、とうた機、浮遊選別機、磁気選別機、ジグ、重液選別機等	一
2621 34	破碎機・摩碎機・選別機の補助機 ふるい分機、分級機、フィーダ、ウォッシャ、カラーコン、シックナ、ウェットサイクロン等	一
2621 39	その他の建設機械・鉱山機械 ホーベル、シャープナ、トラックミル、ボータブルクラッシングプラント、破断機、タンバーカ、鉄柱（非鉄金属製を含む）、カッパ等	一
2621 41	建設機械・鉱山機械の部分品・取付具・附属品	一
2621 42	建設用トラクタの部分品・取付具・附属品	一
2621 91	建設機械・鉱山機械・同部分品・取付具・附属品（賃加工）	一

中分類 26—生産用機械器具

数量単位名がーとなっている品目は、数量を記入する必要がありません。

製品番号及び 賃加工品番号	製品名及び賃加工品名	数量単位名
★2631 化学繊維機械・紡績機械		
	注：化学繊維機械・紡績機械の部分品・取付具・附属品は263411に分類される。	
2631 11 化学繊維機械	紡糸機、後処理機械、延伸ねん糸機等	—
2631 19 その他の紡績関連機械	精紡機、カード、蚕糸機械、製綿機械、精織機械、混打綿機械、洗毛機械、化炭機械、反毛機械、前紡機械、粗紡機械、合ねん糸機械、紡績用準備機、仮より機等	—
2631 91 化学繊維機械・紡績機械（賃加工）		—
★2632 製織機械・編組機械		
	注：製織機械・編組機械の部分品・取付具・附属品は263412に分類される。	
2632 11 エアジェットルーム織機、ウォータージエットルーム織機		—
2632 19 その他の織機	毛織機、麻織機、タオル織機、帆布織機、重布織機、二重ビロード織機、テープ・リボン織機等	—
2632 21 ニット機械	よこ編機、丸編機、靴下編機、たて編機等	—
2632 29 その他の編組機械	製網機、レース機、編ひも機、製綱機、刺しゅう機械等	—
2632 31 織物用準備機	整経機、のり付機等	—
2632 91 製織機械・編組機械（賃加工）		—
★2633 染色整理仕上機械		
	注：染色整理仕上機械の部分品・取付具・附属品は263413に分類される。	
2633 11 染色機、なっ染機	ジッガー機、杵染め機、糸染め機等	—
2633 12 仕上機械	幅出機、幅出乾燥機、起毛機、せん毛機、樹脂加工機、カレンダ、防収縮加工機、コートティング機、ラミネーティング機、ディッピング機等	—
2633 19 その他の染色整理仕上機械	整反機、霧吹き機、煮絞機、縮絞機、洗絞機、ロータリープレス、精練漂白機等	—
2633 91 染色・整理仕上機械（賃加工）		—
★2634 繊維機械部分品・取付具・附属品		
	注：縫製機械の部分品・取付具・附属品は263521に分類される。	
2634 11 化学繊維機械・紡績機械の部分品・取付具・附属品	フルテッドローラ、リング、スピンドル、針布、木管（紡績機械用）等	—

製品番号及び 賃加工品番号	製品名及び賃加工品名	数量単位名
2634 12 製織機械・編組機械の部分品・取付具・附属品		
	ワイヤーヘルド、ドロッパ、チンローラ、シャットル、ジャカード、おさ、ドビー、メリヤス針等	
2634 13 染色整理仕上機械の部分品・取付具・附属品		—
2634 91 繊維機械・同部分品・取付具・附属品（賃加工）		—
★2635 縫製機械		
	注1：高周波ミシンは296912に分類される。 注2：ミシンテーブルは131119に分類される。	
2635 11 家庭用ミシン		台
2635 12 工業用ミシン		台
2635 19 その他の縫製機械	縫製準備工程機械（延反機、解反機、柄合機、縫製用裁断機、目打機等）、縫製仕上工程機械（プレス機等）、毛糸手編機械等	—
2635 21 縫製機械の部分品・取付具・附属品		—
2635 91 縫製機械・同部分品・取付具・附属品（賃加工）		—
★2641 食品機械・同装置		
2641 11 穀物処理機械、同装置	精米麦機、押麦機、製粉機械、製めん機、精穀機等	—
2641 12 製パン・製菓機械、同装置	はじきとうもろこし製造機械、チョコレート製造機械等	—
2641 13 酒釀造用機械	酒釀造用機械、しょう油釀造用機械、味噌釀造用機械等	—
2641 14 牛乳加工・乳製品製造機械、同装置	ミルク凝結機、蒸留機、クリームセパレーター、バタープリンタ、チーズバット、アイスクリーム製造機等	—
2641 15 肉製品・水産製品製造機械	練製品製造機、肉ひき機、肉切機、ハム・ソーセージ製造機、こんぶ加工機械、するめ加工機、魚肉採取機、削節機、魚介類加工機械、のり乾燥機等	—
2641 19 その他の食品機械、同装置	製茶機械、油糧機械、ポテト皮はぎ機、合成調理機、製糖機械、果実加工機械、コーヒーミル、搾油機械、豆腐製造機械、野菜加工機械、豆いり機、餅つき機（民生用は293119に分類される）等	—
2641 21 食品機械、同装置の部分品・取付具・附属品		—
2641 91 食品機械・同装置・同部分品・取付具・附属品（賃加工）		—

中分類 26—生産用機械器具

数量単位名がーとなっている品目は、数量を記入する必要がありません。

製造品番号及び 賃加工品番号	製造品名及び賃加工品名	数量単位名	製造品番号及び 賃加工品番号	製造品名及び賃加工品名	数量単位名
★2642 木材加工機械					
	注：電動工具（手持ち式）は266415に分類される。				
2642 11 製材機械 帶のこ盤、丸のこ盤等		台	2645 11 個装・内装機械 充てん機、缶詰・瓶詰機、シール機、ラベル貼り機、小箱詰機、上包機、ガス封入包装機、収縮包装機、洗瓶機、殺菌機、打せん機等		—
2642 12 木材加工機械 かんな盤、のこ盤、ほぞ取盤、くぎ打機械、面取盤、木工旋盤、木工フライス盤、組子取機械等		台	2645 12 外装・荷造機械 ケース詰機、ケースのり付機、テープ貼り機、アンケーサ、バンド掛け機、ひも掛け機、ボクサー、釘打機等		—
2642 13 合板機械（繊維板機械を含む） ベニヤレース、プレス、サンダ、ドライヤ、グルースプレッタ、クリッパ、スライサ等		台	2645 13 包装・荷造機械の部分品・取付具・附属品 2645 91 包装・荷造機械・同部分品・取付具・附属品（賃加工）		—
2642 14 製材・木材加工・合板機械の部分品・取付具・附属品		—			
2642 91 木材加工機械・同部分品・取付具・附属品（賃加工）		—			
★2643 パルプ装置・製紙機械					
2643 11 パルプ製造機械、同装置 割木機、碎木機、チッパ、ビータ、バーカ、リファイナー等		—	2651 11 ダイカストマシン 2651 19 その他の铸造装置 造型機、型込機、中子整型機、特殊型造型機、砂処理機械、製品処理機械等		台
2643 12 抄紙機 長網式・丸網式・短網式・コンビネーション式抄紙機等		台	2651 21 鑄型、鑄型定盤（製鉄、製鋼用に限る） 2651 22 鑄造装置の部分品・取付具・附属品 2651 91 鑄造装置・同部分品・取付具・附属品（賃加工）		—
2643 19 その他の製紙機械 断裁機、巻取機、コーティングマシン、スーパーカレンダ等		—			
2643 21 パルプ装置・製紙機械の部分品・取付具・附属品		—			
2643 91 パルプ装置・製紙機械・同部分品・取付具・附属品（賃加工）		—			
★2644 印刷・製本・紙工機械					
	注：複写機は2711、他の事務用機械器具は2719に分類される。				
2644 11 印刷機械 とっ版印刷機、平版印刷機（B3判未満のオフセット印刷機は事務用機械器具に分類される）、おう版印刷機、特殊印刷機、石版印刷機、亜鉛版印刷機等		—	2652 11 ろ過機器 2652 12 分離機器 2652 13 熱交換器（分縮機、熱換器を含む） 2652 14 混合機、かくはん機、ねつ和機、溶解機、造粒機、乳化機、粉碎機 2652 15 反応機、発生炉、乾留炉、電解槽 硝化機、発酵機、分解機、飽和機、転化機、重合機、オートクレーブ、凝固機等		—
2644 12 製本機械 断裁機、紙綴機、折畳機、表紙くるみ機、つづり機、紙折機等		—	2652 16 蒸発機器、蒸留機器、蒸煮機器、晶出機器 2652 17 乾燥機器 注：赤外線乾燥装置、誘導加熱装置は292913に分類される。		—
2644 13 紙工機械 製箱機械、段ボール製造機械、袋・封筒製造機械、荷札製造機、紙コップ製造機等		—	2652 18 集じん機器 2652 21 化学装置用タンク 浮屋根式タンク、固定式タンク、球形タンク等		—
2644 14 製版機械（活字鋳造機を含む） 活字鋳造機、写真植字機、植版機、ホエラ一、ネガ乾燥機、腐食機、電子色分解装置、カラースキャナ等		—	2652 22 環境装置（化学的処理を行うもの） 重油脱硫装置、水質汚染防止機器、廃ガス処理装置等、廃棄物処理機器（焼却炉を除く）等		—
2644 15 印刷・製本・紙工機械の部分品・取付具・附属品		—	2652 29 その他の化学機械、同装置 圧搾機器、焙焼機、焼結機、焼成機器、吸収器、洗浄機、抽出機等		—
2644 91 印刷・製本・紙工機械・同部分品・取付具・附属品（賃加工）		—	2652 31 化学機械、同装置の部分品・取付具・附属品 2652 91 化学機械・同装置・同部分品・取付具・附属品（賃加工）		—

中分類 26-生産用機械器具

数量単位名がーとなっている品目は、数量を記入する必要がありません。

製造品番号及び

賃加工品番号

製造品名及び賃加工品名

数量単位名

★2653 プラスチック加工機械・同附属装置

注：高周波ウェルダは296912に分類される。

2653 11	射出成形機	台
2653 12	押出成形機	台
2653 19	その他のプラスチック加工機械、同附属装置（手動式を含む） 圧縮成形機、中空成形機、真空成形機、カレンダ、サーモフォーミング機、発泡成形機、合成樹脂用溶接機及び応用装置（高周波ウェルダを除く）、タブレットマシン、ペレット装置、グラニュレータ、コーティング機、プラスチック蒸着めつき装置等	一
2653 21	プラスチック加工機械・同附属装置の部分品・取付具・附属品	一
2653 91	プラスチック加工機械・同附属装置・同部分品・取付具・附属品（賃加工）	一

★2661 金属工作機械

注：金属工作機械の部分品・取付具・附属品は

266311に分類される。

2661 11	数値制御旋盤	台
2661 19	その他の旋盤	一
2661 21	ボール盤	台
2661 22	中ぐり盤	台
2661 23	フライス盤	台
2661 24	研削盤	台
2661 25	歯切り盤、歯車仕上機械	台
2661 26	専用機	台
2661 27	マシニングセンタ	台
2661 29	その他の金属工作機械 平削盤、形削盤、たて削盤、ブローチ盤、キーメゾ盤、ホーニング盤、ラップ盤、バフ盤、ポリッシング盤、金切のこ盤、と石切断機、ねじ切盤、ねじ立盤、放電加工機、研磨機等	一
2661 91	金属工作機械（賃加工）	一

★2662 金属加工機械（金属工作機械を除く）

注：金属加工機械の部分品・取付具・附属品は

266313に、金属圧延用ロールは266312に分類される。

2662 11	圧延機械、同附属装置 分塊圧延機、条鋼圧延機、線材圧延機、帶鋼圧延機、厚板圧延機、薄板圧延機等	一
2662 12	精整仕上装置 酸洗い装置、洗净装置、すず引装置、亜鉛引装置、電気めつき装置等	一

製造品番号及び

賃加工品番号

製造品名及び賃加工品名

数量単位名

2662 13	ベンディングマシン ベンディングロール、ロールレベラ、成形ロール、パイプフランジングロール、パイプエキスパンディングロール、丸棒・角棒きょう正機等	台
2662 14	液圧プレス コールドホビングプレス、ダイスピッティングプレス、メタルパウダープレス等	台
2662 15	機械プレス タレットパンチプレス、スクリュープレス、クランクレスプレス、ナックルジョイントプレス等	台
2662 16	せん断機（シャーリングマシン）	台
2662 17	鍛造機械 ハンマ、ヘッダ、アプセッタ、リベッタ、製釘機、フォージングロール、製錠機等	台
2662 18	ワイヤフォーミングマシン ストラッディング、ツイスティング、コイルワインディング、スプリングワインディングマシン、電線製造機械、伸線機等	台
2662 21	ガス溶接・溶断機 テルミット溶接機等	一
注1：アーク溶接機、抵抗溶接機は292111、292112に分類される。		
注2：超音波応用溶接機は296911に分類される。		
2662 29	その他の金属加工機械 せん孔・プレス擡孔式・押出式・ガス溶接式・鍛接式製管機械、同装置、引抜製管機、人力プレス、気圧プレス、スレッドローリングマシン、パイプロッド引抜機、シェリシングマシン、コレゲーティングマシン、マーキングマシン、スエージャ、バードローリングマシン、金おさ機械、線引機等	一
2662 91	金属加工機械（賃加工）	一

★2663 金属工作機械用・金属加工機械用部分品・附属品（機械工具、金型を除く）

注：金属工作機械は2661に、金属加工機械は2662に分類される。機械工具は2664に、機械用金型は2691又は2692に分類される。

2663 11	金属工作機械の部分品・取付具・附属品	一
2663 12	金属圧延用ロール	一
2663 13	金属加工機械の部分品・取付具・附属品	一
2663 91	金属工作機械用・金属加工機械用の部分品・取付具・附属品（賃加工）	一

中分類 26-生産用機械器具

数量単位名がーとなっている品目は、数量を記入する必要がありません。

製造品番号及び 賃加工品番号	製造品名及び賃加工品名	数量単位名
★2664 機械工具（粉末や金業を除く）		
2664 11 特殊鋼切削工具	ドリル、リーマ、ミリングカッタ、ギヤカッタ、ブローチ、タップ、ダイス、チエザ、ねじフライス、バイト、ソケット、エンドミル等	-
2664 12 超硬工具（粉末や金製を除く）	バイト、ダイス、カッタ、鉱山用ビット、フライス、ドリル、リーマ、タップ、チエザ、ブローチ等	-
	注：粉末や金製超硬チップは245311に分類される。	
2664 13 ダイヤモンド工具	ドレッサ、バイト、ダイス、ガラス切ビット、かたさ試験機用圧子、グライディングホイール、カッティングソー、セグメント工具等	-
2664 14 空気動工具	ハンマ、ドリル、グラインダ、レンチ、ドライバ、タッカ、エアーサンダ、サーキュラソー等	-
2664 15 電動工具	電気かんな、電気のこぎり、電気ドリル、電気グラインダ、ハンドシャー等	-
2664 16 治具、金属加工用附属品	定盤、Vブロック、工作用直定規等	-
2664 19 その他の機械工具	キャリパー、ドリルチャック、ドリルソケット等	-
2664 91 機械工具（賃加工）		-
★2671 半導体製造装置		
	注：純水製造装置は2652、設計用装置は3031、検査用装置（電気計測器）は2971に分類される。	
2671 11 ウェーハプロセス（電子回路形成）用処理装置	アニール装置、ウェットエッチング装置、電子ビーム露光装置、ウェーハ熱処理装置、レジスト処理装置、ウェーハイオン注入装置等	-
2671 12 組立用装置	ダイシング装置、マウンティング装置、モールド装置、ワイヤボンディング装置等	-
2671 19 その他の半導体製造装置	ベーリング装置、マスク・レチクル製造用装置等	-
2671 21 半導体製造装置の部分品・取付具・附属品		-
2671 91 半導体製造装置・同部分品・取付具・附属品（賃加工）		-

製造品番号及び 賃加工品番号	製造品名及び賃加工品名	数量単位名
★2672 フラットパネルディスプレイ製造装置		
2672 11 フラットパネルディスプレイ製造装置	液晶パネルイオン注入装置、カラーフィルタ製造装置、薄膜製造装置、液晶パネルレジスト処理装置等	-
2672 12 フラットパネルディスプレイ製造装置の部分品・取付具・附属品		-
2672 91 フラットパネルディスプレイ製造装置・同部分品・取付具・附属品（賃加工）		-
★2691 金属用金型・同部分品・附属品		
2691 11 プレス用金型		-
2691 12 鍛造用金型		-
2691 13 鋳造用金型（ダイカスト用を含む）		-
2691 19 その他の金属用金型、同部分品・附属品	粉末や金用金型等	-
2691 91 金属用金型・同部分品・附属品（賃加工）		-
★2692 非金属用金型・同部分品・附属品		
	注：木型は329511に分類される。	
2692 11 プラスチック用金型		-
2692 12 ゴム・ガラス用金型		-
2692 19 その他の非金属用金型、同部分品・附属品	窯業用金型等	-
2692 91 非金属用金型・同部分品・附属品（賃加工）		-
★2693 真空装置・真空機器		
2693 11 真空ポンプ		台
2693 12 真空装置・真空機器（真空ポンプを除く）	真空冶金装置、真空化学装置、真空蒸着装置、真空成膜装置、スペッタリング装置、ドライエッキング装置、CVD装置、イオノ注入装置等	台
2693 13 真空装置・真空機器の部分品・取付具・附属品		-
2693 91 真空装置・真空機器・同部分品・取付具・附属品（賃加工）		-
	注：半導体製造装置は2671に分類される。	
★2694 ロボット		
2694 11 数値制御ロボット		-
2694 19 その他のロボット	マニュアル・マニピュレータ、固定シーケンスロボット、可変シーケンスロボット、プレイバックロボット、サービス用ロボット等	-
2694 21 ロボット、同装置の部分品・取付具・附属品		-
2694 91 ロボット・同装置・同部分品・取付具・附属品（賃加工）		-

中分類 26—生産用機械器具

数量単位名が一となっている品目は、数量を記入する必要がありません。

製造品番号及び

賃加工品番号

製造品名及び賃加工品名

数量単位名

★2699 他に分類されない生産用機械・同部分品

注：包装機械は2645に分類される。

2699 11 ゴム工業用機械器具

—

2699 12 ガラス工業用特殊機械

—

製瓶機械、レンズ研磨機等

2699 19 その他の生産用機械器具

—

注：半導体製造装置は2671に分類される。

たばこ製造機械、化学薬品・医薬品製造用
 特殊機械、帽子製造機械、皮革処理機械、
 製靴機械、石工機械、鉛筆製造機械、製革
 工業用特殊機械、ラインホーラ、ネットホー
 ラ、漁具用浮標、火薬充てん機械、製缶
 機械、窯業用特殊機械、チェーンソー、産
 業用銃、集材機械、いか釣り機械、オッタ
 ーボード、植毛機、真珠穿孔機、宝石研磨
 機、白熱電球製造装置、マッチ製造機、の
 り刈取機、目立機械、画像検査機械等

2699 29 他に分類されない生産用機械器具の部
品・取付具・附属品

—

2699 91 他に分類されない生産用機械器具・同部
分品・取付具・附属品（賃加工）

—

製造品番号及び

賃加工品番号

製造品名及び賃加工品名

数量単位名

金 属 く ず

2211 68 鉄くず

t

2399 31 非鉄金属くず

—

く ず ・ 廃 物

7666 00 製造工程からでたくず・廃物

—

中分類 27—業務用機械器具

製造品番号及び 賃加工品番号	製造品名及び賃加工品名	数量単位名	製造品番号及び 賃加工品番号	製造品名及び賃加工品名	数量単位名
★2711 複写機					
2711 11 デジタル式複写機		台	2722 11 パチンコ、スロットマシン		—
2711 12 フルカラー複写機		台	パチンコ台、パチンコ玉自動補給装置、スロットマシン台等		—
2711 19 その他の複写機	静電間接式複写機、青写真機械、ハンディコピー機等	—	2722 12 ゲームセンター用娯楽機器	アーケードゲーム機、クレーンゲーム機、業務用テレビゲーム機等	—
2711 21 複写機の部分品・取付具・附属品		—	2722 13 遊園地用娯楽機器	ジェットコースター、メリーゴーランド、コーヒーカップ等	—
2711 91 複写機・同部分品・取付具・附属品(賃加工)		—	2722 19 その他の娯楽用機械	自動麻雀卓、バッティングマシン、ボウリング装置等	—
★2719 その他の事務用機械器具					
注1：事務用品は3261～3269の各々に分類される。			2722 21 娯楽用機械の部分品・取付具・附属品		—
注2：プログラム言語を使用する電子計算機は3031に分類される。			2722 91 娯楽用機械・同部分品・取付具・附属品(賃加工)		—
2719 11 金銭登録機(レジスター)		—			
2719 19 他に分類されない事務用機械器具	加算機、計算機、電子式卓上計算機、タイプライタ、タイムレコーダ、タイムスタンプ、膳写機、あて名印刷機、マイクロ写真機、チェックライタ、作業記録機、穿孔機、小包区分機、分類機、郵便集配機、印押機、オフセット印刷機(B3判未満)、硬貨計算機、小切手記入機、抹消機、シュレッダ、電動ステープラ、製図機械、電動穴あけ機、会計機械、事務機械用プリンタ等	—			
2719 21 その他の事務用機械器具の部分品・取付具・附属品		—			
2719 91 その他の事務用機械器具・同部分品・取付具・附属品(賃加工)		—			
★2721 サービス用機械器具					
2721 11 業務用洗濯装置	ランドリーユニット、ドライクリーニングユニット、洗濯機械装置、洗浄機械装置、脱水機械、脱液機械装置、乾燥機械、脱臭機械等	—	2723 11 自動販売機	飲料・食品自動販売機、たばこ自動販売機、きつぷ自動販売機、日用品自動販売機等	台
2721 12 自動車整備・サービス機器	自動車電装品試験機器、自動車整備リフト、自動車洗净機、自動車ジャッキ、自動車検査機器、自動車給油機器等	—	2723 12 自動販売機の部分品・取付具・附属品		—
2721 19 その他のサービス用機械器具	出前運搬機、業務用食器洗净機、自動給茶機等	—	2723 91 自動販売機・同部分品・取付具・附属品(賃加工)		—
2721 21 サービス用機械器具の部分品・取付具・附属品		—			
2721 91 サービス用機械器具・同部分品・取付具・附属品(賃加工)		—			
★2723 自動販売機					
2723 11 自動販売機	飲料・食品自動販売機、たばこ自動販売機、きつぷ自動販売機、日用品自動販売機等	—	2729 11 自動改札機、自動入場機		—
2723 19 他に分類されないサービス用・娯楽用機械器具	両替機、コインロッカー、自動ドア等	—	2729 19 他に分類されないサービス用・娯楽用機械器具		—
2723 29 その他のサービス用・娯楽用機械器具の部分品・取付具・附属品		—	2729 29 その他のサービス用・娯楽用機械器具の部分品・取付具・附属品		—
2723 91 その他のサービス用・娯楽用機械器具・同部分品・取付具・附属品(賃加工)		—	2729 91 その他のサービス用・娯楽用機械器具・同部分品・取付具・附属品(賃加工)		—
★2729 その他のサービス用・娯楽用機械器具					
2731 11 積算体積計	オイルメータ(積算式ガソリン量器を含む)、ガスマータ(プロパン用を含む)、水量メータ、計量ポンプ等	—	2731 11 積算体積計		—
2731 19 その他の体積計	ます、化学用体積計、計量米びつ、メスフラスコ、ピペット、血沈計等	—	2731 19 その他の体積計		—
2731 21 体積計の部分品・取付具・附属品		—	2731 21 体積計の部分品・取付具・附属品		—
2731 91 体積計・同部分品・取付具・附属品(賃加工)		—	2731 91 体積計・同部分品・取付具・附属品(賃加工)		—

中分類 27—業務用機械器具

数量単位名がーとなっている品目は、数量を記入する必要がありません。

製造品番号及び 賃加工品番号	製造品名及び賃加工品名	数量単位名	製造品番号及び 賃加工品番号	製造品名及び賃加工品名	数量単位名
★2732 はかり			★2735 分析機器		
2732 11 はかり	電気抵抗線式はかり、誘導式はかり、電磁式はかり、手動天びん、等比皿手動はかり、棒はかり、手動指示はかり、ばね式はかり、自動はかり、分銅、おもり等	—	2735 11 光分析装置 吸収分光分析装置、発光分光分析装置、比色計等		—
2732 12 はかりの部分品・取付具・附属品		—	2735 19 その他の分析装置 電磁気分析装置、クロマト分析装置、蒸留・分離装置、元素分析装置、熱分析装置、ガス分析機器装置、電気化学分析装置等		—
2732 91 はかり・同部分品・取付具・附属品(賃加工)		—			
★2733 圧力計・流量計・液面計等			2735 21 分析機器の部分品・取付具・附属品		—
注: 工業計器は297211に分類される。			2735 91 分析機器・同部分品・取付具・附属品(賃加工)		—
2733 11 圧力計	航空用指示圧力計(高度計、燃圧計)、記録式圧力計、分銅式標準圧力計、血圧計(電子血圧計を含む)、真空計、握力計等	—	★2736 試験機		—
2733 12 金属温度計	膨張式温度計、バイメタル式温度計、熱電温度計、抵抗温度計等	—	2736 11 材料試験機 金属材料試験機(硬度試験機、万能材料試験機、疲労試験機等)、セメント・コンクリート試験機、繊維材料試験機、ゴム試験機、プラスチック試験機、木材試験機、木炭材料試験機等		—
2733 13 流量計	差圧流量計、面積式流量計、容積式流量計等	—	2736 19 その他の試験機 動つり合試験機、動力試験機、構造物試験機、振動試験機、制動試験機、環境試験機等		—
2733 14 液面計(レベル計)		—	2736 21 試験機の部分品・取付具・附属品		—
2733 15 圧力計・流量計・液面計等の部分品・取付具・附属品		—	2736 91 試験機・同部分品・取付具・附属品(賃加工)		—
2733 91 圧力計・流量計・液面計等・同部分品・取付具・附属品(賃加工)		—			
★2734 精密測定器			★2737 測量機械器具		—
2734 11 工業用長さ計	のぎす、バイトゲージ、デプスゲージ、マイクロメータ、ダイヤルゲージ、ブロックゲージ、ねじゲージ、限界ゲージ等	—	2737 11 ジャイロ計器、磁気コンパス		—
2734 12 精密測定器	長さ測定器、角度測定器、ねじの測定器、歯車の測定器、投影検査機、面の測定器、平面度・直面度の測定器等	—	2737 19 その他の測量機械器具 測角測量機、水準測量機、距離測量機、写真測量機等		—
2734 13 精密測定器の部分品・取付具・附属品		—	2737 21 測量機械器具の部分品・取付具・附属品		—
2734 91 精密測定器・同部分品・取付具・附属品(賃加工)		—	2737 91 測量機械器具・同部分品・取付具・附属品(賃加工)		—
★2738 理化学機械器具					
2738 11 理化学機械器具	研究用機器(化学機器、物理学機器、気象観測機器等)、教育用機器(物理、化学博物実験機器、数学機器等)、天文機器(天体写真機、天頂儀、子午儀等)、地球物理学機器(重力計、磁力計等)等	—			
2738 12 理化学機械器具の部分品・取付具・附属品		—			
2738 91 理化学機械器具・同部分品・取付具・附属品(賃加工)		—			

中分類 27—業務用機械器具

数量単位名がーとなっている品目は、数量を記入する必要がありません。

製造品番号及び 賃加工品番号	製造品名及び賃加工品名	数量単位名
★2739 その他の計量器・測定器・分析機器・試験機・測量機械器具・理化学機械器具		
	注：電気式周波数計は297111に分類される。	—
2739 11 一般長さ計	直尺、曲り尺、巻尺、畳尺、れん尺、はさみ尺、物差し尺等	—
	注：工業用長さ計は273411に分類される。	—
2739 12 光度計、光束計、照度計、屈折度計		—
2739 13 公害計測器	大気汚染計測器、水質汚濁計測器、悪臭計測器、騒音・振動計測器等	—
2739 19 他に分類されない計量器・測定器・分析機器・試験機・測量機械器具・理化学機械器具	密度計、濃度計、比重計、粘度計、熱量計、騒音計、位置計、周波数計、回転計、速さ計、加速度計、面積計、放射線測定器、地震計、電子温度計、万歩計等	—
2739 21 温度計（ガラス製に限る）	体温計（電子体温計を含む）、普通水銀温度計、温度計、ベックマン温度計、寒暖計等	—
2739 31 その他の計量器・測定器・分析機器・試験機・測量機械器具・理化学機械器具の部分品・取付具・附属品		—
2739 91 その他の計量器・測定器・分析機器・試験機・測量機械器具・理化学機械器具・同部分品・取付具・附属品（賃加工）		—
★2741 医療用機械器具		
	注1：ガラス製注射筒（目盛りなし）は211511、プラスチック製注射筒（目盛りなし）は189711に分類される。	—
	注2：医療用X線装置は296111に分類される。	—
	注3：歯科用は274211に分類される。	—
	注4：医療用電子応用装置は296211に分類される。	—
	注5：医療用計測器は297311に分類される。	—
2741 11 医療用機械器具、同装置	医科用鋼製器具、診断用機械器具装置、手術用機械器具装置、処置用機械器具、麻酔器具、輸血装置、人工気胸器具、聴診器、注射器具、かん腸器、整形用機械器具、人工心肺装置、脱疾治療器、医療用針等	—
2741 12 病院用器具、同装置	手術台、診療台、消毒滅菌器、呼吸補助器、保育器、光線治療器（レーザ応用治療装置を除く）、機械台、保管設備、患者運搬車、指圧器、医科用ふ卵器等	—
2741 13 医療用機械器具の部分品・取付具・附属品		—
2741 91 医療用機械器具・同部分品・取付具・附属品（賃加工）		—

製造品番号及び 賃加工品番号	製造品名及び賃加工品名	数量単位名
★2742 歯科用機械器具		
2742 11 歯科用機械器具、同装置	診察室用機械装置、鋼製器具、診療用機械器具、技工用機械器具、同装置、きょう正用機械器具、同装置、歯科用治療台、歯科用ユニット、歯科用エンジン、歯科用鋼製小物、歯科技工所用器具、歯科用バー等	—
	注：歯科用X線装置は296111に分類される。	—
2742 12 歯科用機械器具の部分品・取付具・附属品		—
2742 91 歯科用機械器具・同部分品・取付具・附属品（賃加工）		—
★2743 医療用品（動物用医療機械器具を含む）		
2743 11 医療用品	縫合糸、副本木、整形材料、義し（肢）、検眼用品、義眼、家庭用吸入器、人工血管、松葉づえ、医療用コルセット、ギブス、脱腸帶、健康帶、医療用接着剤、避妊用具等	—
	注：補聴器は302316に分類される。	—
2743 12 動物用医療機械器具、同部分品・取付具・附属品	診断用機械器具、手術用機械器具、診療用機械器具、標識用機械器具、家畜人工受精用機械器具、保健衛生機械器具、動物専用保定器具等	—
2743 91 医療用品（動物用医療機械器具を含む）（賃加工）		—
★2744 歯科材料		
2744 11 歯科材料	歯科用金属、歯冠材料、義歯床材料、歯科用接着充てん材料、歯科用印象材料、歯科用研削・研磨材料、歯科用ワックス等	—
2744 91 歯科材料（賃加工）		—
★2751 顕微鏡・望遠鏡等		
2751 11 望遠鏡		—
2751 12 双眼鏡		—
2751 13 顕微鏡、拡大鏡		—
2751 14 顕微鏡・望遠鏡等の部分品・取付具・附属品		—
2751 91 顕微鏡・望遠鏡等・同部分品・取付具・附属品（賃加工）		—

中分類 27—業務用機械器具

数量単位名が一となっている品目は、数量を記入する必要がありません。

製造品番号及び 賃加工品番号	製造品名及び賃加工品名	数量単位名	製造品番号及び 賃加工品番号	製造品名及び賃加工品名	数量単位名
★2752 写真機・映画用機械・同附属品					
2752 11 カメラ (デジタルカメラを除く)	—		★2761 武器	—	
フォーカルプレンシャッタ式カメラ、レンズシャッタ式カメラ、ハーフサイズカメラ、二眼レフカメラ、小形カメラ、業務用カメラ等			注：レジャー用・スポーツ用鉄砲は325319に、 産業用銃は269919に分類される。		
注：デジタルカメラは302211に、がん具は3251に分類される。					
2752 12 写真装置、同関連器具	—		2761 11 銃砲、爆発物投射機	—	
引伸機、現像・焼付・仕上用器具、写真乾燥機、リーダ、ビューア等			けん銃、小銃、機関銃、りゅう弾砲、キヤノン砲、高射砲、無反動砲、迫撃砲、機関砲、ロケット弾発射機、爆弾投下機、魚雷発射管、魚雷投下機、爆雷投射機、爆雷投下機、対潜弾投射機等		
2752 13 映画用機械器具	—		2761 12 銃砲弾、爆発物	—	
映画用撮影機、映写機、スライド映写機、映画現像装置、映画焼付機、映画編集整理装置、映画仕上装置、映画現像測定装置、映画録音装置、ランプハウス、サウンドヘッド、映写スクリーン、幻灯機等			ロケット弾、手りゅう弾、地雷、爆雷、機雷、爆弾、魚雷等		
2752 14 写真機・映画用機械の部分品・取付具・附属品	—		2761 19 その他の武器	—	
フィルタ、フード、三脚、雲台、セルフタイマ、距離計、露出計、シャッタ、ボディ、じや腹、近接撮影・望遠撮影用アタッチメント、ストロボ、写真複写機、マガジン等			火えん発射機、銃剣、防潜網、戦闘車両等		
2752 91 写真機・映画用機械・同部分品・取付具・附属品 (賃加工)	—		2761 21 武器の部分品・附属品	—	
注：眼鏡用レンズは329713に分類される。			銃身、銃か、砲身、砲か、砲塔、車台、弾体、信管、薬きょう、弾丸等		
2753 11 カメラ用レンズ	—		2761 91 武器 (賃加工)	—	
2753 12 カメラ用交換レンズ	—				
標準レンズ、望遠レンズ、広角レンズ、ズームレンズ等					
2753 13 光学レンズ	—				
望遠鏡レンズ、顕微鏡レンズ、映画用レンズ、拡大鏡レンズ等					
注：眼鏡用レンズは329713に分類される。					
2753 14 プリズム	—				
2753 91 光学機械用レンズ・プリズム研磨 (賃加工)	—				

★2753 光学機械用レンズ・プリズム

2753 11 カメラ用レンズ	—
2753 12 カメラ用交換レンズ	—
標準レンズ、望遠レンズ、広角レンズ、ズームレンズ等	
2753 13 光学レンズ	—
望遠鏡レンズ、顕微鏡レンズ、映画用レンズ、拡大鏡レンズ等	
注：眼鏡用レンズは329713に分類される。	
2753 14 プリズム	—
2753 91 光学機械用レンズ・プリズム研磨 (賃加工)	—

中分類 28—電子部品・デバイス・電子回路

製造品番号及び

賃加工品番号

製造品名及び賃加工品名

数量単位名

製造品番号及び

賃加工品番号

製造品名及び賃加工品名

数量単位名

★2811 電子管

注：完成品に限る。部品は2899の各々に分類される。

2811 11	マイクロ波管 クライストロン、マグネットロン、切換放電管、板極管等	個
2811 19	その他の電子管 テレビ用・電子計算機関連用・放送局用・ディスプレイモニタ用等プラウン管、陰極線管、記録管、受信管、送信管、表示管、放電管、撮像管、光電管、X線管、整流管、自然冷却管、強制冷却管、電子銃等	—
2811 91	電子管（賃加工）	—

★2812 光電変換素子

2812 11	発光ダイオード	—
2812 12	レーザーダイオード	—
2812 19	その他の光電変換素子 カプラ・インタラプタ、フォトトランジスタ、太陽電池セル等	—
2812 91	光電変換素子（賃加工）	—

★2813 半導体素子

注：完成品に限る。部品は2899の各々に分類される。

2813 11	ダイオード 小信号用ダイオード、スイッチングダイオード、定電圧ダイオード、マイクロ波ダイオード、整流素子（100ミリアンペア未満のもの）等	—
2813 12	整流素子（100ミリアンペア以上） ゲルマニウム整流素子、シリコン整流素子、セレン整流素子等	—
2813 13	シリコントランジスタ	—
2813 14	トランジスタ（シリコントランジスタを除く） ゲルマニウムトランジスタ、電界効果形トランジスタ等	—
2813 19	その他の半導体素子 サーミスター、バリスター、サイリスタ、受光素子等	—
2813 91	半導体素子（賃加工）	—

★2814 集積回路

注：完成品に限る。部品は2899の各々に分類される。

2814 11	線形回路 オペアンプ、電圧レギュレータ、産業用リニアIC、コンバータ、A-D/D-A変換器等	—
---------	---	---

製造品番号及び

賃加工品番号

製造品名及び賃加工品名

数量単位名

2814 12	バイポーラ型集積回路 バイポーラ型計数回路、TTL、ECL等	—
2814 13	モス型集積回路（論理素子） モス型CPU、モス型MPU、ASIC、ゲートアレイ、ディスプレイドライバ等	—
2814 14	モス型集積回路（記憶素子） モス型メモリ、DRAM、SRAM、フラッシュメモリ等	—
2814 19	その他のモス型集積回路 C-MOSイメージセンサ、CCD（電荷結合素子）等	—
2814 21	混成集積回路 厚膜ハイブリッドIC、薄膜ハイブリッドIC等	—
2814 29	その他の集積回路	—
2814 91	集積回路（賃加工）	—

★2815 液晶パネル・フラットパネル

2815 11	液晶パネル 液晶パネル、液晶モジュール（パネルの生産から一貫して行うもの）、液晶素子等	—
2815 12	プラズマディスプレイパネル プラズマディスプレイパネル、プラズマディスプレイモジュール（パネルの生産から一貫して行うもの）等	—
2815 19	その他のフラットパネル 有機ELパネル、SEDパネル、FEDパネル等	—
2815 91	液晶パネル・フラットパネル（賃加工）	—

★2821 抵抗器・コンデンサ・変成器・複合部品

注1：完成品に限る。部品は2899の各々に分類さ

れる。

注2：複合部品には抵抗器、コンデンサ、変成器を組み合わせたものが分類される。

2821 11	抵抗器 固定抵抗器、可変抵抗器、半固定抵抗器、抵抗減衰器等	—
2821 12	固定コンデンサ 固定蓄電器、アルミ電解蓄電器、セラミックコンデンサ、フィルムコンデンサ、タンタルコンデンサ等	—
2821 13	コンデンサ（固定コンデンサを除く） 可変コンデンサ、バリアブルコンデンサ等	—
2821 14	変成器 固定トランス（低周波、高周波トランス、スイッチング電源用トランス等）、可変トランス（フィルムトランス等）、コイル（インダクタ）、偏向ヨーク等	—
2821 15	複合部品	—
2821 91	抵抗器・コンデンサ・変成器・複合部品（賃加工）	—

製造品番号及び

賃加工品番号

製造品名及び賃加工品名

数量単位名

★2822 音響部品・磁気ヘッド・小型モータ

注1：完成品に限る。部品は2899の各々に分類される。

注2：音響機械及び附属品（完成品）は3023に分類される。

注3：モータ（3W以上のもの）は2911の各々に分類される。

2822 11 音響部品

スピーカ（コーン形、ホーン形、圧電形等）、イヤホンカートリッジ、マイクロホンカートリッジ、サウンダー、ブザー等

2822 12 磁気ヘッド

オーディオ用・ビデオ用・ハードディスク用磁気ヘッド等

2822 13 小形モータ（3W未満のもの）

マイクロモータ、サーボモータ、ステッピングモータ、超音波モータ等

2822 91 音響部品・磁気ヘッド・小型モータ（賃加工）

★2823 コネクタ・スイッチ・リレー

注1：完成品に限る。部品は2899の各々に分類される。

注2：配線器具及び電力用を除く。

2823 11 プリント配線板用コネクタ

2823 12 コネクタ（プリント配線板用コネクタを除く）

丸形コネクタ、角形コネクタ、高周波同軸用コネクタ、光コネクタ等

2823 13 スイッチ

信号切替用スイッチ、AC電源用スイッチ、検出用スイッチ、複合式スイッチ等

2823 14 リレー

信号用リレー、制御用リレー、高周波用リレー、特殊用リレー等

2823 91 コネクタ・スイッチ・リレー（賃加工）

★2831 半導体メモリメディア

2831 11 半導体メモリメディア

SDメモリカード、メモリスティック、コンパクトフラッシュ等

2831 91 半導体メモリメディア（賃加工）

★2832 光ディスク・磁気ディスク・磁気テープ

注：録音・録画・情報記録済みの光ディスク・磁気ディスク・磁気テープは3296の各々に分類される。

2832 11 光ディスク（生のもの）

光磁気ディスク（MO, MD等）、CD-R/RW、DVD-R/RW等

製造品番号及び

賃加工品番号

製造品名及び賃加工品名

数量単位名

2832 12 磁気ディスク（生のもの）

リジットディスク等

2832 13 磁気テープ（生のもの）

録音用テープ（カセット形、カートリッジ形、オープンリール形）、録画用テープ（同）、電子計算機用テープ（同）等

2832 91 光ディスク・磁気ディスク・磁気テープ（生のもの）（賃加工）

★2841 電子回路基板

注：基板に素子を実装したものは2842に分類される。

2841 11 リジッドプリント配線板

多層プリント配線板、電子プリント板、両面プリント配線板、セラミックプリント配線板等

2841 12 フレキシブルプリント配線板

2841 13 モジュール基板

セラミックスモジュール基板、BGA基板、TAB基板、MCM基板等

2841 19 その他の電子回路基板

メタルコアプリント配線板等

2841 91 電子回路基板（賃加工）

★2842 電子回路実装基板

2842 11 プリント配線実装基板

プリント回路板（片面、両面、多層）、フレキシブルプリント回路板、セラミック形プリント回路板等

2842 12 モジュール実装基板

2842 91 電子回路実装基板（賃加工）

★2851 電源ユニット・高周波ユニット・コントロールユニット

注：完成品に限る。部品は2899の各々に分類される。

2851 11 スイッチング電源

2851 12 テレビジョン用チューナ（ビデオ用を含む）

2851 19 その他の高周波ユニット

アンテナ（TV用、FM用、衛星用、自動車用、携帯電話用等）、分配・分歧・混合・整合器、ブースタユニット、ラジオ用チューナ等

2851 21 コントロールユニット

リモコンユニット、エアコンユニット、選局ユニット、エンジンコントロールユニット、タイマユニット等

注：がん具用のリモコンユニットは325131に分類される。

2851 91 電源ユニット・高周波ユニット・コントロールユニット（賃加工）

製造品番号及び 賃加工品番号	製造品名及び賃加工品名	数量単位名	製造品番号及び 賃加工品番号	製造品名及び賃加工品名	数量単位名
★2859 その他のユニット部品					
2859 11 液晶モジュール(他で生産されたパネル を用いるもの)	液晶タッチパネルユニット (他で生産された パネルを用いるもの) 等	-	2899 13 シリコンウエハ (表面研磨したもの)	(表面研磨したもの) 注:シリコン多結晶、シリコン単結晶は231919 に分類される。また、研磨前のシリコンウエ ハは239929に分類される。	-
2859 12 光ピックアップユニット・モジュール	光ピックアップユニット、光ピックアップ モジュール、D V D ピックアップ等	-	2899 19 他に分類されない通信機械器具の部分品・ 附属品	テレビ画面安定器、ダイヤル、チャンネル、 インターホン部品、通信用プラグ、受信機 用部品等	-
2859 13 デジタルカメラモジュール	携帯電話用カメラモジュール、C C D カメ ラモジュール、C - M O S イメージセンサ モジュール等	-	2899 29 他に分類されない電子部品・デバイス・ 電子回路	整流器(電力用を除く)、圧電フィルタ、 分布定数回路、プラグ・ジャック(電力・配 線用を除く)、ソケット(電球用を除く)、 ヒューズ、端子板、光学ヘッド、プリンタ用 ヘッド、センサ及びセンサユニット、タッチ パネルセンサ、レーザ素子、L E D ランプ等	-
2859 14 紙幣識別ユニット、貨幣区分ユニット	-		2899 91 その他の電子部品・デバイス・電子回路 (賃加工)	(賃加工)	-
2859 19 他に分類されないユニット部品	プリンターユニット、磁気読み取りユニッ ト、H D ヘッドユニット、キーボードユニッ ト等	-			
2859 91 その他のユニット部品(賃加工)	-				
★2899 その他の電子部品・デバイス・電子回路					
2899 11 磁性材部品(粉末や金によるもの)	-		金 属 く ず		
2899 12 水晶振動子(時計用を除く)	振動子、共振子及び発振子、水晶フィルタ等	-	2211 68 鉄くず	t	
			2399 31 非鉄金属くず	-	
く ず ・ 廃 物					
			7866 00 製造工程からでたくず・廃物	-	

中分類 29—電気機械器具

製造品番号及び

賃加工品番号

製造品名及び賃加工品名

数量単位名

★2911 発電機・電動機・その他の回転電気機械

注1：交・直両用は交流に含む。

注2：自動車、航空機などの内燃機関用発動機、電動機は2922に分類される。

2911 11	タービン発電機（交流）	台
2911 12	エンジン発電機（交流）	台
2911 13	直流電動機（70W以上）	台
2911 14	単相誘導電動機（70W以上）	台
2911 15	三相誘導電動機（70W以上）	台
2911 19	その他の交流電動機（70W以上） 同期電動機、整流子電動機、家庭ミシン用電動機、变速電動機、クラッチ電動機等	台
2911 21	直流・交流小形電動機（3W以上70W未満） 直流・交流小形モータ、サーボモータ等 注：小形電動機（3W未満）は282213に分類される。	台
2911 29	その他の小形電動機（3W以上70W未満） シンクロ電動機（セルシンモータ）、ステッピングモータ（パルスモータ）等	台
2911 39	その他の発電機 直流発電機、水車発電機（交流）、電動発電機等	台
2911 49	その他の回転電気機械 原動機付発電機セット、高周波発電機、調相機、周波数変換機（水銀整流器は292919に分類される。）、信号発電機、風力発電機、回転変換装置等	台
2911 51	発電機・電動機・その他の回転電気機械の部分品・取付具・附属品	台
2911 91	発電機・電動機・その他の回転電気機械・同部分品・取付具・附属品（賃加工）	台

★2912 変圧器類（電子機器用を除く）

注1：標準・非標準変圧器は送配電用の変圧器で容量500KVAまでのものが291211、容量500KVAを超えるものが291212に分類される。

注2：電子機器用は282114に分類される。

2912 11	標準変圧器 送配電用変圧器、柱上変圧器等	台
2912 12	非標準変圧器 油入り変圧器、乾式変圧器、ガス絶縁変圧器等	台
2912 13	特殊用途変圧器 ネオン変圧器、水銀ランプ用変圧器、試験用変圧器、コットレル用変圧器、スライダック及び定電流変圧器、信号用変圧器（ベル用は291519に分類される。）、昇圧器、電気炉用変圧器等	台

製造品番号及び

賃加工品番号

製造品名及び賃加工品名

数量単位名

2912 14	計器用変成器 計器用変圧器及び変流器、変圧変流器、直流変圧器等	台
2912 15	リアクトル、誘導電圧調整器	—
2912 16	変圧器類の部分品・取付具・附属品	—
2912 91	変圧器類・同部分品・取付具・附属品（賃加工）	—

★2913 電力開閉装置

2913 11 繼電器

保護継電器、制御継電器、電磁リレー等
注：電子機器用リレーは282314に分類される。

2913 12	遮断器 配線用遮断器、漏電遮断器、油遮断器、磁気遮断器、気中遮断器、空気遮断器、真空遮断器、ガス遮断器、安全ブレーカ等	—
2913 13	開閉器 電力開閉器、電磁開閉器、電磁接触器、断路器、柱上開閉器、制御器、始動器、マイクロスイッチ、操作・検出スイッチ等 注：電子機器用スイッチは282313に分類される。	—
2913 14	プログラマブルコントローラ	—
2913 15	電力開閉装置の部分品・取付具・附属品	—
2913 91	電力開閉装置・同部分品・取付具・附属品（賃加工）	—

★2914 配電盤・電力制御装置

2914 11 配電盤

閉鎖型配電装置、高圧配電盤、低圧配電盤等

2914 12	監視制御装置 監視制御装置（上下水道用、道路用、産業用、車両用、船用等）、補助リレー盤、中央制御盤等	—
2914 13	分電盤 住宅用分電盤、産業用分電盤等	—
2914 19	その他の配電盤・電力制御装置 避雷装置、抵抗器、密閉形ガス絶縁装置、電磁クラッチ等 注：電子機器用抵抗器は282111に分類される。	—
2914 21	配電盤・電力制御装置の部分品・取付具・附属品	—
2914 91	配電盤・電力制御装置・同部分品・取付具・附属品（賃加工）	—

中分類 29—電気機械器具

数量単位名がーとなっている品目は、数量を記入する必要がありません。

製造品番号及び 賃加工品番号	製造品名及び賃加工品名	数量単位名
★2915 配線器具・配線附属品		
	注：配線器具用プラスチック製品は183111、 配線器具用陶磁器は214419に分類される。	
2915 11 小形開閉器	カットアウトスイッチ、解放ナイフスイッチ、カバー付きナイフスイッチ、箱開閉器等	千個
2915 12 点滅器	ロータリースイッチ、タンブラー式スイッチ、押ボタンスイッチ等	千個
2915 13 接続器	屋内用ソケット、コンセント、プラグ、コードコネクタ、タップ、レセプタクル、アダプタ、ローゼット、クラスタ等	千個
2915 19 その他の配線器具・配線附属品	電球保持器、ヒューズ、パネルボード、ベル用変圧器、端子、小形配線箱等	—
2915 91 配線器具・配線附属品（賃加工）		—
★2921 電気溶接機		
	注1：超音波応用溶接機は296911に、高周波ウェルダは296912に、電子ビーム応用溶接機は296919に分類される。	
	注2：溶接棒は247915に分類される。	
2921 11 アーク溶接機	交・直流アーク溶接機、回転式アーク溶接機、自動アーク溶接機、アルゴンアーク溶接機、スタッド溶接機、高周波アーク溶接機等	台
2921 12 抵抗溶接機	スポット溶接機、シーム溶接機、バット溶接機、高周波抵抗・誘導溶接機等	台
2921 13 電気溶接機の部分品・取付具・附属品		—
2921 91 電気溶接機・同部分品・取付具・附属品（賃加工）		—
★2922 内燃機関電装品（ワイヤーハーネスを含む）		
	注1：自動車、航空機などの内燃機関電装品もここに分類される。	
	注2：内燃機関用ワイヤーハーネスは292221に分類される。	
2922 11 充電発電機		台
2922 12 始動電動機		台
2922 13 磁石発電機		台
2922 19 その他の内燃機関電装品	点火用コイル、ディストリビュータ、点火せん（スパークプラグ）、点火せん用結線装置等	—
2922 21 内燃機関電装品の部分品・取付具・附属品		—
2922 91 内燃機関電装品・同部分品・取付具・附属品（賃加工）		—

製造品番号及び 賃加工品番号	製造品名及び賃加工品名	数量単位名
★2929 その他の産業用電気機械器具（車両用、船舶用を含む）		
2929 11 コンデンサ（蓄電器）	電力用コンデンサ、産業機器用コンデンサ等	—
	注：電子機器用コンデンサは282112に分類される。	
2929 12 電気炉	アーク炉、誘導炉、乾燥炉、抵抗炉等	台
2929 13 産業用電熱装置	電熱乾燥装置、赤外線乾燥装置、誘導加熱装置、抵抗加熱装置等	—
2929 14 電力変換装置	系統用電力変換装置、高周波電源装置、無停電電源装置、電動機駆動用変換装置（インバータ等）等	—
2929 15 シリコン・セレン整流器		—
2929 19 その他の整流器	水銀整流器、ゲルマニウム整流器、接触整流器、管形整流器等	—
2929 29 その他の産業用電気機械器具の部分品・取付具・附属品	はんだごて、電磁石、電磁チャック（保持器）、集電装置（パンタグラフ）等	—
2929 91 その他の産業用電気機械器具・同部分品・取付具・附属品（賃加工）		—
★2931 ちゅう房機器		
2931 11 電気がま	電子炊飯ジャー、ジャー炊飯器	—
	注：保温だけを目的とする電子ジャーは293119に分類される。	
2931 12 電子レンジ	オーブンレンジ	—
2931 13 電気冷蔵庫	電気冷凍冷蔵庫	台
2931 14 電磁調理器（卓上型を含む）	I H調理器、I Hクッキングヒーター	—
2931 19 その他のちゅう房機器	電気こんろ、電気なべ、電気ポット、トースタ、ホットプレート、電気オーブン、ジューク（ミキサを含む）、コーヒーメーカー、クッカー、食器洗い機、食器乾燥機、餅つき機、ディスポーラ等	—
2931 21 ちゅう房機器の部分品・取付具・附属品		—
2931 91 ちゅう房機器・同部分品・取付具・附属品（賃加工）		—

中分類 29-電気機械器具

数量単位名がーとなっている品目は、数量を記入する必要がありません。

製品番号及び 賃加工品番号	製品名及び賃加工品名	数量単位名	製品番号及び 賃加工品番号	製品名及び賃加工品名	数量単位名
★2932 空調・住宅関連機器			★2941 電球		
2932 11 扇風機 卓上扇風機、天井扇風機等	台		注：部品は2999の各々に分類される。		
2932 12 換気扇 ウィンドファン、空調換気扇、レンジフード換気扇等	台		2941 11 一般照明用電球	千個	
2932 13 エアコンディショナ ウィンド形、セパレート形等	台		2941 12 豆電球、クリスマスツリー用電球	千個	
注：パッケージ形エアコンディショナは253513 に分類される。			2941 13 自動車用電球	—	
2932 19 その他の空調・住宅関連機器 電気温水器、ヒートポンプ式給湯機、加湿器、除湿器、冷風扇、空気清浄機、家庭用タイムスイッチ等	—		注：自動車用ハロゲン電球は294119に、HIDランプは294129に分類される。		
2932 21 空調・住宅関連機器の部分品・取付具・附属品	—		2941 19 その他の電球 赤外線電球、写真用せん光電球、パイロットランプ、反射形電球、ハロゲン電球等	—	
2932 91 空調・住宅関連機器・同部分品・取付具・附属品（賃加工）	—		2941 21 蛍光ランプ 直管形、環形、電球形等	千個	
★2933 衣料衛生関連機器			2941 29 その他の放電ランプ 水銀灯、紫外線灯、殺菌灯、ネオン灯、アーク灯、ナトリウムランプ、キセノンランプ、HIDランプ、点灯管等	—	
2933 11 電気アイロン	—		2941 91 電球（賃加工）	—	
2933 12 電気洗濯機	台				
2933 13 電気掃除機	台				
2933 19 その他の衣料衛生関連機器 ハンドクリーナ、床みがき機、衣類乾燥機、ふとん乾燥機、ズボンプレッサ等	—				
注：家庭用電気ポンプは252114に分類される。					
2933 21 衣料衛生関連機器の部分品・取付具・附属品	—				
2933 91 衣料衛生関連機器・同部分品・取付具・附属品（賃加工）	—				
★2939 その他の民生用電気機械器具					
2939 11 電気こたつ やぐらこたつ、家具調こたつ、あんか等	—				
2939 12 理容用電気器具 注：業務用を含む。	—				
電気かみそり、電気ばりかん、ヘヤドライヤ、パーマメントウェーブ装置等	台				
2939 13 電気温水洗浄便座（暖房便座を含む）	台				
2939 19 他に分類されない民生用電気機械器具 電気ストーブ、電気カーペット、電気温風暖房機、電気火ばち、電気足温機、電気毛布、家庭用高周波等治療器、電動鉛筆削器等	—				
注1：温風暖房機は243311、石油ファンヒーターは243221に分類される。					
注2：電子体温計は273921に分類される。					
2939 29 その他の民生用電気機械器具の部分品・取付具・附属品	—				
2939 91 その他の民生用電気機械器具・同部分品・取付具・附属品（賃加工）	—				
★2951 蓄電池					
			2951 11 鉛蓄電池 車両用バッテリー、自動車用蓄電池等	千個	
			2951 12 アルカリ蓄電池 アルカリ電池、ニッカド電池等	千個	
			2951 13 リチウムイオン蓄電池	千個	
			2951 14 蓄電池の部分品・取付具・附属品 隔離盤、極板等	—	
			2951 91 蓄電池・同部分品・取付具・附属品（賃加工）	—	
★2952 一次電池（乾電池、湿電池）					
			2952 11 一次電池 積層マンガン乾電池、アルカリ乾電池、アルカリボタン電池、水銀乾電池、コイン形リチウム電池、湿電池、筒形マンガン乾電池等	—	
			2952 12 一次電池の部分品・取付具・附属品	—	
			2952 91 一次電池・同部分品・取付具・附属品（賃加工）	—	

中分類 29—電気機械器具

数量単位名がーとなっている品目は、数量を記入する必要がありません。

製造品番号及び 賃加工品番号	製造品名及び賃加工品名	数量単位名
★2961 X 線 装 置		
	注：電子部品は28の各々に分類される。	
2961 11 医療用X線装置	診断用X線装置、歯科用X線装置、医療用X線CT装置等	—
2961 12 産業用X線装置	照射装置、計測装置、非破壊検査装置、異物検査装置、分析装置、透過写真撮影装置、産業用X線CT装置等	—
2961 13 X線装置の部分品・取付具・附属品		—
2961 91 X線装置・同部分品・取付具・附属品 (賃加工)		—
★2962 医療用電子応用装置		
	注：電子部品は28の各々に分類される。	
2962 11 医療用電子応用装置	医療用粒子加速装置、医療用放射性物質応用装置、超音波画像診断装置（循環器用、腹部用を含む）、超音波ドプラ診断装置、磁気共鳴画像診断装置（MRI）、高周波及び低周波治療器（家庭用を除く）、CTスキャナ（X線装置を除く）、ペースメーカー等	—
2962 12 医療用電子応用装置の部分品・取付具・附属品		—
2962 91 医療用電子応用装置・同部分品・取付具・附属品（賃加工）		—
★2969 その他の電子応用装置		
	注1：高周波アーク・抵抗溶接機は2921の各々に分類される。	
	注2：電子部品は28の各々に分類される。	
2969 11 超音波応用装置	測深機、魚群探知機、探知機、探傷機、超音波加工機械、超音波応用溶接機、超音波洗浄装置等	—
2969 12 高周波電力応用装置	高周波誘電加熱装置、高周波誘導加熱装置、高周波ウェルダ、高周波ミシン等	—
2969 13 電子顕微鏡		—
2969 14 数値制御装置		—
2969 19 他に分類されない電子応用装置	ガイガーカウンタ、粒子加速機、レーザ装置、赤外線応用装置、磁気応用探知装置、電子ビーム応用溶接機、低周波電力応用装置等	—
2969 29 その他の電子応用装置の部分品・取付具・附属品		—
2969 91 その他の電子応用装置・同部分品・取付具・附属品（賃加工）		—

製造品番号及び 賃加工品番号	製造品名及び賃加工品名	数量単位名
★2971 電気計測器（別掲を除く）		
	注1：電気・電子式以外の周波数計は273919に分類される。	
	注2：電子部品は28の各々に分類される。	
2971 11 電気計器	積算電力計、電流計、電圧計、電力計、力率計、周波数計、電力需給計器等	—
2971 12 電気測定器	電圧標準計、電流標準計、回路計、周波数測定器、電波及び空中線測定器、伝送量測定器、真空管特性測定器、位相測定器、波形分析器、試験装置の測定器等	—
2971 13 半導体・IC測定器	ICテスター、半導体特性測定器、集積回路測定器等	—
2971 19 その他の電気計測器	物理量測定器、化学分析機器、地質探査装置、測定用補助機器等	—
2971 21 電気計測器の部分品・取付具・附属品		—
2971 91 電気計測器・同部分品・取付具・附属品 (賃加工)		—
★2972 工業計器		
	注：電子部品は28の各々に分類される。	
2972 11 工業計器	温度・熱量自動調節装置、圧力・真空自動調節装置、流体自動調節装置、液面自動調節装置、流体組成自動調節装置、自動燃焼制御装置、計測制御装置等	—
2972 12 工業計器の部分品・取付具・附属品		—
2972 91 工業計器・同部分品・取付具・附属品 (賃加工)		—
★2973 医療用計測器		
	注：電子部品は28の各々に分類される。	
2973 11 医療用計測器	生体物理現象検査用機器（体温・血圧等検査用モニタ等）、生体電気現象検査用機器（心電・脳波・筋電等検査用モニタ等）、生体現象監視用機器（集中患者監視装置、新生児モニタ等）、生体検査用機器、医療用検体検査機器（血液検査機器等）等	—
2973 12 医療用計測器の部分品・取付具・附属品		—
2973 91 医療用計測器・同部分品・取付具・附属品 (賃加工)		—

中分類 29—電気機械器具

数量単位名が一となっている品目は、数量を記入する必要がありません。

製造品番号及び 賃加工品番号	製造品名及び賃加工品名	数量単位名	製造品番号及び 賃加工品番号	製造品名及び賃加工品名	数量単位名
★2999 その他電気機械器具			金 属 く ず		
2999 11 導入線		—	2211 68 鉄くず		t
2999 12 太陽電池モジュール 太陽電池パネル		—	2399 31 非鉄金属くず		—
2999 19 他に分類されない電気機械器具 電球口金、電球・電子用タングステン、モリブデン製品、永久磁石、電気接点、リードフレーム、面状発熱体（グラフトカーボン）、融雪装置（電熱利用）、燃料電池（一次、二次電池以外）等		—	く ず・廃 物		
2999 91 その他の電気機械器具（賃加工）		—	7966 00 製造工程からでたくず・廃物		—

中分類 30—情報通信機械器具

製造品番号及び

賃加工品番号

製造品名及び賃加工品名

数量単位名

製造品番号及び

賃加工品番号

製造品名及び賃加工品名

数量単位名

★3011 有線通信機械器具

注：電子部品は28の各々に分類される。

3011 11	電話機	台
	標準電話機、多機能付電話機、コードレスホン、公衆電話機、I S D N用電話機等	
3011 12	電話自動交換装置	—
	電子交換機等	
3011 13	電話交換装置の附属装置	—
3011 19	その他の電話（有線）装置	—
	手動交換装置、有線放送装置、簡易交換電話装置、列車内電話装置、船舶内電話装置、ボタン電話装置、留守番電話装置、インターホン等	
3011 21	高速（超高速を含む）ファクシミリ	—
3011 22	ファクシミリ（高速を除く）	—
3011 29	その他の電信・画像（有線）装置	—
	光通信装置、テレビ電話装置、テレビ会議電話装置、ビデオテックス装置、テレックス等	
3011 31	デジタル伝送装置	—
	高周波伝送装置、符号伝送装置、変復調装置、ルーティング機器等	
3011 32	搬送装置（デジタル伝送装置を除く）	—
3011 91	有線通信機械器具（賃加工）	—

★3012 携帯電話機・P H S 電話機

注：電子部品は28の各々に分類される。

3012 11	携帯電話機、P H S 電話機	—
	簡易型携帯電話機（P H S）等	
3012 91	携帯電話機・P H S 電話機（賃加工）	—

★3013 無線通信機械器具

注：電子部品は28の各々に分類される。

3013 11	ラジオ放送装置、テレビジョン放送装置	—
3013 12	固定局通信装置	—
	单一通信装置、多重通信装置等	
3013 13	その他の移動局通信装置	—
	衛星搭載用通信装置、航空用通信装置、車両用通信装置、船舶用通信装置、タクシー無線機器装置等	
3013 14	携帶用通信装置（可搬用を含む）	—
	トランシーバ、ポケットベル等	

注：電子部品は28の各々に分類される。

3013 15	無線応用装置	—
	航法装置（ロラン装置等）、方向探知機、ビーコン装置、レーダ装置、着陸誘導装置、距離方位測定装置、無線位置測定装置、テレメータ・テレコントロール、G P S装置、カーナビゲーション、E T C等	
3013 19	その他の無線通信装置	—
	パーソナル無線装置、アマチュア用通信装置等	
3013 91	無線通信機械器具（賃加工）	—

★3014 ラジオ受信機・テレビジョン受信機

注1：V T R一体型テレビを含む。

注2：電子部品は28の各々に分類される。

3014 11	ラジオ受信機	台
3014 12	プラズマテレビジョン受信機	台
3014 13	液晶テレビジョン受信機	台
3014 19	その他のテレビジョン受信機	—
3014 91	ラジオ受信機・テレビジョン受信機（賃加工）	—

★3015 交通信号保安装置

注：電子部品は28の各々に分類される。

3015 11	交通信号保安装置	—
	電気信号機、機械信号機、電気転てつ器、機械転てつ器、電気運動器、分歧器、踏切しゃ断機、自動列車停止・制御装置等	
3015 12	交通信号保安装置の部分品・取付具・附属品	—
3015 91	交通信号保安装置・同部分品・取付具・附属品（賃加工）	—

★3019 その他の通信機械器具・同関連機械器具

注1：ハンドサイレンは259112に分類される。

注2：電子部品は28の各々に分類される。

3019 11	火災報知設備	—
	火災警報装置	
3019 19	他に分類されない通信関連機械器具	—
	防犯警報装置、発光信号装置、通報信号装置、モータサイレン、ガス警報機等	
3019 91	その他の通信機械器具・同関連機械器具（賃加工）	—

中分類 30-情報通信機械器具

数量単位名が一となっている品目は、数量を記入する必要がありません。

製品番号及び 賃加工品番号	製品名及び賃加工品名	数量単位名	製品番号及び 賃加工品番号	製品名及び賃加工品名	数量単位名
★3021 ビデオ機器			3023 21	スピーカーシステム、マイクロホン、イヤホン、音響用ピックアップ類等（完成品）	-
	注1：業務用も含む。		3023 22	電気音響機械器具の部分品・取付具・附属品	-
	注2：電子部品は28の各々に分類される。			注：磁気ヘッドは282212に分類される。	
3021 11	録画・再生装置 ビデオテープレコーダ、ビデオディスクプレーヤ、レーザディスクカラオケ、DVDプレーヤ、DVDレコーダ等	台	3023 91	電気音響機械器具・同部分品・取付具・附属品（貨加工）	-
3021 12	ビデオカメラ（放送用を除く） 防犯カメラ、防犯用VTR装置、産業用VTR装置等	台			
3021 13	ビデオ機器の部分品・取付具・附属品 注1：録音ずみテープ・ディスクは3296の各々に分類される。 注2：磁気テープ・ディスク（生のもの）は2832の各々に分類される。 注3：磁気ヘッドは282212に分類される。	-	★3031 電子計算機（パーソナルコンピュータを除く）		
3021 91	ビデオ機器・同部分品・取付具・附属品（貨加工）	-	3031 11	はん用コンピュータ	-
			3031 12	ミッドレンジコンピュータ オフィスコンピュータ、ワークステーション等	-
			3031 13	電子計算機の部分品・取付具・附属品	-
			3031 91	電子計算機・同部分品・取付具・附属品（貨加工）	-
★3022 デジタルカメラ			★3032 パーソナルコンピュータ		
3022 11	デジタルカメラ 電子スチルカメラ等	台	3032 11	パーソナルコンピュータ	-
3022 12	デジタルカメラの部分品・取付具・附属品	-	3032 12	パーソナルコンピュータの部分品・取付具・附属品	-
3022 91	デジタルカメラ・同部分品・取付具・附属品（貨加工）	-	3032 91	パーソナルコンピュータ・同部分品・取付具・附属品（貨加工）	-
★3023 電気音響機械器具			★3033 外部記憶装置		
	注1：録音ずみテープ・ディスクは3296の各々に分類される。シンセサイザーは324921に分類される。		3033 11	磁気ディスク装置	-
	注2：スピーカ（単体のもの）、マイクロホンなどの音響部品は282211に分類される。		3033 12	光ディスク装置	-
	注3：電子部品は28の各々に分類される。		3033 19	その他の外部記憶装置 磁気テープ装置、磁気ドラム装置、USBメモリ、フレキシブルディスク装置等	-
3023 11	ステレオセット DAT・DAD付ステレオセット等	台	3033 21	外部記憶装置の部分品・取付具・附属品	-
3023 12	カーステレオ	台	3033 91	外部記憶装置・同部分品・取付具・附属品（貨加工）	-
3023 13	デジタルオーディオディスクプレーヤ CDプレーヤ（自動車用を含む）、MDプレーヤ等	-			
3023 14	ハイファイ用アンプ プリアンプ、メインアンプ、ステレオアンプ・レシーバ等	台			
3023 15	ハイファイ用・自動車用スピーカーシステム	-			
3023 16	補聴器	-			
3023 19	その他の電気音響機械器具 デジタルオーディオテープレコーダ（DAT）、ラジカセ（DATプレーヤ付を含む）、ヘッドホンステレオ（DADプレーヤ付を含む）、テープデッキ、拡声装置、ジュエクボックス、レコードプレーヤ、カラオケ（CD又はミュージックテープ用）、I Cレコーダ等	-	★3034 印刷装置		
			3034 11	印刷装置 シリアルプリンタ、ラインプリンタ、作図装置（プロッター）等	-
			3034 12	印刷装置の部分品・取付具・附属品	-
			3034 91	印刷装置・同部分品・取付具・附属品（貨加工）	-
★3035 表示装置					
			3035 11	表示装置 ディスプレイ（電子計算機用）等	-
			3035 12	表示装置の部分品・取付具・附属品	-
			3035 91	表示装置・同部分品・取付具・附属品（貨加工）	-

中分類 30－情報通信機械器具

数量単位名が一となっている品目は、数量を記入する必要がありません。

製造品番号及び 賃加工品番号	製造品名及び賃加工品名	数量単位名	製造品番号及び 賃加工品番号	製造品名及び賃加工品名	数量単位名
★3039 その他の附属装置					
	注：電子部品は28の各々に分類される。				
3039 11 金融用端末装置	現金自動預け払い機（A T M）、キャッシュ ユディスペンサー（C D）等	—	金属くず	2211 68 鉄くず	t
3039 19 その他の端末装置	P O S 端末装置、タブレット型端末装置、 予約装置等	—		2399 31 非鉄金属くず	—
3039 29 その他の入出力装置	光学文字読取装置（O C R）、光学マーク 読取装置（OMR）等	—	くず・廃物	8066 00 製造工程からでたくず・廃物	—
3039 39 他に分類されない附属装置	データ作成装置、データ変換装置等	—			
3039 41 その他の附属装置の部分品・取付具・附 属品		—			
3039 91 その他の附属装置・同部分品・取付具・ 附属品（賃加工）		—			

中分類 31—輸送用機械器具

製造品番号及び

賃加工品番号

製造品名及び賃加工品名

数量単位名

製造品番号及び

賃加工品番号

製造品名及び賃加工品名

数量単位名

★3111 自動車（二輪自動車を含む）

注：サンドバギー車、ポケットバイク、ゴーカートは325319に、ゴルフカート（ゴルフカーを含む）は319919に分類される。

3111 11	軽・小型乗用車（気筒容量2000ml以下（シャシーを含む）	台
3111 12	普通乗用車（気筒容量2000mlを超えるもの）（シャシーを含む）	台
3111 13	バス	台
3111 14	トラック（けん引車を含む）ワゴン車（貨物車に限る）、ライトバン、ジープ等	台
3111 15	特別用途車 救急車、パトロールカー、靈きゅう車、塵芥収集車、宣伝車、無線車、ガソリンタンク車、コンクリートミキサー車、散水車、給水車、消防車、工作車、ダンプカー、雪上車、クレーン付トラック等	台
3111 16	バス・トラックシャシー	台
3111 17	二輪自動車（原動機付自転車、モータスクータを含む）（125ml以下のもの）	台
3111 18	二輪自動車（側車付、モータスクータを含む）（125mlを超えるもの）	台
3111 91	自動車（二輪自動車を含む）（賃加工）	—

★3112 自動車車体・附隨車

3112 11	乗用車ボデー	—
3112 12	バスボデー	—
3112 13	トラックボデー	—
3112 14	特別用途車ボデー	—
3112 15	トレーラ（トレーラシャシー、ボデーを含む）	—
3112 91	自動車車体・附隨車（賃加工）	—

★3113 自動車部分品・附属品

注1	ワイヤーハーネスは292221に分類される。
注2	自動車、航空機などの内燃機関電装品は、2922に分類される。
注3	ピストンリングは259511に分類される。
注4	プレスし放しの部品は245111、245211に分類される。
注5	蓄電池（バッテリー）は295111に、ナビゲーションシステムは301315に分類される。
注6	自動車用座席（シート）については、自動車用の座席としてすぐ取り付けられるものは311322、シートの縫製は、材質によって、合成皮革、ビニールレザーの場合は182511、布の場合は119919に分類される。
注7	自動車用ヘッドライトは2942に分類される。
注8	スピードメータ、タコメータ等の計器は273919に分類される。
注9	シートベルト、エアバック（インフレータを含む）、チャイルドシートは329913に分類される。
注10	試作品モデル、デザインモデルは329511に分類される。

3113 11	自動車用ガソリン機関（ガソリンエンジン）	台
3113 12	自動車用ディーゼル機関（ディーゼルエンジン）	台

3113 13	二輪自動車・モータスクータ用内燃機関	台
3113 14	自動車用内燃機関の部分品・取付具・附属品 ラジエータ、オイルストレーナ（自動車用） オイルフィルタ（自動車用）、ピストン、吸気弁、排気弁、燃料ポンプ、キャブレタ（化油器）、空気清浄器、燃料噴射装置等	—
3113 15	駆動・伝導・操縦装置部品 ディファレンシャルギヤ（自動車用）、トランスマッision、クラッチ装置、ステアリング装置、タイロッド、プロペラシャフト、ユニバーサルジョイント、車輪（ホイール）、ハンドル、自動変速装置等	—
3113 16	懸架・制動装置部品 ブレーキ、ショックアブソーバ、ブレーキ倍力装置、ブレーキシリンダ、ブレーキパイプ、ブレーキシュー等	—
3113 17	シャシー部品、車体部品 ドアヒンジ、ドアハンドル、ドアロック、燃料タンク、窓枠、窓ガラス開閉装置、排気管、消音器（マフラー）、ワイパー等	—
3113 18	カーエアコン	—
3113 21	カーヒーター	—
3113 22	座席（完成品に限る）	—
3113 29	その他の自動車部品（二輪自動車部品を含む） バックミラー、カーライター（自動車用）、ホイルキャップ等	—
3113 31	KDセット（乗用車、バス、トラック）	—
3113 32	KDセット（二輪自動車）	—
3113 91	自動車部分品・附属品（二輪自動車を含む）（賃加工）	—

★3121 鉄道車両

3121 11	機関車 電気機関車、内燃機関車、蒸気機関車、蓄電池機関車等	台
	注：産業用機関車は315919に分類される。	
3121 12	鉄道用電車（動力付）	台
3121 13	内燃動車 ディーゼルカー等	台
3121 14	鉄道用被けん引客車、電車	台
3121 15	鉄道用貨車 有がい車、無がい車、炭水車、タンク車、ホッパー車等	台
3121 19	その他の鉄道車両 排雪車、ケーブルカー、特殊車両、鉄道車両修理等	—
3121 91	鉄道車両（賃加工）	—

中分類 31—輸送用機械器具

数量単位名がーとなっている品目は、数量を記入する必要がありません。

製造品番号及び 賃加工品番号	製造品名及び賃加工品名	数量単位名
-------------------	-------------	-------

★3122 鉄道車両用部分品

3122 11 機関車の部分品・取付具・附属品	—
台わく、弁装置、動力逆転ギヤ、動輪、機関車用車輪、ブレーキ装置、ジャンパ連結器、ドア等	
3122 12 電車・客貨車の部分品・取付具・附属品	—
ブレーキ装置、ジャンパ連結器、ドア等	
3122 91 鉄道車両用部分品（賃加工）	—

★3131 船舶製造・修理

注1：改造修理を含む。数量単位名が隻／総tとなっているものは、隻、総tの両方を、隻、総tの順番で記入し、隻数は○で囲んでください。なお、数量単位名が隻だけになっているものについては、隻数を○で囲まないでください。
注2：船舶塗装（下請け）のみを行う場合、又は船舶用家具等取付工事等は建設業（その他の収入の740000建設業収入）となります。

3131 11 鋼製客船の新造(20総t以上の動力船)	隻／総t
3131 12 鋼製貨客船の新造(20総t以上の動力船)	隻／総t
3131 13 鋼製貨物船の新造(20総t以上の動力船)	隻／総t
3131 14 鋼製油そう船の新造(20総t以上の動力船)	隻／総t
3131 15 鋼製漁船の新造(20総t以上の動力船)	隻／総t
3131 16 特殊用途鋼製船舶の新造(20総t以上の動力船)	隻／総t
気象観測船、練習船、鉄道連絡船、監視船、救難船、消防船、ケーブル船、給水船、工作船、測量船等	

● 総トン（総t）：船の容積の2.83m³が1総トンです。

3131 17 軍艦の新造	隻
3131 18 鋼製無動力船の新造	隻
3131 21 鋼製動力船の新造（20総t未満）	隻
3131 22 鋼製船舶の船体	一
3131 23 鋼製国内船舶の改造・修理	隻
3131 24 鋼製外国船舶の改造・修理	隻
3131 25 軍艦の改造・修理	隻
3131 26 木造船舶の新造・改造・修理(20総t以上)	—
木造船舶、木造客船、木造貨物船、木造無動力船、木造船舶の船体、木造船舶の改造・修理（20総t以上）等	
3131 91 船舶新造・改造・修理（賃加工）	—

★3132 船体ブロック

3132 11 船体ブロック	—
3132 91 船体ブロック（賃加工）	—

★3133 舟艇製造・修理（注：改造、修理を含む）

3133 11 木製・金属製舟艇（鋼船を除く）の新造	隻
3133 12 プラスチック製舟艇の新造	隻
3133 13 舟艇の改造・修理	隻
3133 91 舟艇の新造・改造・修理（賃加工）	—

製造品番号及び 賃加工品番号	製造品名及び賃加工品名	数量単位名
-------------------	-------------	-------

★3134 船用機関

注1：船用機関の修理は890000修理料収入に分類される。
注2：ヒーティングコイルは292913に分類される。

3134 11 船用ディーゼル機関	台
3134 19 その他の船用機関	—
舶用焼玉機関、舶用蒸気機関、舶用電気点火機関、舶用ガスタービン、舶用蒸気タービン等	
3134 21 船用機関の部分品・取付具・附属品	—
過給機	
3134 91 船用機関・同部分品・取付具・附属品（賃加工）	—

★3141 航空機

注：航空機用原動機は314211に、ハンググライダーは325319に分類される。
--

3141 11 飛行機	台
3141 12 ヘリコプター	台
3141 19 その他の航空機	—
グライダー、飛行船、気球等	
3141 21 航空機の修理・オーバーホール	—
3141 91 航空機（賃加工）	—

★3142 航空機用原動機

3142 11 航空機用エンジン	台
3142 12 航空機用エンジンの修理・オーバーホール	—
3142 13 航空機用エンジンの部分品・取付具・附属品	—
3142 91 航空機用エンジン・同部分品・取付具・附属品（賃加工）	—

★3149 その他の航空機部分品・補助装置

3149 19 その他の航空機部分品・補助装置	—
プロペラ、回転翼、主翼、胴体、尾部、降着装置、パラシュート、操縦訓練用設備、バルブ等	
3149 91 その他の航空機部分品・補助装置（賃加工）	—

★3151 フォークリフトトラック・同部分品・附属品

3151 11 フォークリフトトラック	台
3151 12 フォークリフトトラックの部分品・取付具・附属品	—
3151 91 フォークリフトトラック・同部分品・取付具・附属品（賃加工）	—

中分類 31—輸送用機械器具

数量単位名がーとなっている品目は、数量を記入する必要がありません。

製造品番号及び 賃加工品番号	製造品名及び賃加工品名	数量単位名	製造品番号及び 賃加工品番号	製造品名及び賃加工品名	数量単位名
★3159 その他産業用運搬車両・同部分品・附属品					
3159 11 構内運搬車（けん引車を含む）	蓄電池運搬車、内燃機関運搬車、動力付運搬車等	台	3191 16 自転車の部分品・取付具・附属品	リム、スポーク、ハンドル、ギヤ、クラシック、フリーホイール、ハブ、ブレーキ、サドル、スタンド、ベル、荷台、どろよけ、ペダル、空気入れポンプ、バルブ等	—
3159 19 他に分類されない産業用運搬車両	産業用機関車、産業用貨車、ストラドルキヤリア、道路用スイーパー、構内用スイーパー、産業用トレーラ（農業用を含む）等	—	3191 91 自転車・同部分品（賃加工）	—	—
3159 21 その他の産業用運搬車両の部分品・取付具・附属品	—	—	★3199 他に分類されない輸送用機械器具		
3159 91 その他の産業用運搬車両・同部分品・取付具・附属品（賃加工）	—	—	3199 11 飛しよう体、同部分品・附属品	ロケット、人工衛星、宇宙船、気象観測用バルーン等	—
★3191 自転車・同部分品					
3191 11 軽快車、ミニサイクル、マウンテンバイク	台	3199 19 他に分類されない輸送用機械器具、同部分品・取付具・附属品	荷車、リヤカー、人力車、手押車、台車、ショッピングカー、荷牛馬車、そり、キャスター、ハンドパレットトラック、ゴルフカート、ゴルフカー、ハンドトラック、車いす（電動式）、電動カート等	—	—
3191 12 子供車（車輪の径の呼び12～24インチのもの）	台	3199 91 他に分類されない輸送用機械器具・同部分品・取付具・附属品（賃加工）	—	—	—
3191 13 特殊車（スポーツ、実用車を含む）	台	金屬くず			—
一輪車、分解車、タンデム車、競技車、電動アシスト自転車等	台	2211 68 鉄くず	t	—	—
3191 14 車いす（手動式）	台	2399 31 非鉄金属くず	—	—	—
注：車いす（電動式）は319919に分類される。			くず・廃物		
3191 15 自転車用フレーム（完成品に限る）	台	8166 00 製造工程からでたくず・廃物	—	—	—
◎「製造品出荷額等」の船舶数量の記入について					

記入例

12 製造品の出荷額、在庫額等																	
ア 品目別製造品出荷額（年間）（酒税、たばこ税、揮発油税及び地方揮発油税を含む）																	
	番号					製造品名	数量 単位名	数量	金額								
	3	1	3	1	1				兆	千億	百億	十億	億	千万	百万	十万	万円
	3	1	3	1	1	6	特殊用途鋼製船舶の新造	隻／総t	②	1	6	0	8	9	5	5	
	3	1	3	1	2	3	鋼製国内船舶の改造修理	隻	4					7	5	3	6

注1：船舶艤装品については、特に分類項目を設けず、個々の製品別に、以下に示す例のように記入してください。

船舶艤装品と記入するのは誤りなので特に注意してください。

- (例) マスト（木製）-129919
- 家具-131119、131219
- 鎖（鍛造のもの）-235411
- いかり（鍛造のもの）-225411
- いかり（鋳造のもの）-225311、225312
- 配管工事用品-243111～243113
- 暖房装置-243229
- ワイヤロープ（鋼索）-247913
- ポンプ-252111～252121

デリック-253319

操舵機-253119

消火器-259111

照明器具-294211、294221

船舶用通信装置-301313

無線距離方位測定装置-301315

信号装置-301919

ジャイロ計器、磁気コンパス-273711

●総トン（総t）：
船の容積の2.83m³が
1総トンです。

注2：船舶、鉄道車両の改造・修理及び航空機又は航空機エンジンの修理・オーバーホールを行っている事業所で、それらの完成品の製造設備・能力がある場合は、各々の該当する製造品番号に分類してください。製造設備・能力がない場合は、その他収入額に「890000 修理料収入」として記入してください。

改 造 ・ 修 理 の 内 容		自 己 所 有 の 原 材 料 による改造修理	他 か ら 原 材 料 の 支 給 を 受 け て 改 造 ・ 修 理
※鉄道車両の改造・修理		312119	312191
船舶の改造・修理	鋼 船	313123	
		313124	313191
	軍 艦	313125	
木造船舶		313126	313191
舟 艇		313313	313391
航空機の修理・オーバーホール		314121	314191
航空機用エンジンの修理・オーバーホール		314212	314291

※自家用の鉄道車両の
改 造 ・ 修 理 は 製 造 業
に 分 類 さ れ ま せ ん。

中分類 32—その他の製品

製造品番号及び 賃加工品番号	製造品名及び賃加工品名	数量単位名	製造品番号及び 賃加工品番号	製造品名及び賃加工品名	数量単位名
★3211 貴金属・宝石製装身具（ジュエリー）製品			3221 11	身辺細貨品（すず・アンチモン製品を含む）	-
	注1：完成品のみ。部品、附属品、中間製品は細分類3212の各製品に分類される。			人造真珠身辺細貨品、首飾り、腕輪、指輪、イヤリング、ブローチ、ロケット、カフスボタン、コンパクト、バッジ、バックル、メダル、くし、時計バンド（なめし革製は209919に分類される）、手鏡（枠付きのもの）、化粧用品、たばこセット等	
	注2：すず・アンチモン製品は細分類3221の各製品に分類される。		3221 12	装飾品、置物類（すず・アンチモン製品を含む）	-
	注3：貴金属製時計側は細分類3231の各製品に分類される。			食卓用品、賞杯、象眼品、インキスタンド、机上用品、宗教用品等	
3211 11	貴金属製装身具（宝石、象牙、亀甲を含む）	-		注：陶磁器製置物は214311に分類される。	
	首飾り、腕輪、指輪、イヤリング、ブローチ、カフスボタン、タイピン等		3221 13	宝石箱、小物箱（すず・アンチモン製品を含む）	-
3211 12	天然・養殖真珠装身具（購入真珠によるもの）	-		時計ケース（内装又は外装を施してあるもの）、眼鏡ケース等	
	首飾り、腕輪、指輪、イヤリング、ブローチ、カフスボタン、タイピン等		3221 14	装身具・装飾品（貴金属・宝石製を除く）の部分品・附属品	-
	注1：人造真珠は219922に分類される。		3221 91	装身具・装飾品（賃加工）	-
	注2：人造真珠製の身辺細貨品は322111に分類される。				
3211 91	貴金属・宝石製装身具（賃加工）	-			
★3212 貴金属・宝石製装身具（ジュエリー）附属品・同材料加工			★3222 造花・装飾用羽毛		
3212 11	貴金属・宝石製装身具附属品、同材料加工品、同細工品	-		注：材料のいかんを問わない。ドライフラワーは329919に分類される。	
	座金、針金、管、宝石の切断・研磨取付け、真珠連、真珠のせん孔品等		3222 11	造花、装飾用羽毛	-
3212 91	貴金属・宝石製装身具附属品・同材料加工品・同細工品（賃加工）	-		羽根、羽毛等	
			3222 91	造花・装飾用羽毛（賃加工）	-
★3219 その他の貴金属製品			★3223 ボタン		
3219 11	その他の貴金属・宝石製品（装身具・装飾品を除く）	-	3223 11	プラスチック製ボタン	-
	たばこケース、コンパクト、ナイフ、フォーク、スプーン、化粧用品、宗教用具、賞杯、象眼品、インキスタンド、花瓶、皿、洋食器等		3223 19	その他のボタン（ボタン型を含む）	-
3219 19	その他の貴金属・宝石製品（装身具・装飾品を除く）の附属品、同材料加工品、同細工品	-		貝製ボタン、金属製ボタン等	
3219 91	その他の貴金属・宝石製品（装身具・装飾品を除く）・同附属品・同材料加工品・同細工品（賃加工）	-	3223 91	ボタン（賃加工）	-
★3221 装身具・装飾品（貴金属・宝石製を除く）			★3224 針・ピン・ホック・スナップ・同関連品		
	注：貴金属・宝石製は細分類3211～3219の各製品に、陶磁器製は214311に、ガラス製は211919に、七宝製は219921に、人造宝石は219922に分類される。			注1：工業用ファスナーの金属製のものは248119に、プラスチック製のものは183319に分類される。	
				注2：メリヤス針は263412に、医療用針は274111に分類される。	
				注3：つり針は325317に分類される。	
			3224 11	縫針、ミシン針	万本
			3224 12	スライドファスナー	-
			3224 13	スナップ、ホック	-
			3224 19	その他の針、同関連品	-
				ヘアピン、ステープラ用針、虫ピン、編針、クリップ、止め金、画びょう、はとめ、マジックテープ、安全ピン等	
			3224 91	針・ピン・ホック・スナップ・同関連品（賃加工）	-

中分類 32—その他の製品

数量単位名がーとなっている品目は、数量を記入する必要がありません。

製造品番号及び 賃加工品番号	製造品名及び賃加工品名	数量単位名
★3229 その他の装身具・装飾品		
3229 11 かつら、かもじ（人形の髪を含む） かつら、かもじ、ウィッグ等	—	
3229 19 他に分類されない装身具・装飾品	—	
3229 91 その他の装身具・装飾品（賃加工）	—	
★3231 時計・同部分品		
注：デジタル時計は323111～323119の各々に 分類される。		
3231 11 ウオッチ（ムーブメントを含む） 腕時計、電池時計、懐中時計等	個	
3231 12 クロック（ムーブメントを含む） 機械時計、置時計、目覚時計、掛時計、計 器盤時計（自動車、航空機用）、設備時計、 自動車用時計等	—	
3231 19 その他の時計 ストップウォッチ、タイマー時計等	—	
注：家庭用タイムスイッチは293219に分類される。		
3231 21 時計の部分品 半組立品、文字盤、ぜんまい、針、ばね棒、 振り玉、歯車、ねじ等	—	
注：時計用ガラスは211919、プラスチック製は 189719に分類される。		
3231 31 携帯時計側	—	
3231 39 その他の時計側	—	
3231 91 時計・同部分品（賃加工）	—	
★3241 ピアノ		
3241 11 ピアノ	台	
注1：ミュージックワイヤの両端をフレームに、 ピン及びチューニングピンでとめてあるも のをいう。これ以外のものは、木製がん具 に分類される。		
注2：電気ピアノ、電気オルガンは324919に分類 される。		
★3249 その他の楽器・楽器部品・同材料		
3249 11 電子楽器 電子オルガン、キーボードシンセサイザ、 電子キーボード、電子ピアノ等	—	
3249 12 ギター（電気ギターを含む）	本	
3249 19 その他の洋楽器、和楽器 ハーモニカ、アコーディオン、管楽器、弦 楽器、打楽器、三味線、琴、尺八、鼓、和 太鼓、オルゴール、電気ピアノ、笛等	—	
3249 21 楽器の部分品・取付具・附属品 木管リード、パイプ、ギターマイク、こま、 弦、オルゴールのムーブメント、シンセサ イザ、ピアノフレーム等	—	
3249 91 その他の楽器・楽器部品・同材料 (賃加工)	—	

製造品番号及び 賃加工品番号	製造品名及び賃加工品名	数量単位名
★3251 娯楽用具・がん具（人形を除く）		
注1：エンジン、モーター、ぜんまい等を内蔵し たものは325113金属製がん具に分類される。 人形は細分類3252の各々の製品に、児童 乗物は325116に分類される。		
注2：ゲームセンター等で業務用に用いられるテ レビゲーム機は272212に、パチンコ台等は 272211に分類される。		
3251 11 かるた、すごろく、トランプ、花札、囲碁、 将棋、チェス、麻雀ばい、ゲーム盤等	—	
3251 12 電子応用がん具 テレビゲーム、ゲームウォッチ、ゲーム電 卓、ラジコンカー、電子楽器がん具等	—	
3251 13 金属製がん具 刀（がん具）、ミニチュアカー、メリーゴ ーランド、トランシーバ（がん具）等	—	
3251 14 プラスチックモデルキット	—	
3251 15 空気入りビニルがん具	—	
3251 16 児童乗物（部分品、附属品を含む） 歩行補助機、ベビーカー、三輪車、自動車、 スクータ、自転車（車輪の径の呼び12イン チ未満のもの）等	—	
3251 19 その他のプラスチック製がん具 プラスチック製積木・自動車・飛行機・虫 めがね・虫かご、ビニル製たこ等	—	
3251 29 その他の娯楽用具・がん具 縫いぐるみ動物、木製がん具（竹製がん具、 羽子板、こま、積木を含む）、陶磁器製が ん具、クリスマス用品、仮装用品、鯉のぼ り、紙製がん具、紙たこ、風船、折紙、塗 り絵、クラッカ一等	—	
注：クリスマス用等の飾り電球は294112に、花 火は329111に分類される。		
3251 31 娯楽用具・がん具の部分品・附属品 テレビゲーム用コントローラ等	—	
注：がん具用のばね・ぜんまいは249214に、電子 応用がん具用のカセットは329613に分類され る。		
3251 91 娯楽用具・がん具（賃加工）	—	
★3252 人形		
3252 11 日本人形、西洋人形、縫いぐるみ人形 京人形、博多人形、こけし人形等	—	
注：縫いぐるみ動物は325129に分類される。		
3252 12 節句人形、ひな人形	—	
3252 19 その他の人形	—	
3252 21 人形の部分品・附属品 人形ドレス、人形衣服、ひな壇、ひな道 具等	—	
注：人形の髪は322911に分類される。		
3252 91 人形（賃加工）	—	

中分類 32—その他の製品

数量単位名がーとなっている品目は、数量を記入する必要がありません。

製造品番号及び 賃加工品番号	製造品名及び賃加工品名	数量単位名
★3253 運動用具		
注1：帽子、ユニホーム、靴、ベルト等は各々の産業に分類される。		
注2：ネット地は115311に分類される。		
注3：ヘルメットは329913に分類される。		
3253 11	野球・ソフトボール用具 野球ボール、ソフトボール、グローブ、ミット、バット、ベース、防具類等	—
3253 12	バスケットボール・バレー・ラグビー・サッカー等用具 ボール、チューブ、防具類等	—
3253 13	テニス・卓球・バドミントン用具 テニスボール、ラケット、卓球台、シャトルコック等	—
3253 14	ゴルフ・ホッケー用具 ゴルフボール、クラブ、ティー、ホッケー用スティック、パック、防具類等	—
3253 15	スキー・水上スキー・スケート用具 スキー、ストック、ローラースケート、スケートボード、綿具等	—
3253 16	トラック・フィールド用具、体操用具 円盤、砲丸、やり、ハンマー、ポール、バー、ハンドル、バトン、とび箱、踏切板、平行棒、鉄棒、つり輪、あん馬等	—
3253 17	釣道具、同附属品 釣ざお、釣糸、釣針、うき、びく、リール（電動リールを含む）等	—
3253 19	注：漆塗りの釣りざおは327119に分類される。 その他の運動用具 ビリヤード台、ぶらんこ、すべり台、空気銃、獵銃、剣道用具、ボクシング用具、フェンシング用具、ボウリング用具、ゴーカート、ハンググライダー、サンドバギー車、ゲートボール用具、弓矢等	—
3253 21	運動用具の部分品・附属品	—
3253 91	運動用具（賃加工）	—
★3261 万年筆・ペン類・鉛筆		
3261 11	万年筆	千本
3261 12	シャープペンシル	千本
3261 13	万年筆・シャープペンシル部分品、ペン先、ペン軸 万年筆用ペン先、スペインキ（カートリッジ式、充てんずみのもの）、シャープペンシル軸、鉄筆、ガラスペン等	—
3261 14	ボールペン	—
3261 15	マーキングペン 蛍光ペン、サインペン、フェルトペン等	—
3261 16	ボールペン・マーキングペン部分品	—
3261 17	鉛筆 黒芯鉛筆、色芯鉛筆等	グロス
3261 18	鉛筆軸、鉛筆芯（シャープペンシルの芯を含む）	—
3261 91	万年筆・ペン類・鉛筆（賃加工）	—

製造品番号及び 賃加工品番号	製造品名及び賃加工品名	数量単位名
★3262 毛筆・絵画用品（鉛筆を除く）		
注：定規のうち、目盛りのあるものは中分類27に分類される。		
3262 11 水彩絵具 3262 19 毛筆、その他の絵画用品 クレヨン、パステル、毛筆、画筆、油絵具、絵画用木炭、パレット、ナイフ、スケッチボックス、キャンバス、画架、画板、画布、美術用ワックス、ポスターカラー、絵絹、定着液等		
3262 91 毛筆・絵画用品（賃加工）		
★3269 その他の事務用品		
3269 11	印章、印肉、スタンプ、スタンプ台 焼印、ゴム印、朱肉、ナンバリング等	—
3269 12	図案・製図用具 定規、コンパス、製図板、T定規、三角定規等	—
注：定規のうち、目盛りのあるものは中分類27に分類される。		
3269 13	事務用のり、工業用のり 注：合成のりは169919に、ゴムのりは193319に分類される。	—
3269 19	他に分類されない事務用品 計算尺、そろばん、謄写版、ステープラ（ホッチキス）、筆箱、すずり箱、印箱、プラスチック製文房具、穴あけ機、鉛筆削器、墨汁、千枚通し、黒板ふき等	—
注1：プラスチック製消しゴムは189719に、ゴム製は199919に分類される。		
注2：そろばん玉は326921に分類される。		
注3：電動鉛筆削器は293919に、電動穴あけ機は271919に分類される。		
注4：ガムテープ、インクリボンはベースの材質により分類される。		
注5：インク及び修正液は169919に分類される。		
注6：クリップ、ステープラ（ホッチキス）の針は322419に分類される。		
3269 21	その他の事務用品の部分品・附属品	—
3269 91	その他の事務用品（賃加工）	—
★3271 漆器		
注：カシュー塗りを含む。生地の材質を問わない。		
3271 11	漆器製家具 テーブル、机、鏡台、仏壇、什器等	—
3271 12	漆器製台所・食卓用品 はし、ぜん、盆、重箱、菓子容器等	—
3271 19	その他の漆器製品 小物箱、化粧箱、美術品、装飾品、仏具、金属漆器、漆工芸品、漆器製宗教用具等	—
3271 91	漆器（賃加工）	—

中分類 32—その他の製品

数量単位名がーとなっている品目は、数量を記入する必要がありません。

製造品番号及び 賃加工品番号	製造品名及び賃加工品名	数量単位名
★3281 麦わら・パナマ類帽子・わら工品		
3281 11	麦わら・パナマ類帽子、帽体(紙いと帽子、絹木帽子を含む) さなだ帽子、麦わら帽子等	—
3281 19	その他のわら工品 わら縄、かます、俵、養蚕用品、わら細工品等	—
3281 91	麦わら・パナマ類帽子・わら工品(賃加工)	—
★3282 畳		
3282 11	畳、畳床	畳
	注:プラスチック製畳床は中分類18の製造品に分類される。	
3282 12	畳表 い草畳表、合成繊維製畳表、プラスチック製畳表等	畳
3282 13	花むしろ、ござ	—
3282 91	畳・むしろ類(賃加工)	—
★3283 うちわ・扇子・ちょうちん		
	注:材料のいかんを問わない。	
3283 11	うちわ、扇子(骨を含む) 羽根扇子、うちわ等	—
3283 12	ちょうちん(骨を含む)	—
3283 91	うちわ・扇子・ちょうちん(賃加工)	—
★3284 ほうき・ブラシ		
3284 11	歯ブラシ	—
	注:電動歯ブラシは293319に分類される。	
3284 19	その他のブラシ 化粧用ブラシ、靴ブラシ、ワイヤーブラシ、たわし、はけ、ペンキ用ローラ等	—
3284 21	清掃用品 竹ぼうき、畳ぼうき、くまで、はたき、針金ぼうき、草ぼうき、さらさら、モップ等	—
	注:布製ぞうきん及びモップの布の部分は119919に分類される。紙製ぞうきんは149939に分類される。	
3284 91	ほうき・ブラシ(賃加工)	—
★3285 喫煙用具(貴金属・宝石製を除く)		
	注:完成品のみ。ライター及び喫煙用具の部品は材質により分類される。	
3285 11	喫煙用具 たばこ用ライター、たばこ用ケース、たばこ用フィルター(カートリッジ式のもの)、喫煙パイプ、きせる等	—
	注1:自動車用ライターは311329に分類される。 注2:灰皿は材質により各々の産業に分類される。フィルタープラグは329919に分類される。	
3285 91	喫煙用具(賃加工)	—

製造品番号及び 賃加工品番号	製造品名及び賃加工品名	数量単位名
★3289 その他の生活雑貨製品		
3289 11	洋傘(パラソル、男女児兼用を含む)	本
3289 19	その他の傘、傘部分品 和傘、和傘部分品、洋傘骨、洋傘部分品等	—
3289 21	マッチ(軸木、箱を含む)	—
3289 22	魔法瓶、魔法瓶ケース(ジャー、ジャー ケースを含む) 注:ガラス製中瓶は211911に、電子炊飯ジャーは293111に分類される。	—
3289 29	他に分類されない生活雑貨製品	—
3289 91	その他の生活雑貨製品(賃加工)	—
★3291 煙火		
3291 11	煙火(がん具用を含む) 花火、信号用煙火、がん具用煙火、せん光 弾、鉄道信号用煙火、観賞用煙火、爆竹等	—
3291 91	煙火(賃加工)	—
★3292 看板・標識機		
	注:ほうろう製看板・標識は219919に分類される。	
3292 11	看板、標識機、展示装置(電気的、機械的でないもの) 道路標識、広告塔、アドバルーン等	—
3292 12	看板、標識機、展示装置(電気的、機械的なもの) 電光表示器、ネオンサイン等	—
3292 91	看板・標識機(賃加工)	—
★3293 パレット		
	注:材料のいかんを問わない。	
3293 11	パレット 木製パレット、金属製パレット、プラスチック製パレット等	—
	注:絵画用パレットは326219に分類される。	
3293 91	パレット(賃加工)	—
★3294 モデル・模型		
3294 11	マネキン人形、人台	—
3294 19	その他のモデル、模型 地球儀、果物模型、食品模型、人体模型等	—
3294 91	モデル・模型(賃加工)	—
★3295 工業用模型		
3295 11	工業用模型(木型を含む) 鋳造模型、デザインモデル、試作品モデル等	—
3295 91	工業用模型(木型を含む)(賃加工)	—

中分類 32—その他の製品

数量単位名がーとなっている品目は、数量を記入する必要がありません。

製造品番号及び 賃加工品番号	製造品名及び賃加工品名	数量単位名
★3296 情報記録物（新聞、書籍等の印刷物を除く）		
	注：録音・録画される前の生のテープは283213に、同ディスクは283212に分類される。	
3296 11 音響用情報記録物	オーディオディスクレコード、オーディオテープレコード等	—
3296 12 映像用情報記録物	ビデオディスクレコード、ビデオテープレコード等	—
3296 13 ゲーム用の記録物	電子応用がん具用カセット等	—
3296 19 その他の情報記録物	プリペイドカード（テレホンカード等）、コンピュータソフトフロッピーディスク、辞書フロッピーディスク、電子手帳用情報カード等	—
3296 91 情報記録物（新聞、書籍等の印刷物を除く）（賃加工）		—
★3297 眼鏡（枠を含む）		
3297 11 眼鏡	サングラス、老眼鏡等	—
3297 12 眼鏡枠		—
3297 13 眼鏡レンズ（コンタクトレンズを含む）		—
3297 14 眼鏡の部分品	テンプル、ブリッジ、眼鏡枠の部品（プラスチック）等	—
3297 91 眼鏡（賃加工）		—
★3299 他に分類されないその他の製品		
3299 11 繊維壁材（化粧用吹付材を含む）		—
3299 12 線香類		k g
	注：蚊とり線香は165211に分類される。	
3299 13 人体安全保護具、救命器具	呼吸保護具、顔面保護具、安全衣、安全ベルト、救命胴衣、救命浮環、救命用ゴムボート、救命索発射機、救命シュート、消防用救命器具、保安帽、ゴーグル、シートベルト、ヘルメット等	—
	注1：保安帽帽体の金属製は249919に、同プラスチック製は184419に分類される。	
	注2：ゴム製のウェットスーツは199919に分類される。	

製造品番号及び 賃加工品番号	製造品名及び賃加工品名	数量単位名
3299 14 ユニット住宅		
	注1：プレハブ住宅は構造材の材質により分類される。 木質系→122413 鉄骨系→244411 コンクリート系→212322	
	注2：ツー・バイ・フォー住宅は122411に分類される。	
3299 15 ルームユニット	バスユニット、トイレユニット、複合ユニット等	—
	注：システムキッチンは131112（木製）、131214（金属製）に分類される。	
3299 19 他に分類されないその他の製品	ランプかさ（ガラス製、金属製を除く）、葬儀用品、オガライト、フィルタープラグ、処理馬毛、処理豚毛、天然テグス、魚りんはく、パールエッセンス、くつ中敷（革製を除く）、つえ、たどん、懐炉灰、貝細工品、リノリウム、鳥獣魚類のはく製、押絵、幻灯スライド、懐炉、真珠核（貝殻製）、靴ふきマット、種子帶、教材用紙粘土、プラスチック粘土、ドライフラワー等	—
3299 91 他に分類されないその他の製品（賃加工）		—

金 属 く ず

- 2211 68 鉄くず
2399 31 非鉄金属くず

く ず ・ 廃 物

- 8266 00 製造工程からでたくず・廃物

その他収入分類表(1／2)

★利子、配当、知的財産収入、財産売却収入などについては、記入しないでください。

★収入について、同一企業間などの受渡などで事業所の収入とならない場合についても、市価に換算して記入ください。

その他収入番号	その他収入の種類名	例 示
710000	農業、林業収入	<p>耕種農業(しいたけ、きのこ、もやしの生産を含む)、畜産農業、農業サービス、園芸サービス(築庭・花壇の手入れなど)、素材生産、木炭製造(購入した原料からの製造も含む)、育林、林業サービス、狩猟</p> <ul style="list-style-type: none"> ★ 購入した農作物を加工したものは、製造品出荷額とします。 ★ 自家栽培した農作物を、敷地内にある製造作業用の作業場で専従の常用労働者が加工したものは製造品出荷額とします。 ★ 加工の内容が、包装、洗浄、カット等の販売に伴う軽度なものである場合は製造品出荷額とはしません(購入した農作物の場合→転売収入、自家栽培した農作物の場合→農業、林業収入)。 ★ 農家と請負契約によって脱穀をした收入はここに入りますが、農家の家庭消費用として精米した收入は生活関連サービス業、娯楽業収入とします。 ★ 商業者、ホテル、レストランなどから委託を受けて、精穀、製粉など穀類の貯蔵を行った場合は製造品出荷額に記入してください。
720000	漁業収入	<p>漁業、水産養殖</p> <ul style="list-style-type: none"> ★ 購入した水産物を加工したものは、製造品出荷額とします。 ★ 自家採取した水産物を、敷地内にある製造作業用の作業場で専従の常用労働者が加工したものは製造品出荷額とします。 ★ 加工の内容が、包装、洗浄、前処理等の販売に伴う軽度なものである場合は製造品出荷額とはしません(購入した水産物の場合→転売収入、自家採取した水産物の場合→漁業収入)。
730000	鉱業、採石業、砂利採取業収入	<p>金属鉱業、石炭・亜炭鉱業、原油・天然ガス鉱業、採石、砂・砂利・玉石採取、窯業原料用鉱物鉱業、その他の鉱業</p> <ul style="list-style-type: none"> ★ 採石現場での破碎・粉碎などの製造は鉱業収入としますが、現場から移動した場所での破碎・粉碎などは製造品出荷額とします。 ただし、採取した鉱物に包装、選別、洗浄等の販売に伴う軽度な加工のみを行う場合は鉱業、採石業、砂利採取業収入とします。 ★ 碑石、墓石の彫刻や仕上げを行い小売する場合は、転売収入(卸・小売)とします。
740000	建設業収入	<p>一般土木建築、土木工事、舗装工事、建築工事、造園工事、建築リフォーム工事、大工工事、塗装工事、内装工事、電気工事、管工事、機械器具設置工事など</p> <ul style="list-style-type: none"> ★ 自ら製造したものを用いて自ら建設・建築(工事・据付)及び保守・点検を行う場合、製造品については製造品出荷額に、建設・建築(工事・据付)の代金は建設業収入に、保守・点検の代金はサービス業収入に、それぞれ分離して記入してください。 ★ 家庭消費者向けのものは製造代金を含めてすべて建設業収入とします。 ただし、個人の注文を受けて金属製及び木製建具を製作しこれを取付けることによる収入は、転売収入(卸・小売)とします。
750000	販売電力収入	<p>電力供給</p> <ul style="list-style-type: none"> ★ 販売した電力の収入で、自家用発電の余剰電力を販売したものを含みます。
760000	ガス・熱供給・水道業収入	導管によるガス供給、導管による熱供給、水道管及びその他の設備による水道供給など
770000	情報通信業収入	<p>ソフトウェア作成、情報処理サービス、情報提供サービス、市場調査、インターネット附随サービス、映像・音声・文字情報作成、出版、広告作成など</p> <ul style="list-style-type: none"> ★ ソフトウェアを格納したものを製造出荷した場合は製造品出荷額とします。
780000	冷蔵保管料収入	<p>冷蔵倉庫</p> <ul style="list-style-type: none"> ★ 他の事業所のものを冷蔵保管している場合の保管料 (常温保管は運輸業、郵便業収入とします)。
790000	運輸業、郵便業収入 (冷蔵保管料収入を除く)	貨物運送、倉庫(冷蔵倉庫を除く)、こん包など
800000	転売収入 (仕入商品販売収入)	<p>卸売・小売(製造小売を除く)</p> <ul style="list-style-type: none"> ★ 自ら製造せず、仕入れて又は受け入れてそのまま販売した商品の収入。 ★ 検査、選別、洗浄、包装、小分け、充てんなどの販売に伴う軽度な加工のみを行うものの収入も含みます。 ★ 仕入と販売については、お金のやりとりを伴わない受入、受渡を含むこととし、その場合、市価に換算して計上します(例えば同一企業間の受入、受渡)。 ★ 他の事業所(同一企業、海外子会社などを含む)から仕入れて出荷したものは転売収入とします(製造品出荷額としないでください)。 ★ 売店や自動販売機等については、主として事業所内(従業者(下請等を含む))向けの販売は含めないものとしますが、主として事業所外向けの販売は含めます。 ★ 主として事業所外向けの販売の自動販売機について、事業所で管理しているものは転売収入に、別会社の管理下にあるものは、手数料をサービス業収入とします。 ★ 不動産取引については、転売収入とせず不動産業収入とします。 ★ 製造事業所における委託生産品(他の企業の事業所に原材料を支給して製造させた商品)の卸売は、当該商品に係る製造行為を当該事業所で行わない場合であっても、製造品出荷額とします。 ★ 転売収入の価格については、事業所売渡価格とします(送料は含めない)。 (注)転売収入がある場合は、それに対応する商品の仕入額を「転売した商品の仕入額」に記入します。

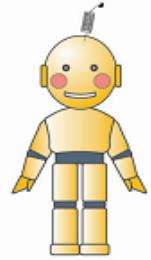
その他収入分類表(2/2)

★利子、配当、知的財産収入、財産売却収入などについては、記入しないでください。

★収入について、同一企業間などの受渡などで事業所の収入とならない場合についても、市価に換算して記入ください。

その他収入番号	その他収入の種類名	例 示
810000	製造小売収入	製造小売 ★ 自ら製造した商品をその場所で消費者へ販売したものの収入で、インターネットや電話などを通じて店舗によらず販売した製造品は製造品出荷額にします。 ★ 自らの車などを用いて消費者へ販売する場合も含みます。 ★ 消費者からの注文に応じて調理し、持ち帰り又は配達を行う場合は宿泊業、飲食サービス業収入に記入してください。
820000	金融・保険業収入	貸金業、証券業、商品先物取引業、保険媒介代理など ★ 利子、配当、株の売買、先物取引、為替取引などによる収入は入りません。 ★ 金融・保険業収入としては、顧客から預かった保険料等の代金ではなく、それに伴う手数料収入等としてください。
830000	不動産業、物品賃貸業収入	建物売買、土地売買、不動産代理・仲介、不動産賃貸、駐車場、不動産管理、物品賃貸 ★ 事業所の所有する土地、建物の売却は入りません。 ★ 主として従業者(下請等を含む)から得る収入(駐車場代、建物使用料など)は入りませんが、それ以外から得る収入は不動産業収入とします。 ★ 主として従業者(下請等を含む)向けの売店などのテナントから得る収入は入りませんが、それ以外向けから得る収入は不動産業収入とします。 ★ 分譲するために自ら建物を建設し、販売した収入は建設業収入とします。
840000	学術研究、専門・技術サービス業収入	試験研究、商品検査、測量、計量証明、経営コンサルタント、広告収入、デザイン、機械設計、建築設計、プラントエンジニアリング、プラントメンテナンスなど ★ 製造品と一体化している保守・点検の代金についても、製造品と分離して学術研究、専門・技術サービス業収入に記入してください。
850000	宿泊業、飲食サービス業収入	飲食店、旅館、ホテル、下宿、持ち帰り飲食サービスなど ★ 主として従業者(下請等を含む)向けの食堂などの収入は入りませんが、主としてそれ以外向けは宿泊業、飲食サービス業収入とします。 ★ 客の注文に応じて調理し、その場での飲食、持ち帰り又は配達により飲食料品を提供する場合、宿泊業、飲食サービス業収入に記入してください。
860000	生活関連サービス業、娯楽業収入	洗濯、理容、美容、洗張・染物、衣服裁縫修理、食品加工、旅行代理、家事サービス、興業団、スポーツ施設、公園・遊技場 ★ 主として従業者(下請等を含む)向けのものの収入は入りませんが、主としてそれ以外向けのものは生活関連サービス業、娯楽業収入とします。 ★ 個人の注文によって織物などの染色をした収入はここに入りますが、業者からの委託を受けて染色を行った場合は製造品出荷額に記入してください。 ★ 個人持ちの材料で衣服の縫製・修理をした収入はここに入りますが、購入した材料又は業者から材料を支給されて縫製した場合は製造品出荷額に記入し、客の注文により店持ちの材料で縫製した場合は転売収入(卸・小売)に記入してください。 ★ 家庭消費として原料個人持ちの粉及び穀類などを貯蔵した収入はここに入りますが、商業者、ホテル、レストランなどから委託を受けて、精穀、製粉など穀類の貯蔵を行った場合は製造品出荷額に記入してください。
870000	教育、学習支援業収入	学校、博物館、職業・教育支援施設、教養・技能教授など ★ 主として従業者(下請等を含む)向けのものの収入は入りませんが、主としてそれ以外向けのものは教育、学習支援業収入とします。
880000	医療、福祉収入	病院、診療所、保育所、歯科技工など ★ 主として従業者(下請等を含む)向けの診療所、保育所などの収入は入りませんが、主としてそれ以外向けは医療、福祉収入とします。 ★ 歯科技工が業として特定人に対する歯科医療用の充てん物又は矯正装置の作成・修理・加工による収入はここに入りますが、歯科医の指示によらないで歯科材料を製造した場合は製造品出荷額に記入してください。
890000	修理料収入	自動車整備、機械修理、表具、家具修理など ★ 製造品(新品)の生産工程の一部として他事業所から原材料を支給されて、加工を行うものは、加工賃収入額とします。
900000	サービス業収入 (上記以外のもの)	清掃、廃棄物処理、鉄くず破碎請負、船舶解体請負、液化ガス充てん、LPG充てん、郵便切手類販売、印紙うりさばき、ビルメンテナンス、産業用施設洗浄など ★ 特許権や営業権などの知的財産収入は入りません。 ★ 廃棄物処理を行っており、それを加工処理して有価物を出荷している場合、有価物については製造品出荷額に、廃棄物処理のために受け取った収入は、サービス業収入としてください。

「商品分類表」の検索方法について



●工業統計調査「商品分類表」は経済産業省HPにPDF形式ファイルで掲載されています。

PDFの検索機能を利用して、商品の名称から6桁コードを検索することができます。

●文中の図表は平成28年4月時点のものですので実際のHPとは若干異なる場合がございます。

①経済産業省ホームページ（以下、HPと略す）を表示します → <http://www.meti.go.jp/>
(YahooやGoogle等の検索サイトで「経済産業省」と入力することで検索も可能です)

②経済産業省のHPが表示されるので、上部に表示されるバーの「統計」をクリックします

④画面右側の「統計」をクリックします

⑤「統計」のトップページが表示されます

⑥「工業統計調査」をクリックします

⑦「工業統計調査」のトップページが表示されます

⑧下へスクロールします

⑨「分類関係資料」をクリックします

⑩(2)に「商品分類表」の一覧が表示されますので、ご覧になりたい商品分類表を選択してください

⑪「商品分類表」のPDF形式ファイルが表示されます

⑫ここをクリックすると左脇にツールバーが表示されます（最初からツールバーが表示されていたら次へ）

、調査票乙の「9 製造品出荷額等」の
ださい。
いては、商品分類を改正しております。
改正の仕切せりを参照してください。

⑬双眼鏡のマーク をクリック

下記の「ナビ」用についた方頭の一観について、商品分類を改定しております。
改定内容につきましては、別紙「商品分類表改正のお知らせ」を参照してください。

**⑭右側に検索パネルが開いたら、検索したい語句を入力します
(この例では「自動車」を検索)**

⑮「検索」をクリック

⑯検索結果が表示されます

最初の項目のページにジャンプしています

ここに「自動車」の文字があります
(反転表示)

瞬時にページが変わります

表示倍率を変えると見やすくなります

「閉じる」をクリックすると、検索パネルを閉じます

違う語句の検索は「新規検索」をクリック

お探しの商品名は見つかりました
でしょうか？お疲れ様でした。
今後とも工業統計調査にご理解を
賜りますよう、よろしくお願いい
たします。

メモ欄







リサイクル適性(A)

この印刷物は、印刷用の紙へ
リサイクルできます。